令和８年度　旧槻木事務所解体工事

意匠図

番　号	図面名	縮尺 A1版	縮尺 A3版
A-01	表紙・図面リスト	NO	SC
A-02	解体工事特記仕様書（１）	NO	SC
A-03	解体工事特記仕様書（２）・案内図	NO	SC
A-04	建物面積表	1/100	1/200
A-05	外部・内部仕上げ表	NO	SC
A-06	各階平面図・屋根伏図	1/100	1/200
A-07	立面図・断面図	1/100	1/200
A-08	矩計図・共通詳細図	1/20	1/40
A-09	１階平面詳細図１・展開図	1/50	1/100
A-10	１階平面詳細図２・展開図	1/50	1/100
A-11	２階平面詳細図・展開図	1/50	1/100
A-12	１・２階天井伏図・建具キープラン・建具表	1/100	1/200
A-13	仮設計画図・外構図	1/100	1/200
A-14	現況レベル図・最終整地レベル図	1/100	1/200

構造図

番　号	図面名	縮尺 A1版	縮尺 A3版
S-01	杭伏図・基礎伏図・１・２階床梁伏図	1/100	1/200
S-02	軸組図	1/100	1/200
S-03	基礎配筋詳細図・地中梁断面リスト・鉄骨部材表	1/50	1/100
S-04	鉄骨詳細図	1/30	1/60

電気設備図

番　号	図面名	縮尺 A1版	縮尺 A3版
E-01	電気設備　改修工事特記仕様書	NO	SC
E-02	凡例・分電盤結線図・照明器具参考姿図	NO	SC
E-03	幹線・動力・弱電設備　系統図・平面図	1/75	1/150
E-04	電灯設備　平面図	1/75	1/150
E-05	電灯・構内交換・構内情報通信網・テレビ共同受信設備・１階平面図（追加変更分）	1/75	1/150

機械設備図

番　号	図面名	縮尺 A1版	縮尺 A3版
M-01	機械設備　改修工事特記仕様書	NO	SC
M-02	凡　例　・　系統図	NO	SC
M-03	給排水衛生設備　１・２階平面図・機器リスト	1/100	1/200
M-04	空調・換気設備　１・２階平面図・機器リスト	1/100	1/200
M-05	浄化槽詳細図（参考図）	1/15	1/30

柴　田　町

柴 田 町 財 政 課

訂正		発行	
工事名	令和８年度 旧槻木事務所解体工事	図番	A-01
図面名	表紙・図面リスト	建築	
設計者		縮尺	A1：NO SC A3：NO SC

建築物解体工事特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1 工事名称　令和８年度　旧槻木事務所解体工事
2 工事場所　柴田町槻木上町二丁目51-1（旧槻木事務所）地内
3 用途地域等
　都市計画区域（◎ 内 ・ 外）　用途地域（ 第一種住居地域　　）
　防火地域等（・ 防火 ・ 準防火 ◎ 指定なし ◎ ２２条 ）
　その他の地域・地区（　　）
4 主要用途　事務所（旧槻木事務所）
5 敷地面積　　498.43㎡
6 工事の概要

・鉄骨造２階建て　（1974年（昭和49年）竣工）
　建築面積：215.37㎡・延べ床面積：343.84㎡　解体工事一式

7 別途工事

8 その他
本工事は、週休２日工事【発注者指定型（現場閉所型）】の対象である。

9 特記仕様書の範囲
特記仕様書は、本特記仕様書のほか以下の○印もので構成する。
・ 外構工事特記仕様書　・ 植栽工事特記仕様書
◎ 電気設備工事特記仕様書　◎ 機械設備工事特記仕様書
・　・

Ⅱ 建築工事仕様

1．共通仕様
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版）」（以下、「解体共通仕様書」という。）による。
ただし、「解体共通仕様書」に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書（令和4年版）」(以下「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版）」（以下「改修標準仕様書」という。）による。
なお、施工条件明示書は特記仕様書に含める。

2．特記仕様
1）項目は、番号に○印のついたものを適用する。
2）特記事項は、⊙印のついたものを適用する。⊙印のつかない場合は※印のついたものを適用する。⊙印と※印のついた場合は、共に適用する。
3）特記事項に記載の［ ］、（ ）及びく ＞内の表示番号は、それぞれ「解体共通仕様書」、「標準仕様書」及び「改修標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	① 一般事項	⊙ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合には、監督職員に報告の上、指示に従うこと。 ⊙ 請負業者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。 ⊙ 施工体系図を現場に掲示すること。 ・ 工事着手前及び完成時に、以下に示す調査範囲の近隣家屋等の内外の状況（地盤、擁壁、内外壁、床、建具等）を調査・記録し、報告書を監督職員に提出すること。 ※工事に伴う環境調査要領 平成28年4月（東京都建設局編集）による ※調査に先立って調査計画書を作成し監督職員の確認を受けること 調査範囲　※ 図示
	② 適用基準等	⊙ 建設工事執行規則(昭和39年3月宮城県規則第9号) ⊙ 宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱 ⊙ 営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部　令和5年版）及び工事写真撮影ガイドブック（国土交通大臣官房官庁営繕部監修　令和5年版）
	③ 工事実績情報(CORINS)の登録	※ 適用する（請負精算額が500万円以上の場合）　[1.1.4] 受注時、変更時及び工事完成時にあらかじめ監督職員の確認を受け、契約締結後及び工事完成後10日以内に登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督職員に提出すること。 ・ 適用しない
	④ 電気保安技術者	・ 適用する　※ 適用しない　[1.3.3]
	⑤ 事故報告	[1.3.8] 工事の施工中に事故が発生した場合は，直ちに監督職員に通報するとともに，監督職員から指示があった場合は「事故報告書」を指示する期日までに監督職員に提出する。
	⑥ 技能士	[1.6.2] ・ 下表で技能士を適用することとした職種に、１級又は単一級技能士を配置する。 ※ 下表で技能士を適用することとした職種に、１級、２級又は単一級技能士を配置する。

工事種目	技能検定職種（技能検定作業）
以下の該当工事	・該当する作業がある以下の職種（作業）の全て
仮設工事	⊙とび（とび作業）
鉄筋工事	・鉄筋施工（鉄筋組立作業）
コンクリート工事	・型枠施工（型枠工事作業）
	・コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
鉄骨工事	・鉄工（構造物鉄工作業）
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・ALCﾊﾟﾈﾙ・押出成形セメント板工事	・ブロック建築（コンクリートブロック工事作業） ・ＡＬＣパネル施工（ＡＬＣパネル工事作業）
防水工事	・防水施工（・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ防水工事作業 ・ＦＲＰ防水工事作業　）
石工事	・石材施工（石張り作業）
タイル工事	・タイル張り（タイル張り作業）
木工事	・建築大工（大工工事作業）
屋根及びとい工事	・建築板金（内外装板金作業） ・かわらぶき（かわらぶき作業）
金属工事	・内装仕上施工（鋼製下地工事作業） ・建築板金（内外装板金作業） ・バルコニー施工（金属バルコニー工事作業）
左官工事	・左官（左官作業）
建具工事	・サッシ施工（ビル用サッシ施工作業） ・ガラス施工（ガラス工事作業） ・自動ドア施工（自動ドア施工作業）
ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事	・カーテンウォール施工（金属製ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事作業） ・サッシ施工（ビル用サッシ施工作業） ・ガラス施工（ガラス工事作業）
塗装工事	・塗装（建築塗装作業）
内装工事	・内装仕上施工（・プラスチック系床仕上工事作業 ・カーペット系床仕上作業 ・木質系床仕上げ工事作業 ・ボード仕上工事作業　）
	・表装（壁装作業）
排水工事	・配管（建築配管作業）
舗装工事	・路面表示施工（・溶融ﾍﾟｲﾝﾄﾊﾝﾄﾞﾏｰｶｰ工事作業 ・加熱ﾍﾟｲﾝﾄﾏｼﾝﾏｰｶｰ作業　）
植栽工事	・造園（造園工事作業）

7．完成図等
営繕工事完成引渡要領（令和6年4月1日宮城県土木部営繕課・設備課）により作成する。
※ 白焼Ａ４版折製本（黒表紙金文字入）　１部
※ 白焼縮小（Ａ３版）２つ折製本　１部
※ 敷地の完成図面　JWW形式又はDXF形式のCADデータ及びPDFデータ　DVD-R等2部

⑧ 完成写真
※ 作成する
営繕工事写真撮影要領により、完成届に添付する完成写真とは別に次のものを原本（電子媒体）とともに監督職員に提出する。
なお、原本は、DVD-R等で提出すること。

分類	サイズ	撮影箇所数	部数	提出様式
※カラー ・白黒	※Ｌ ・２Ｌ ・六切り	※営繕工事写真撮影要領の完成写真程度 ・ 箇所　枚	※１部 ・ 部	※工事用アルバムA4版 ポケット式程度 ・フリーアルバム （台紙寸法323×270程度） ・

アルバムは、監督職員との協議により紙媒体又は電子媒体とする。

⑨ 火災保険等
工事目的物及び工事材料等について、次により保険に付す。
保険の種類　・ 火災保険　※ 建設工事保険　・
保険期間　※ 工事着手から工事目的物引き渡しまで　・

2 仮設工事

① 仮囲い
※ 設ける　（位置、延長等は図示）
⊙ 万能鋼板　(H=2.0m　)　・ 波形鉄板　(H=　)
・ 単管シート(H=　)　・ 防音シート(H=　)
・ 防音パネル(H=　)
・ パネルゲート　(W=　H=　)×　箇所
⊙ キャスターゲート　(W=6.0m H=1.8m)×１箇所
・ 設けない

② 騒音、防塵等の対策　[2.2.1]
※ 設ける（適用範囲：外部足場廻り）
・ 防音パネル　⊙ 防音シート　・ 養生シート
・ 設けない

③ 交通誘導員
※ 配置する（ 103日　×１　人　＝　103 人日）　・ 配置しない

④ 監督職員事務所　[2.3.1]
・ 設ける
・ 既存建物内の一部を使用する。
・ 構内に新設する　（規模　　㎡程度）
・ 備え付ける備品　（　　）
※ 設けない

⑤ 工事表示板
営繕工事における工事及びコスト表示要領（令和6年4月1日宮城県土木部営繕課・設備課制定）により設置する。
※ 工事表示板　設置枚数　１枚
・ 事業コスト表示板　設置枚数　枚
※ 建設リサイクル法による標識を設置する。

⑥ 工事用水
構内既存の施設　※ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償）
・ 既存施設は休止中のため、工事の際には申請が必要。
・ 利用できない

⑦ 工事用電力
構内既存の施設　※ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償）
⊙ 利用できない

⑧ 工事用通路
※ 指定しない　・ 指定する（図示）

⑨ 足場等
外部足場　⊙設置する　（設置範囲　⊙工事に必要な範囲　<2.2.4>
・設置しない　・　）<表2.2.1>

防音シート　⊙設置する　（設置範囲　⊙工事に必要な範囲
・設置しない　・　）

⑩ 家屋調査（事前調査）
⊙案内図に示す範囲の家屋等について、現場着手前に国土交通省「地盤変動影響調査算定要領」の第2節で定める「事前調査」に基づき調査を行い、第3節に基づき調査書等を作成したものを工事完了時に監督員へ提出すること。但し、工事中であっても調査結果を求められた場合は応じること。

内部足場　⊙設置する　（・　※脚立，足場板等）
・設置しない
・材料，搬去材等の運搬方法
種別（・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種）
Ｃ種：利用可能なエレベーター　（　　）
Ｄ種：利用可能な階段　（　　）
足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月策定）」によるものとし、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」によること。
⊙ 酸素・アセチレン・軽油等の危険物は所定の位置に施錠できる小屋等に保管すること。
⊙ 作業通路は，指定通路表示を行い，足場等の堅固なもので頭上の保護を行うこと。
⊙ 建物周辺は，粉塵防止や火災発生に備えて散水を行うこと。
⊙ 工事に関係部分の出入口の表示を行うこと。

⑯ その他

3 解体施工

① 解体工法
※ 解体工法は，低振動・低騒音型の機械器具等の選定を心がけ，防音シートや散水等により騒音・振動の減少，粉塵の防止に努めること。
※ 解体方法及び手順は，「分別解体等に係る施工方法に関する基準（建設リサイクル法規則第２条）」による。

② 施工計画書等　[1.2.1～2]
工程表・施工計画書・仮設計画書等は，工事契約後速やかに監督職員に提出し，承諾を得ること。

③ 杭
杭の解体　[3.9.2]
⊙ 行う　（※杭頭から　　mまで　⊙全長　）
杭の解体工法
⊙ 引き抜き工法　（・ 振動　⊙ ケーシング　・　）
・ 粉砕による解体

④ 樹木等
樹木の枝払い　⊙ 行う（図示による、他監督員と協議）　[3.11.1]
樹木の移植　・ 行う（図示による）

⑤ 地下埋設物の埋設配管
地下埋設物及び埋設配管の解体　[3.12.1]
⊙ 行う（図示による）

⑥ 解体後の整地
解体後の埋戻し及び盛り土　[3.13.1]
⊙ 行う
埋戻し及び盛土の材料　(3.2.3)(表3.2.1)
⊙ Ａ 種　⊗ Ｂ 種　・ Ｃ 種　・ Ｄ 種
・ 構造物撤去等により自現場で発生するコンクリート塊を現場内で破砕したもの（粒径４０mm以下）を使用する。
埋戻し範囲　・ 図示による
Ｃ種の場合
建設発生土受入れ量　　m3
発生場所
受入条件
整地の高さ　・ 現状ＧＬ
⊙ 図示による

⑦ 建設発生土の処理
⊙ 構内指示の場所に敷きならす。　(3.2.5)
・ 構内指示の場所にたい積する。
・ 構外指示の場所に搬出する。
受入れ施設名・所在地（km）
・ 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の含有を調査する。
調査範囲及び項目　※図示

⑧ 有害物質含有調査

4 建設廃棄物の処理

① 再資源化等　[1.3.10] [4.4.1]

建設廃棄物の種類	中間処理施設又は再資源化施設の名称等	所在地（km）
⊙コンクリート	大宮リサイクルセンター	川崎町大字支倉字殿上山1-48　19km
⊙コンクリート及び鉄から成る建設資材	大宮リサイクルセンター	川崎町大字支倉字殿上山1-48　19km
⊙アスファルト、コンクリート	大宮リサイクルセンター	川崎町大字支倉字殿上山1-48　19km
⊙木材	（株）県南エコテック宮城県ウッドリサイクルセンター	蔵王町大字円田字一戦場20　18.8km
⊙ガラス陶器類	（株）昭和羽前建設工業仙台新港エコタウン24第二工場	仙台市宮城野区仙台港北2-10-4　33.5km
⊙廃プラ類	（株）ジェーエーシー蔵王資源リサイクル工場	蔵王町大字小村崎字山崎14-8　14km

[4.4.1]

建設廃棄物の種類	再資源化の有無	再資源化施設の名称等	所在地（km）
・蛍光ランプ HIDランプ	・する ・しない		
・硬質ポリ塩化ビニル管・継手	・する ・しない		
・ガラス	・する ・しない		

現場利用する再資源化された建設廃棄物　[4.4.1]

種類	利用する場所(箇所)等

※ 鉄筋コンクリートを現地で破砕し，再生材クラッシャラン（0～40）として利用する場合は，標準仕様書(表22.3.3)の再生材クラッシャランによることとし，すりへり減量を50%以下にすること。

5 特別管理産業廃棄物処理

2．産業廃棄物広域認定制度の活用　[4.4.2]

種類	所在地等（km）

③ 最終処分

⊙（安定型）　[4.4.3]

種類	受入施設名称等	所在地(Km)	備考
非飛散型アスベスト（ALC+仕上塗材・ﾀｲﾙ類）	（株）ジャパンクリーン	仙台市青葉区芋沢字青野木109-1　50.4km	

⊙（管理型）（遮断型）

種類	受入施設名称等	所在地(Km)	備考
飛散型アスベスト（ひる石+PB）	仙台環境開発㈱	仙台市青葉区芋沢字青野木457-1　49.9km	
	最終処分場		

１～３の処理、処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、上記によらない場合は、監督職員と協議すること。
また、処理、処分に先立ち処分場等の受入の可否を確認すること

4．処分に注意を要する建設廃棄物　[4.5.1]

種類	処理施設名称等	所在地(Km)	備考
・CCA処理木材			
・ヒ素又はカドミウム含有石膏ボード			
・			

＜対象となる石膏ボード＞
小名浜吉野石膏（株）　いわき工場　昭和48年10月～平成9年4月の間に製造されたもの
日東石膏ボード（株）　八戸工場　平成4年10月～平成9年4月の間に製造されたもの

1．施工調査　[5.1.2]

材料名	仕様等（型式、厚さ、数量）	調査の範囲
		※ 図示 ・ 工事対象範囲

2．特別管理産業廃棄物等の処理計画　[5.1.3][1.2.2]
※ 種類別に具体的な処理計画を定め施工計画書に記載する。

特別管理産業廃棄物の種類	処分場の名称	所在地等（km）
・ 廃石綿		

3．PCBを含む機器類等
PCB（ポリ塩化ビフェニール）含有機器　・ 有（数量は図示）　[5.4.1]
・ 無
PCB含有シーリング材　・ 有（施工範囲は図示）　[5.4.1]
・ 無
PCBを含有する機器等については、飛散、流出がないように適切な容器に納めて適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員を通して保管事業者に引き渡す。

④ 特殊な建設副産物の回収及び処分　[7.3.1]

回収又は処分を行う副産物の種類	対象機器名称	回収業者又は処分場の名称等	保管場所・処分場の所在地等
⊙フロン	空調機器	メーカーによる処分	
・ハロン			
・イオン化式感知器			
・六フッ化硫黄(SF6)ガス			

6 アスベスト含有建材の除去

① 石綿含有建材の除去工事

施工調査
※石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等によって石綿を含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査する。
調査範囲（※施工範囲全て　・図示　　）
貸与資料（設計時、アスベスト含有調査報告書（3検体分））

⊙分析による石綿含有建材の調査
分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、
クリソライト、クロシドライト、トレモライト
分析方法

材料名	定性分析方法 JIS A 1481 または JIS A 1481-2	定量分析方法 JIS A1481-3または JIS A 1481-4
⊙仕上表による	・　箇所	・　箇所
・	・　箇所	・　箇所
・	・　箇所	・　箇所

サンプル数　1箇所あたり３サンプル
採取箇所　・図示　・

建築改修工事監理指針 9章　表9.1.7 ⊙ 欄（参考）に準ずる。
⊙石綿粉じん濃度測定　（レベル１・２のみ）　<9.1.1>
測定点　測定時期、場所及び測定箇所数

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定個所数
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	・計　点
・	測定２		調査対象室外部の付近	・計　点
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	・計　点
⊙	測定４		セキュリティゾーン入口	・計　2　点
⊙	測定５		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	出口吹出し風速1m/sec以下の位置
⊙	測定６		処理作業室外・施工区画周辺⊙敷地境界	・計　4方向各１　点
⊙	測定７	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	・計　2　点
・	測定８	処理作業後シート撤去後1週間以降	処理作業室内	・計　点
・	測定９		調査対象室外部の付近	・計　点

測定方法
⊙自動測定器による測定　（レベル３を除く）

測定名称	測定方法
⊙測定４ ⊙測定５	粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径(mm)	試料の吸引流量(L/min)	試料の吸引時間(min)
・測定４　・測定５	25	5	30
・測定・	25	10	120
・測定・	47	10	240
・測定・			

石綿含有建材の処理

⊙石綿含有吹付け材の除去　（ひる石+PBt9）
除去対象範囲　⊙図示　・
除去工法　・　※9.1.3(2)(ｱ)による
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置
※湿潤化　・固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
⊙埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

・石綿含有保温材等の除去
除去対象範囲　・図示　・
除去工法　・破砕して除去　・手ばらし
除去した石綿含有保温剤等の飛散防止
※湿潤化　・固形化
除去した石綿含有保温材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

・石綿含有成形板の除去
除去対象範囲　・図示
除去した石綿含有成形板の処分
・石綿含有せっこうボード
※埋立処分（管理型最終処分場）
・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
・埋立処分（安定型最終処分場）
・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
作業場所周辺養生
・行う　・行わない

⊙石綿含有仕上塗材の除去　（仕上塗装材＋ALC版）
除去対象範囲　⊙図示
工法　・集じん装置付き超高圧水洗工法（100Mpa以上）
・湿式集じん装置付きディスクグラインダー工法
・乾式集じん装置付きディスクグラインダー工法
・剥離剤（薬品）工法
・超音波ケレン工法
除去した石綿含有仕上塗材の処分
⊙埋立部分（安定型最終処分場）
・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

案内図　　国土地理院地図

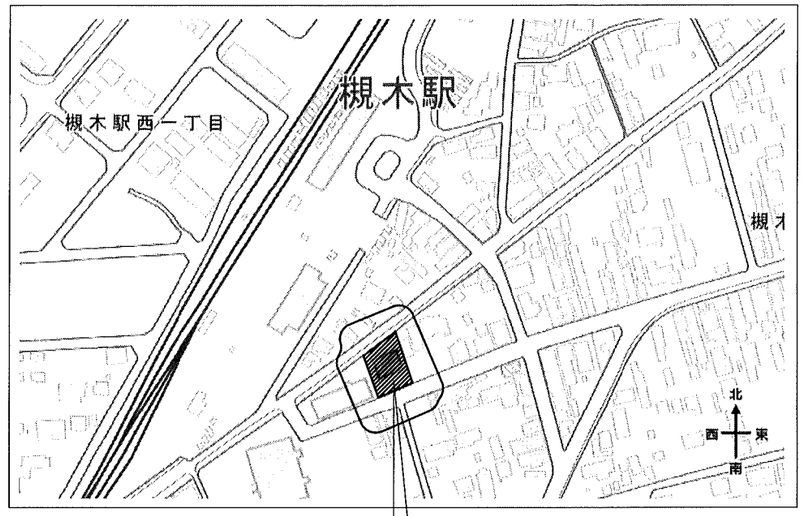

工事場所
柴田町槻木上町二丁目51-１（旧槻木事務所）地内

【家屋調査（事前調査）対象建物一覧】

建物種類	床面積	数量
木造建物Ａ（住宅等）	70㎡未満	3 棟
木造建物Ａ（住宅等）	130-200㎡未満	2 棟
木造建物Ａ（住宅等）	200-300㎡未満	1 棟
木造建物Ｃ（倉庫等）	70㎡未満	2 棟
非木造建物ハ（倉庫等）	200㎡未満	1 棟
工作物	100㎡未満	1 か所
工作物	100-300㎡未満	1 か所

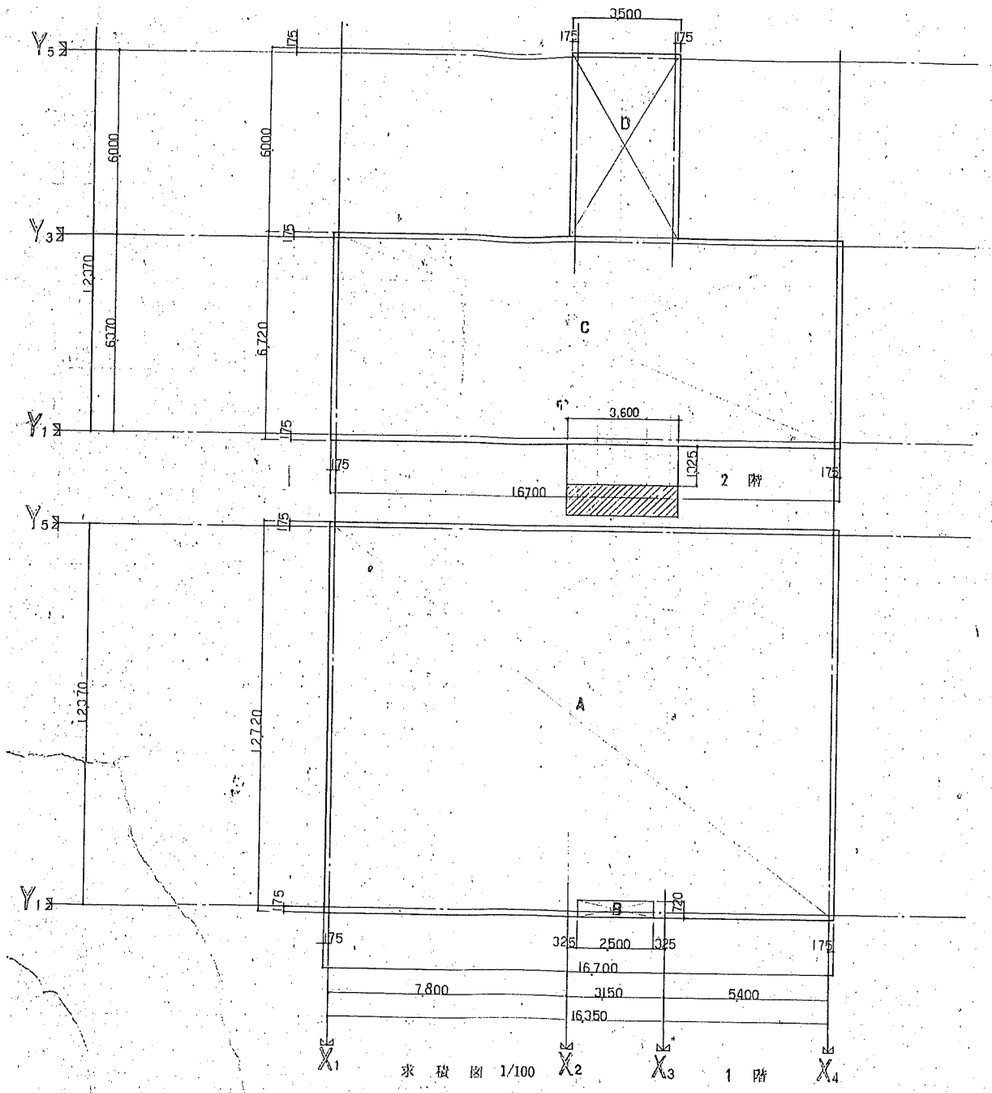

求積図 1/100

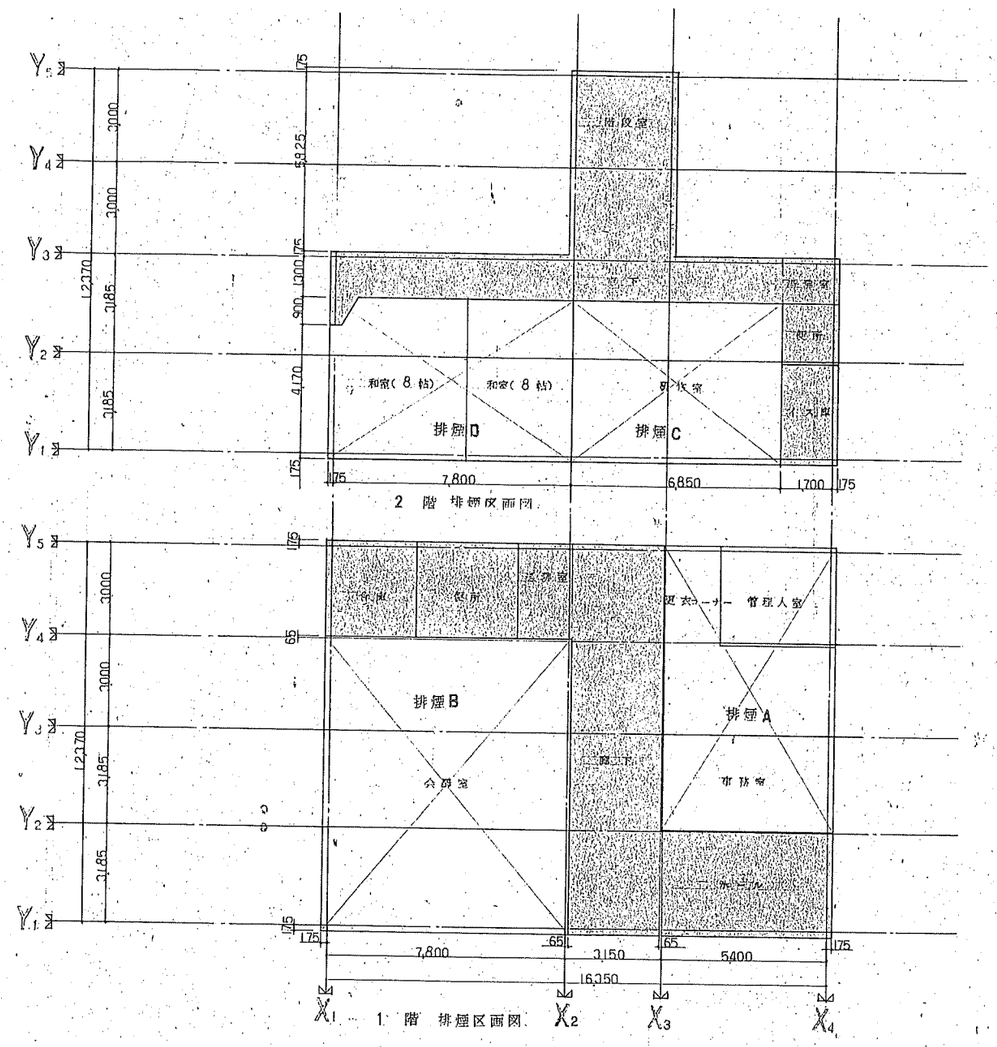

面積表

階数	床面積
1 階	210.62㎡ (63.82坪)
2 階	133.22 (40.37)

延面積	343.84㎡ (104.19坪)
建築面積	215.37 (64.15)

階数	区分	計算式	値
1 階	A	12.720 × 16.700	212.42 ㎡
	B	2.500 × 0.720	1.80
2 階	C	6.720 × 16.700	112.22
	D	6.000 × 3.500	21.00
合計		(A−B)+(C+D)	343.84

階数	排煙区画	室名	床面積㎡	床面積 1/50 (A)	天井高	排煙有効開口寸法 有効幅(B)	有効高(C)	排煙有効開口面積(B×C)
1 階	排煙 A	市務室 管理人室 受付カウンター	52.90	1.056	2.450	0.800 0.500	0.471 0.540	0.800×0.471 +0.500×0.540 = 0.947 > A
	排煙 B	会議室	77.264	1.545	2.450	0.800	0.471	0.800×0.471 = 2.776 > A
2 階	排煙 C	可変室	34.729	0.694	2.550	0.800	2.314	0.800×2.314 = 1.851 > A
	排煙 D	和室	39.932	0.798	2.400	0.800	2.314	0.800×2.314 = 1.851 > A

既存図

柴田町財政課

訂正		発行	工事名	令和8年度 旧槻木事務所解体工事	図番 A-04
			図面名	建物面積表	連番
				設計者	縮尺 A1:1/100 A3:1/200

外部仕上表

凡例：□※：アスベスト含有　有を示す。

床	ポーチ	100角磁器タイル貼り、1部ゴムセット目地込
	搬入口　プロパン置場	モルタル金ゴテ
	B階段　ポーチ	モルタル金ゴテ
壁		A.L.C版、グラスファイバーコート吹付※
屋根	喞筒	硬質塩ビパイプ100φ　A.E.P刷

笠木		E-1.6　F.P刷
庇	屋根	⊗0.4mm カラー鉄板平葺　勾配 1/100
	幕カクシ	⊗0.4mm カラー鉄板
	軒裏	⊗ 5mm プレキシブルボード目透し　A.E.P.ステップル
建具	窓	A.L.C版枠、アルミ製、レディーメードサッシ　枠見込75　一部オーダーメード　スペリオンサッシ枠見込75
	入口	アルミ製ドア　枠見込75　正面入口　枠見込100
その他		

雑工事	足洗場	足洗場床　コンクリート打放シ
	植込縁石	コンクリート打放シ　フンダムセ　盛土地　グラスファイバーコート吹付　植込刈込工事
	住居表示案内板	スチール製　W1350×H1900
	引違いタイプ掲示板	アルミ製　W1950×H2000　（引違い部：ガラス入り）
	車止めブロック	コンクリート製　W150×L600×H150　2カ所

内部仕上表

階数	室名	塗装	床 防水	床 下地	床 仕上	巾木 仕上	巾木 高さ	壁 下地	壁 仕上	壁 特記	壁 備考	天井 下地	天井 仕上	天井 特記	天井 備考	高さ	備考
			アスファルト防水 塗布防水 セメント防水	モルタル塗り ラワン合板 熱溶接下地材	スタイロフォーム ビニールタイル※ 磁器モザイクタイル(90角) 磁器質タイル カーペット フローリング(下地木造) モルタル金ゴテ 磁器タイル100角 タタキ 畳床 長尺塩ビシート ⊗岩綿吸音板(ワックス入り)	木製 モルタル金ゴテ 塩ビ系 100角磁器タイル 雑巾掛		A.L.C ラスボード 木造	軽量鉄骨下地プラスター コンクリート打放シ モルタル金ゴテ目地切	吹付タイル ラスボード 磁器モザイクタイル モルタル金ゴテ、ジュラポン 100角磁器タイル ラワン合板	モルタル金ゴテ コンクリート打放シ	スタイロフォーム	軽量鉄骨 オ造	PB目地面スタッコ PB目地面ステップル	岩綿吸音板 ⊗下PB下地石膏ボード※ ⊗ラワン合板 ⊗珪酸カルシウム板 ラワン合板	木製 既製 アルミ製	コンクリート打放シ スタイロフォーム	窓名札		
1	水ール			○		○	60	○	○	○		○			○	2550	手動式バランス型網戸シャッター
	事務室			○	○	○	〃	○	○	○		○			○	2450	
	管理人室			○	○	○	〃	○	○	○		○			○	2450	
	更衣コーナー			○	○	○	〃	○	○	○		○			○	2300	アルミ製パーテーション
	廊下			○	○	○	〃	○	○	○		○			○	2450	下足棚、⊗24ランバーコーアS.O.P
	湯沸室			○		○	〃	○	○	○		○			○	2100	ステンレス流シ　サンウェーブA-6S-1050　A-6T-350程度、吊り棚　A-6A-1200程度
	便所			○	○			○	○		○	○	○		○	〃	ブース　所内化粧合板　フラッシュS.O.P
	倉庫			○	○	○	60	○	○	○		○	○		○	〃	
	会議室			○		○	〃	○	○	○		○			○	2450	
	多目的WC			○		○	〃	○	○	○		○			○	2200	
2	研修室			○	○	○	60	○	○	○		○			○	2550	
	イス倉			○	○	○	〃	○	○	○		○	○		○	2400	
	物置				○			○	○	○		○	○		○	〃	戸袋、押入
	〃 階段			○	○	○	190		○	○		○	○		○	2550 2400	
	〃 広縁					○	40	○	○	○		○	○		○	2440	
	便所			○	○	○	400 60	○	○	○	○	○	○		○	2400	
	湯沸室			○	○	○	60	○	○	○		○	○		○	〃	ステンレス流シ、サンウェーブA-6S-1050、A-6T-350程度、吊り棚　A-6A-1200程度
	廊下			○	○	○	〃	○	○	○		○			○	〃	
	階段			○		○	〃	○	○	○		○			○		インスリップ　鉄線φ40　イスリ子　スチールパイプ20×2FP、イスリ　スチールパイプ20×2FP
	和室押入			○			15		○		○						

備考	
O.P.油性ペイント	F.B.　プレキシブルボード
O.S.ナイルステイン	P.B.　プラスターボード
O.S.C.L.ナイルメラミンクリヤラッカー	N.P.　ニードルパンチ
C.L.クリヤラッカー	
W.ワックス	
V.ワニス	
E.P.エマルジョンペイント	
A.E.P.アクリル系エマルジョンペイント	
P.P.ゴム質弾性ペイント	

既存図

柴田町財政課	訂正	発行	工事名 令和８年度 旧槻木事務所解体工事
			図名 外部・内部仕上表
			図番 A-05
			縮尺 A1：NO SC　A3：NO SC

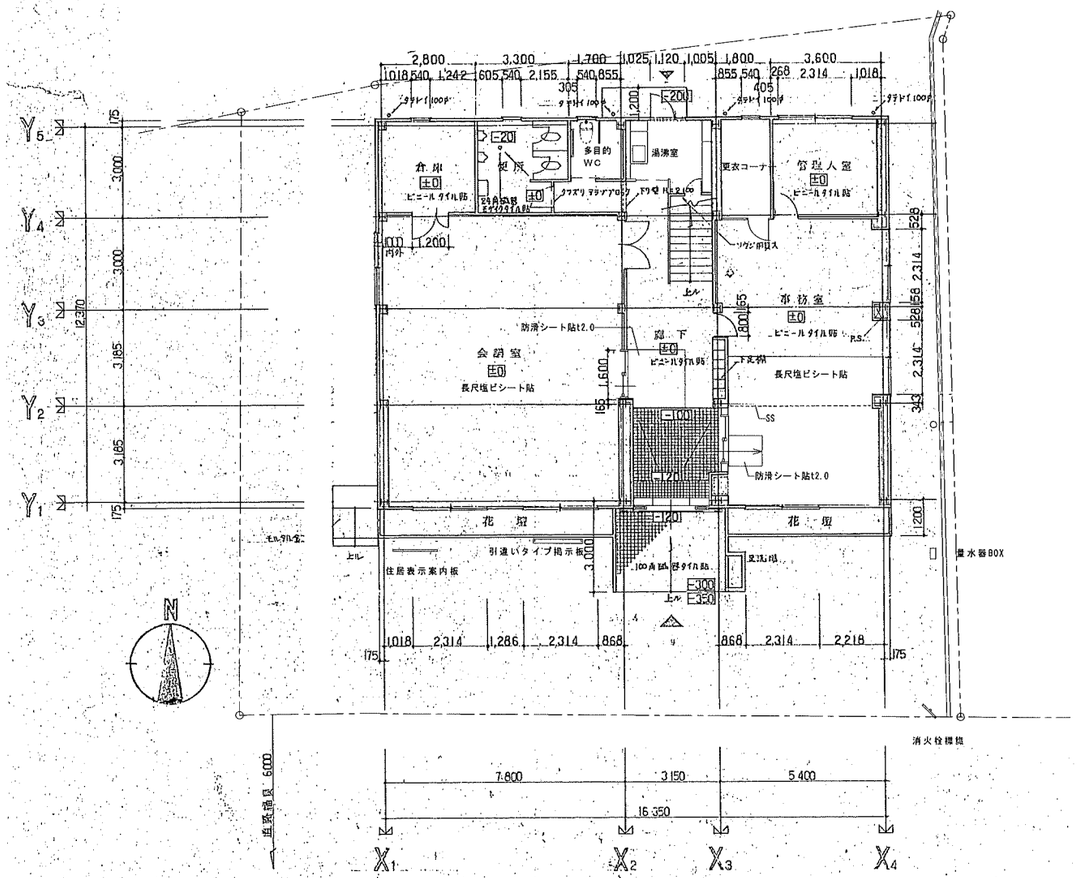

配置図 1階平面図 1/100

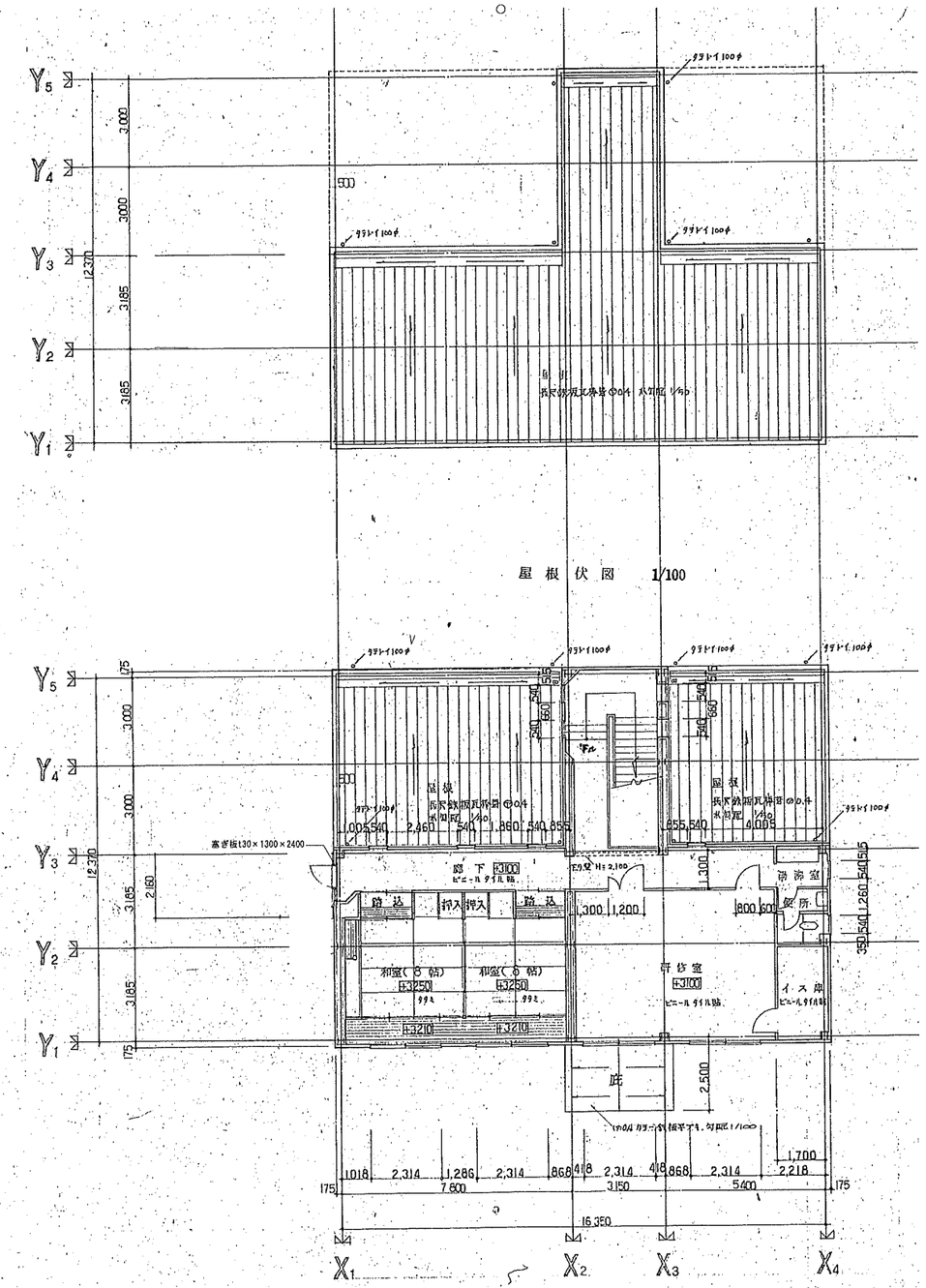

屋根伏図 1/100

2階平面図 1/100

(注)_±0ハ1FLヲホス 設計GLハ1FL−350

※ 設備配管・配線の撤去処分は建築工事とし、設備器具・機器類の撤去処分は設備工事とする。。

既存図

柴田町財政課

訂正	発行	工事名	令和８年度 旧機木事務所解体工事
		図面名	各階平面図・屋根伏図
		設計者	
		図番	A-06
		縮尺	A1:1/100 A3:1/200

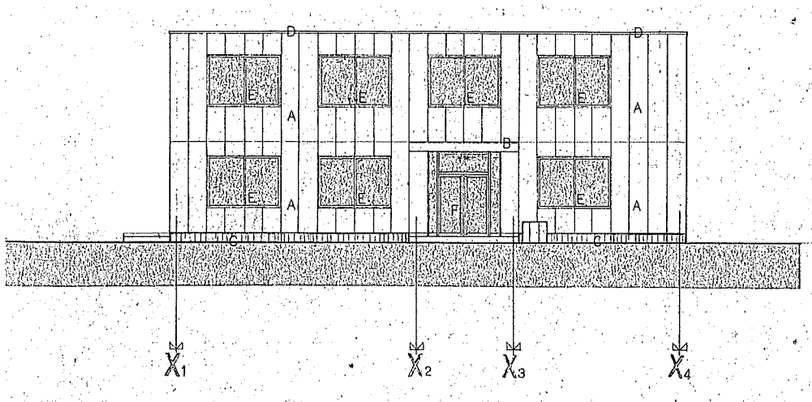

南立面図 1/100

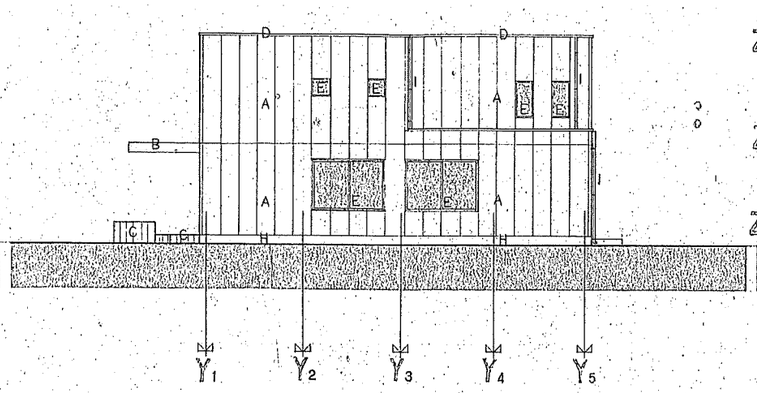

東立面図 1/100

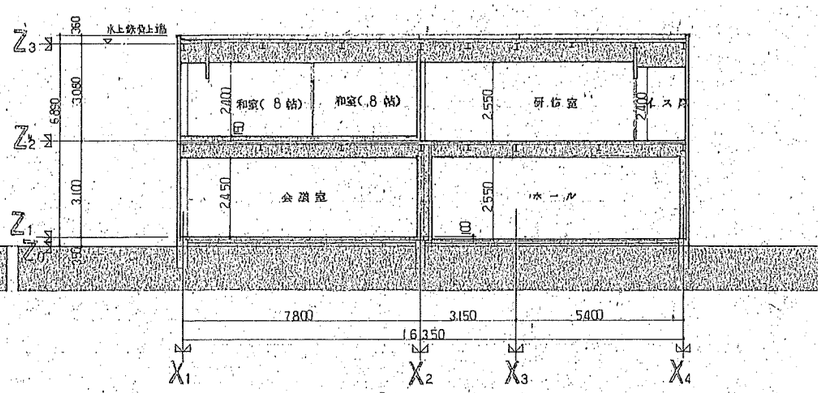

東一西 断面図 1/100

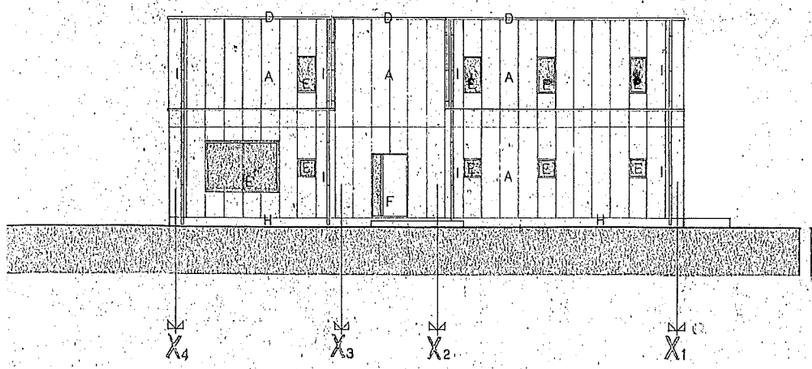

北立面図 1/100

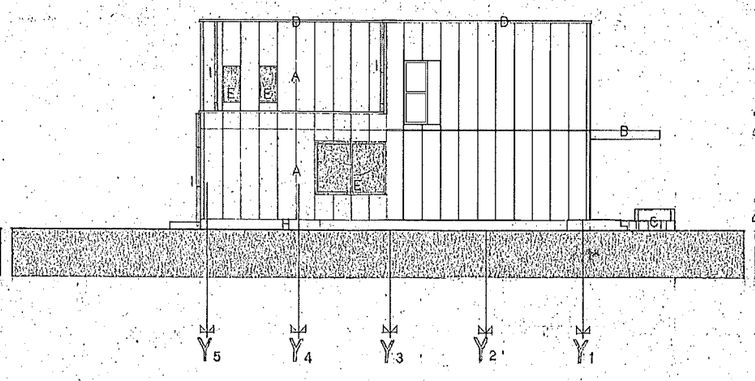

西立面図 1/100

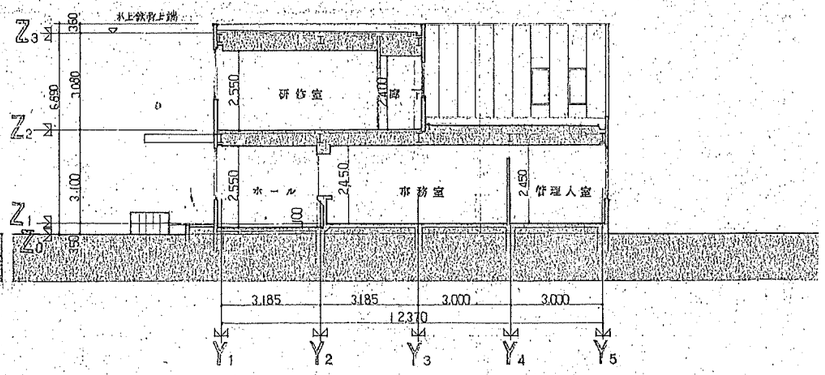

南一北 断面図 1/100

A	A.L.C クラスファイバーコート吹付
B	φ0.4t カラー鉄板
C	コンクリート打放シ ウンダムを在目定 グラスファイバーコート吹付
D	ビート AEP ｽﾘ
E	アルミサッシュ
F	アルミドアー
G	鉄骨階段 F.P ｽﾘ
H	コンクリート打放シ グラスファイバーコート吹付
I	タテドイ 塩ビ管100φ AE.P

既存図

柴田町財政課

訂正		発行	工事名 令和８年度 旧堺木事務所解体工事
			図面名 立面図・断面図
			設計者

図番 A-07
縮尺 A1:1/100 A3:1/200

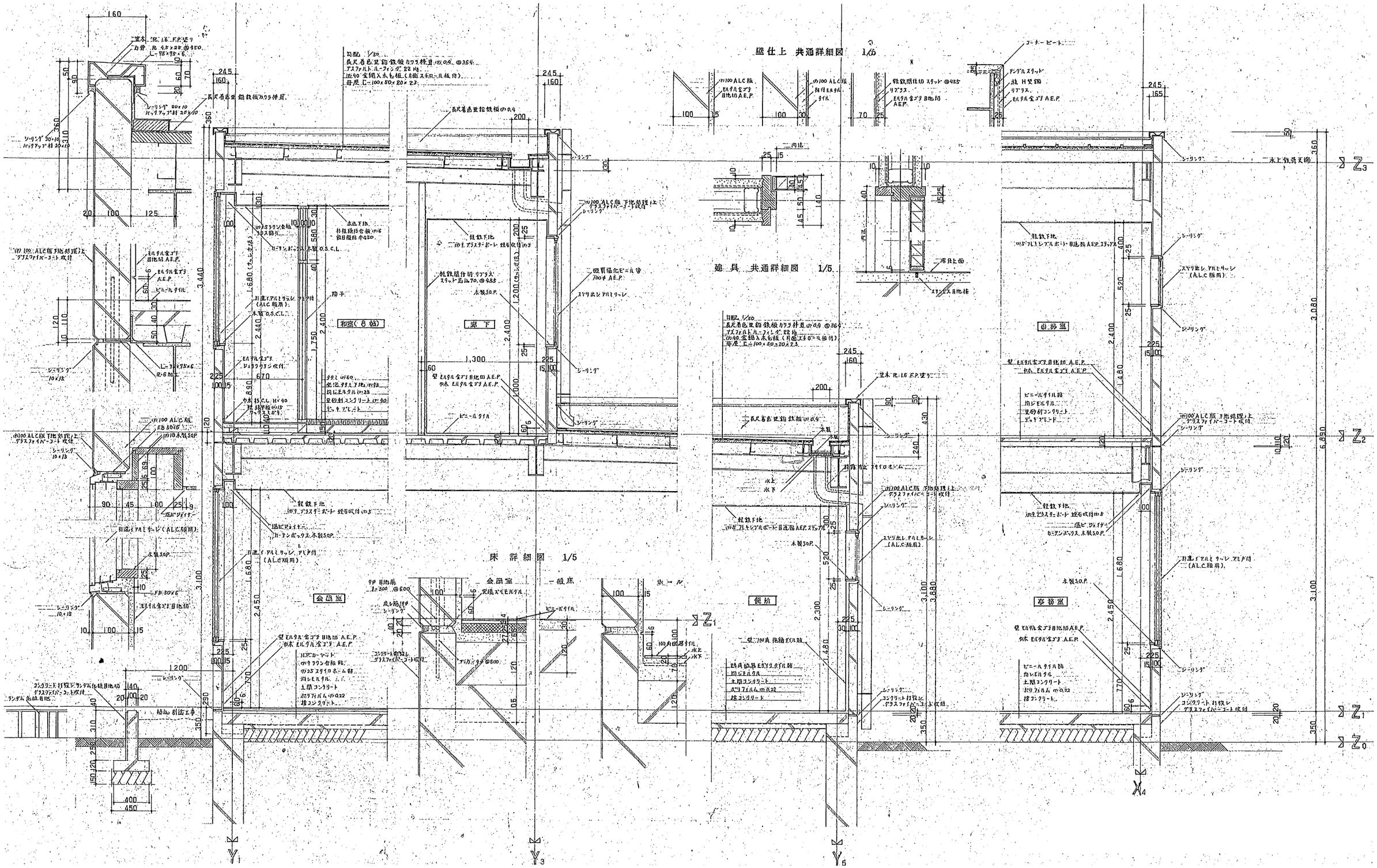

柴田町財政課

工事名	令和8年度 旧機木事務所解体工事	図番	A-08
図面名	矩計図・共通詳細図	縮尺	A1:1/20 A3:1/40

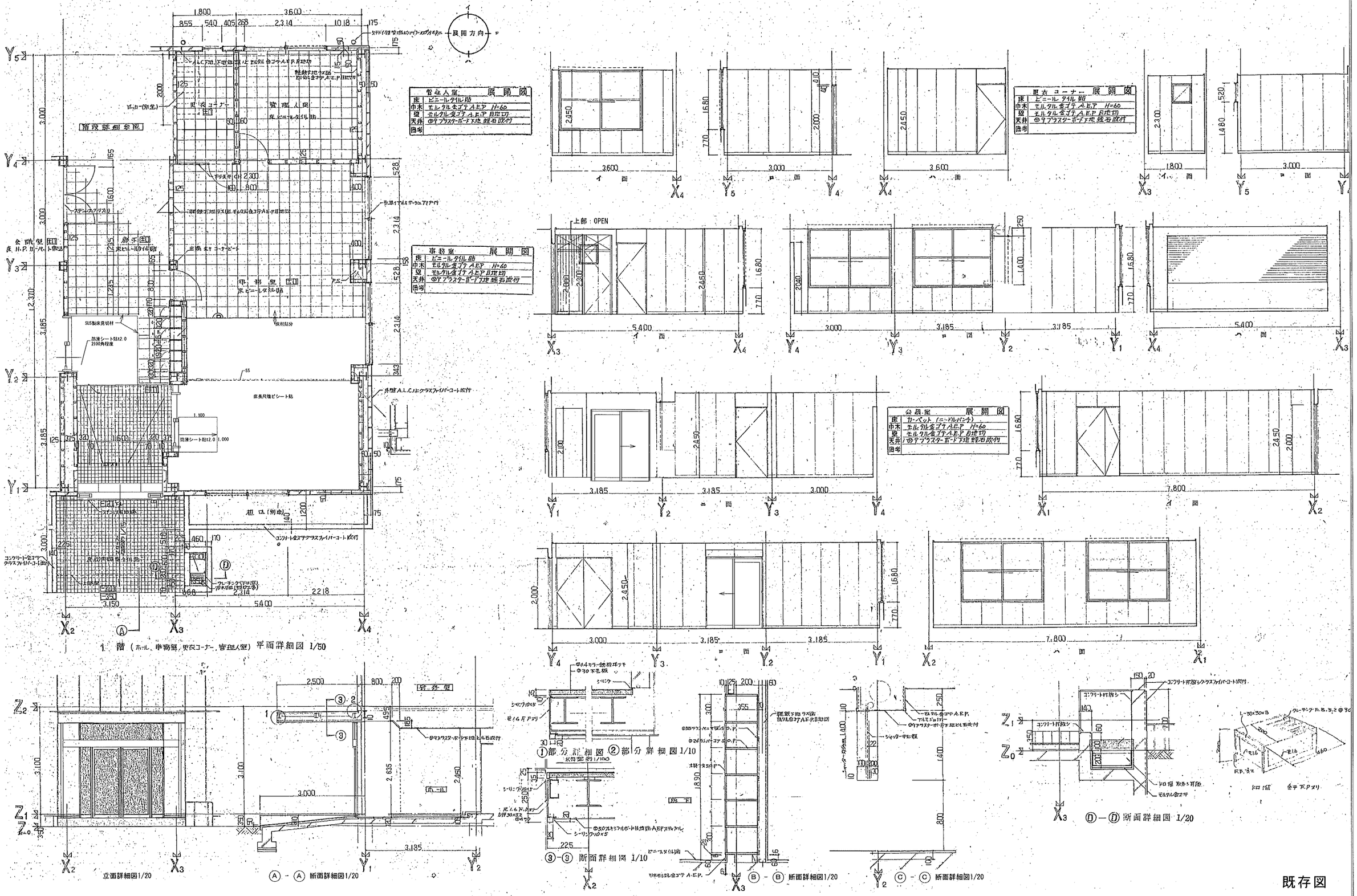

柴田町財政課

訂正	発行	工事名	令和８年度 旧槻木事務所解体工事	図番	A-09
		図面名	１階平面詳細図１・展開図	縮尺	A1:1/50 A3:1/200

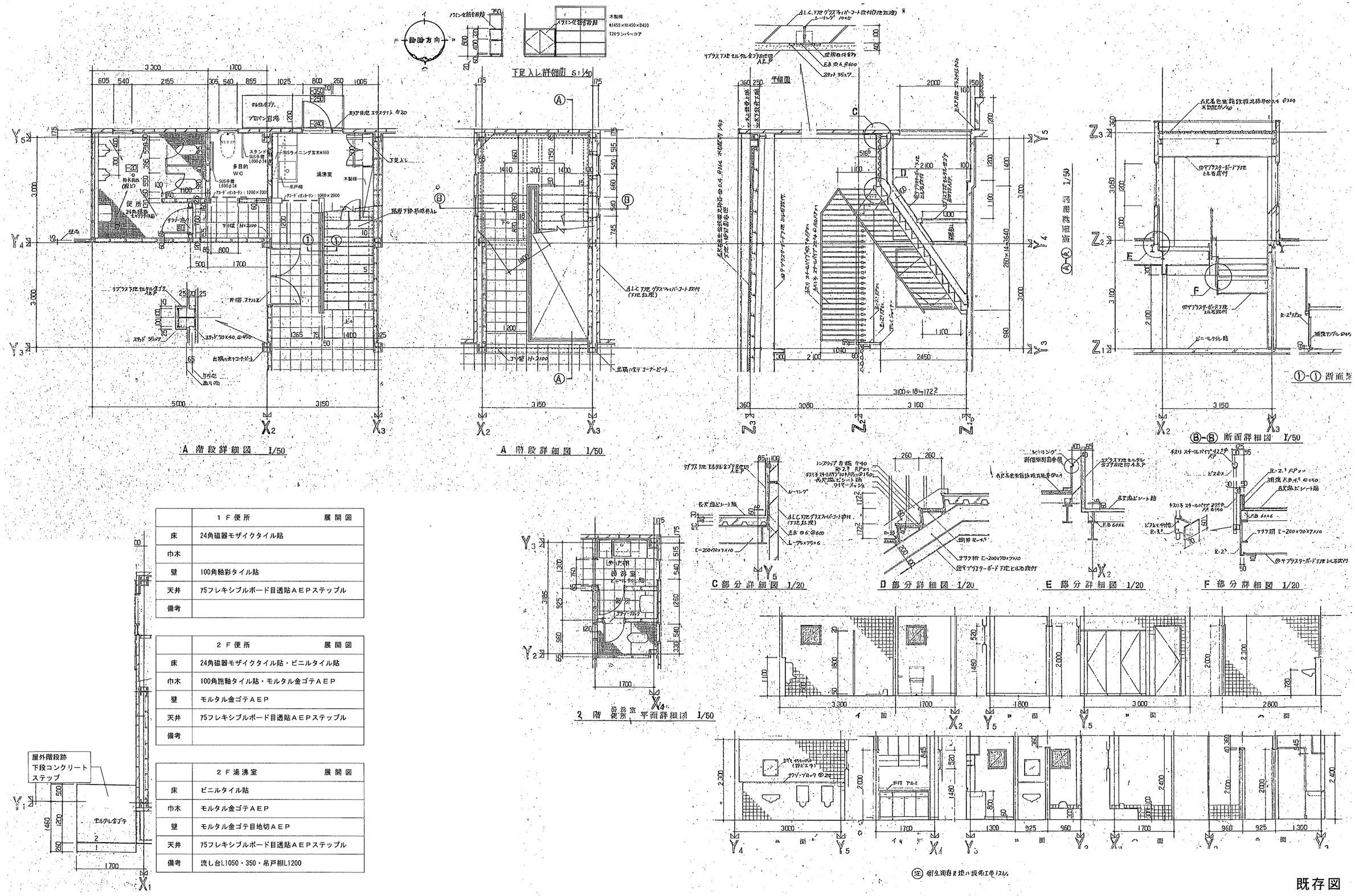

	1 F 便所 展開図
床	24角磁器モザイクタイル貼
巾木	
壁	100角釉彩タイル貼
天井	75フレキシブルボード目透貼AEPステップル
備考	

	2 F 便所 展開図
床	24角磁器モザイクタイル貼・ビニルタイル貼
巾木	100角施釉タイル貼・モルタル金ゴテAEP
壁	モルタル金ゴテAEP
天井	75フレキシブルボード目透貼AEPステップル
備考	

	2 F 湯沸室 展開図
床	ビニルタイル貼
巾木	モルタル金ゴテAEP
壁	モルタル金ゴテ目地切AEP
天井	75フレキシブルボード目透貼AEPステップル
備考	流し台L1050・350・吊戸棚L1200

柴田町財政課

訂正		工事名	令和８年度 旧機木事務所解体工事
発行		図名	１階平面詳細図２・展開図
		図番	A-10
		縮尺	A1:1/50 A3:1/100

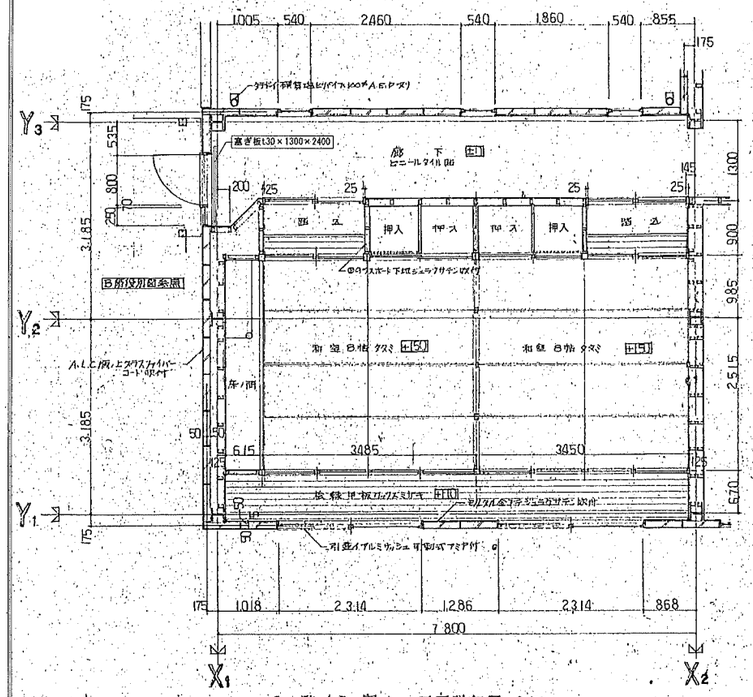

2 階（和室） 平面詳細図 1/50

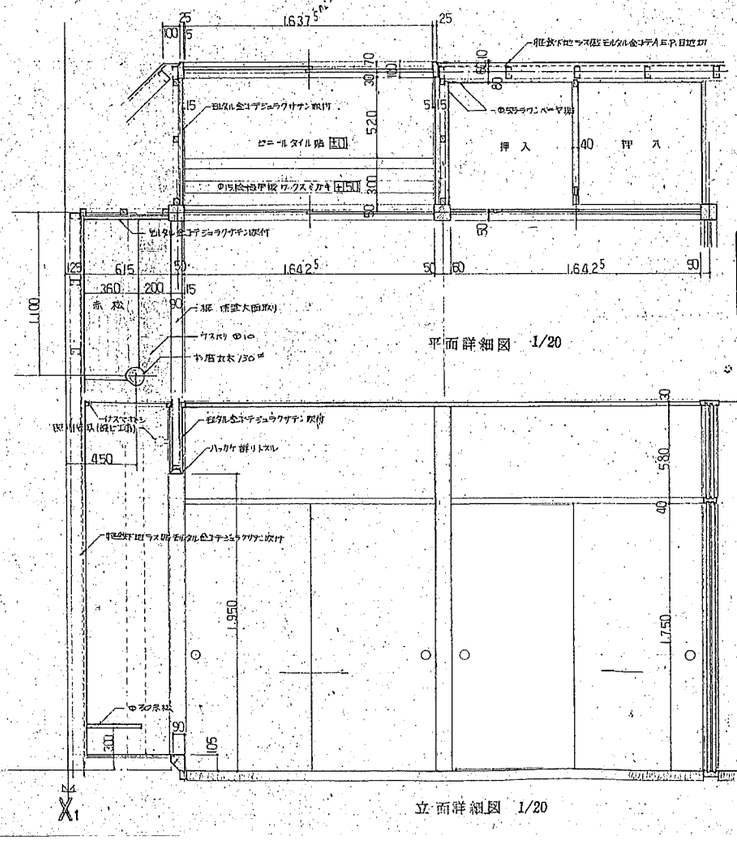

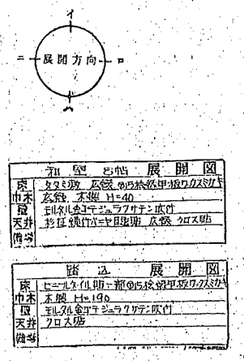

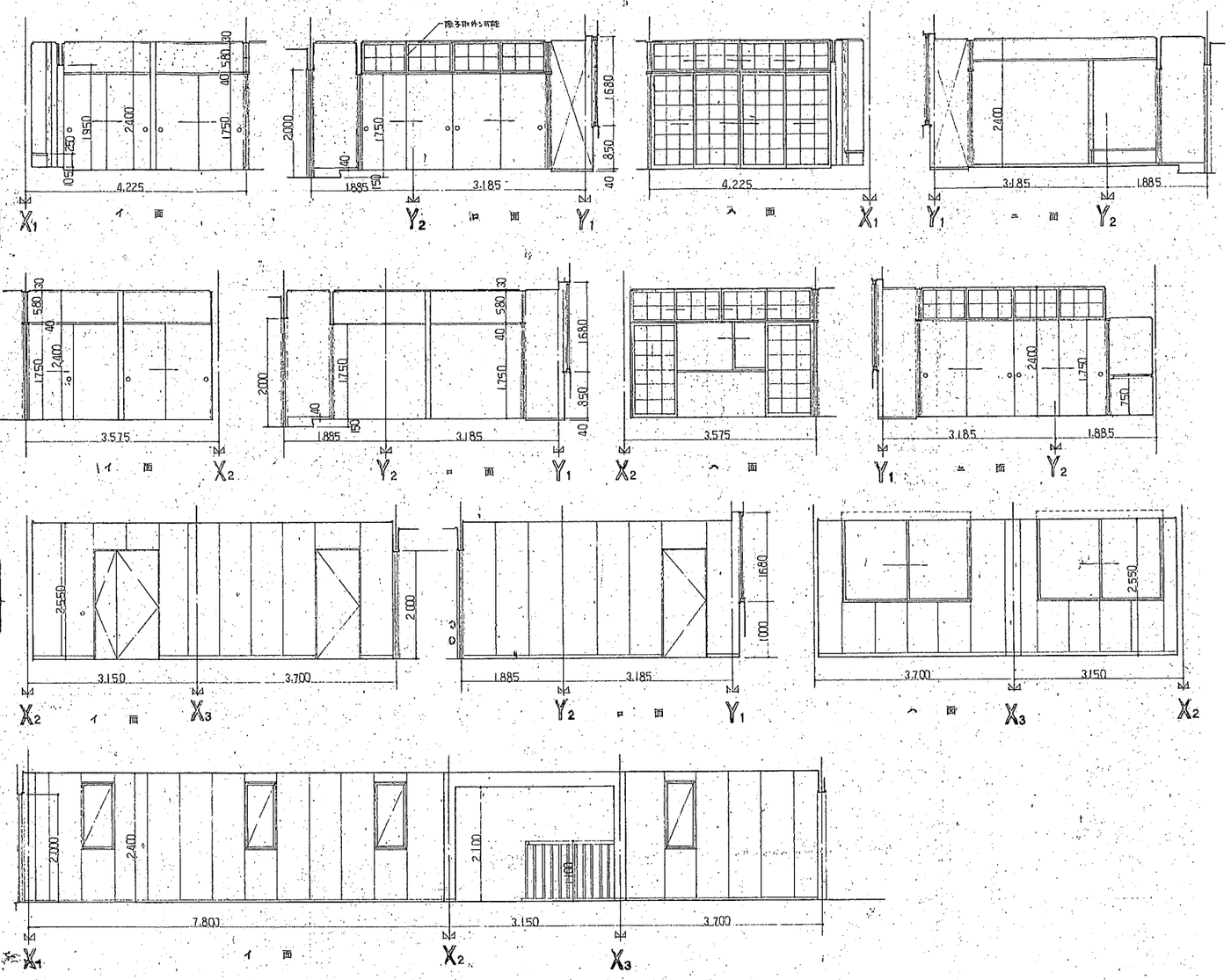

既存図

柴田町財政課	訂正	工事名 令和８年度 旧槻木事務所解体工事	図番 A-11
	発行	図面名 ２階平面詳細図・展開図	縮尺 A1:1/50 A3:1/100

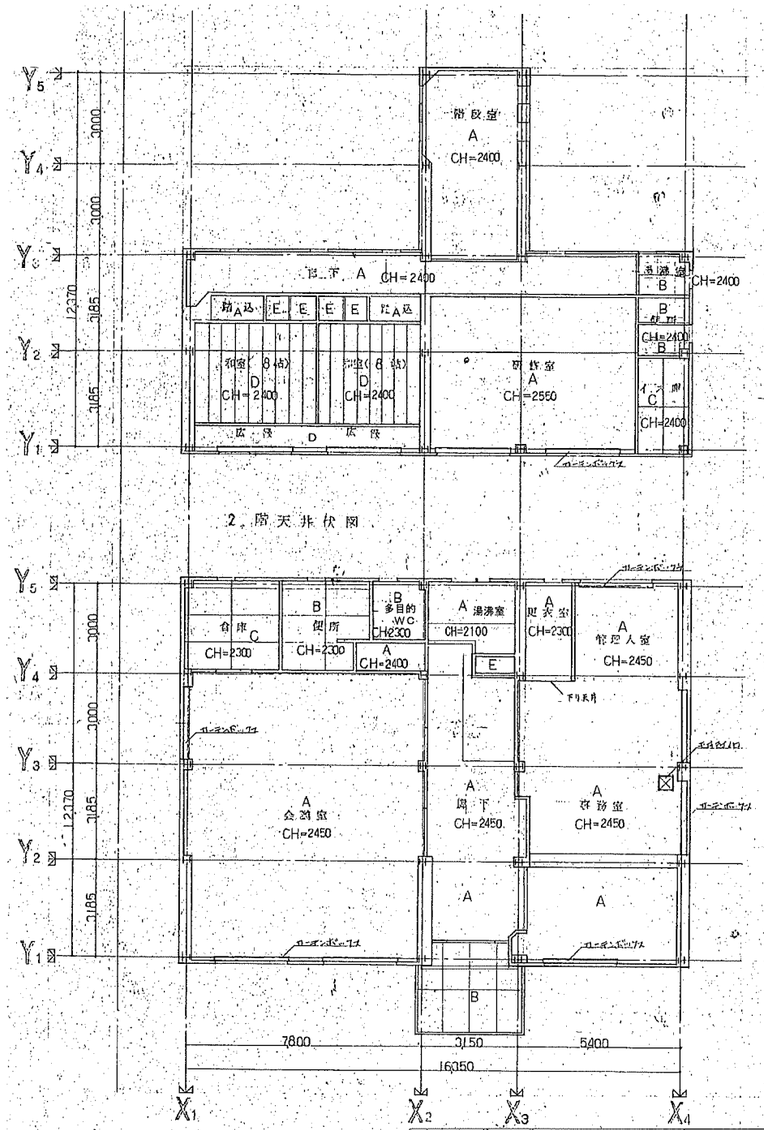

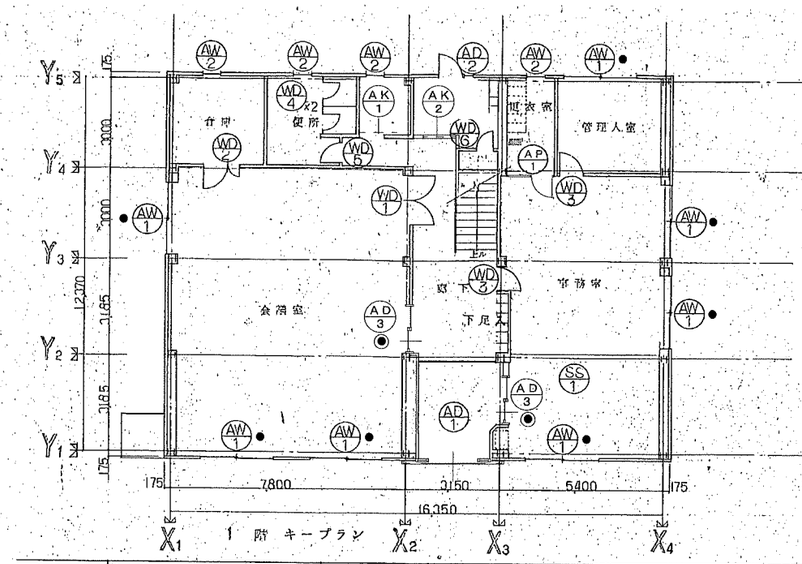

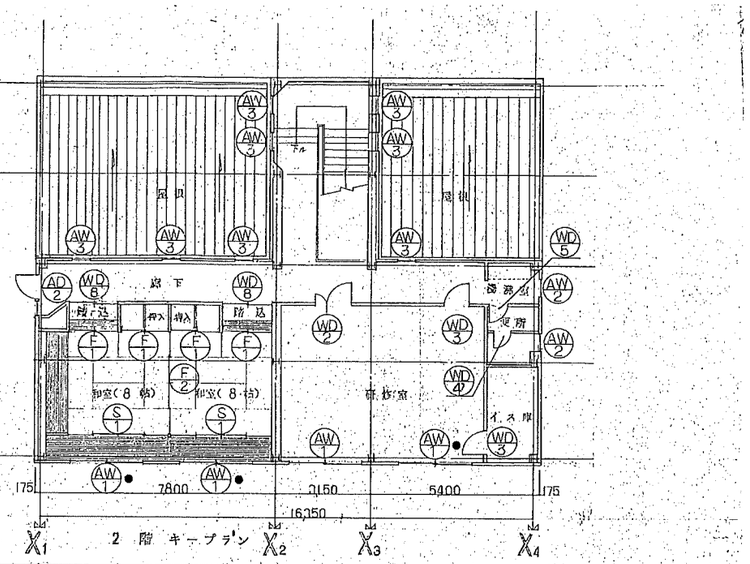

符号・数量	AW-1 11ヵ所	AW-2 6ヵ所	AW-3 8ヵ所	AD-1 1ヵ所	AD-2 2ヵ所	AP-1 1ヵ所	WD-1 1ヵ所	WD-2 2ヵ所	WD-3 4ヵ所	WD-4 2ヵ所 WD-4' 1ヵ所
名称	アルミ ポーラッシュ 引違い窓(ワイヤ付)	アルミ ポーラッシュ 出窓	アルミ ポーラッシュ 出窓	アルミ 引分自動ドア	アルミ ポーラッシュ 内倒し窓用網戸	アルミ製パーテーション	樹脂ペイント フラッシュ 両面ラミ	樹脂ペイント フラッシュ 電子錠	樹脂ペイント フラッシュ 片面ラミ	樹脂ペイント フラッシュ 片面ラミ
姿図 寸法	1,680 / 2,314	520 / 540	1,200 / 540	ガラス無し 555 / 200 / 2,000 / ガラス無し / 630 / 2,350 / 530	2,000 / 600 / 250 / 70	OPEN P 450 / 1,850 / 1,615	2,000 / 100 / 600 / 1,100 / 1,600 / 450	2,000 / 1,200	2,000 / 800	2,000 / 1,800 / 550
	● 内側：ヨコ型ブラインド付 サッシW+50 サッシH+150								研修室ミガラリ	WD-4'
位置	会議室 ホール 事務室 管理人室 研修室 和室(8帖)	倉庫 湯沸室 便所 更衣室	2階廊下	正面入口	B階段室 裏入口	更衣コーナー	会議室	会議室 研修室	事務室 研修室 管理人室	便所ブース
仕上	アルマイト処理	全左	全左	全左	全左	ポリ化粧合板フラッシュ	S.O.P	全左	全左	全左
ガラス	⑦6.30 透明	全左	全左	⑦5.0透明フロート、上部Fix ⑦5.0透明	⑦5.0透明フロート					
見込	75	全左	全左	100	75	50	ドア見込40	全左	全左	全左
金物	附属金物一式	全左	全左	シリンダー本締り錠、フランス落シ、フロアーヒンジ、刃子(土間38φ)	ドアーチェック、丁番、サムターンロック	附属金物一式	シリンダーモノロック、ドアーチェック、ステンレス丸棒3枚仕、ドアーチェック、フランス落シ、戸当り	全左	シリンダーモノロック、ドアーチェック、ステンレス丸棒3枚仕、ドアーチェック、フランス落シ、戸当り	ガラリ(ルーバー)ステンレス(ヘアライン)、丸棒3枚仕、ドアーチェック、ドアー当り、内開き用戸当り
備考	ALC版用アルミポーラッシュ	全左	全左							

符号・数量	WD-5 2ヵ所	WD-6 1ヵ所	WD-7 2ヵ所	WD-8 2ヵ所	F-1 4ヵ所	F-2 1ヵ所	S-1 2ヵ所	SS-1 1ヵ所
名称	樹脂ペイント フラッシュ 片開き戸	樹脂ペイント フラッシュ 両開き戸	片開き格子 片開き戸	片面フラッシュ 片面クロス 引違い戸	フスマ戸 (別注)	フスマ戸 (4本引違い) 上部ランマ障子戸	障子戸 (4本引違い) 上部ランマ障子戸	スチール製 軽量バランス型シャッター
姿図 寸法	150 / 100 / 2,000 / 700	1,300 / 550	1,750 / 760	2,000 / 1,637.5	1,750 / 1,642.5	580 / 40 / 1,750 / 3,400	580 / 40 / 1,750 / 3,385	1,600 / 4,720
位置	便所	出窓用収入	和室(8帖)	廊下	和室(8帖)	和室(8帖)	和室(8帖)	事務室カウンター
仕上	S.O.P	全左	杉素地	S.O.P. クロス	鳥の子	鳥の子 杉素地	杉素地	A.E.P.
ガラス								
見込	ドア見込40	全左	45	24	全左	全左 障子ハ30	30	全左
金物	空錠、ドアーチェック、ドアリ、ステンレス丸棒3枚仕	ステンレス丸棒2枚仕、取手、ローラーキャッチ	手掛2枚巾、取手、ローラーキャッチ	引込刃子、戸当レール	引込刃子、敷居スベリ	全左	全左	附属金物一式
備考								

A	⑦9.プラスターボード下地 紙石膏付のり
B	プレキシャルボード ⑦9.ラワン 目通張り A.E.P.プライマル
C	プラスターボード ⑦9.ラワン 目通張り A.E.P. プライマル
D	ラワン化粧合板 ⑦9.ラワン 目通張り
E	ラワンベニヤ ⑦2.ラワン
F	⑦5ラワン合板 刃セ クロス貼

名称	AD-3 片引き自動ドア 2カ所	AK-1・2 アコーデオンドア 2カ所
姿図 寸法	200 / 2,000 / 2,200 / 1,600	1,200 / 2,000 / (1,060)
位置	会議室・事務室	多目的WC・湯沸室
仕上	アルミ製	塩ビ樹種製
ガラス	7 5 透明フロート	—
見込	70	—
金物	エンジン・附属金物一式	附属金物一式
備考	◉ 内側：ヨコ型ブラインド付 サッシW+50 H=2,300	W=1.2：多目的WC W=1.06：湯沸室

既存図

柴田町財政課

訂正		発行	
工事名	令和8年度 旧槻木事務所解体工事	図番	A-12
図面名	1・2階天井伏図・建具キープラン・建具表	縮尺	A1:1/100 A3:1/200
		設計者	

境界点名	X座標	Y座標
2028	-213392.05	-2013.849
2029	-213392.878	-2013.776
2058	-213412.88	-2004.438
2068	-213420.477	-2022.068
TSUKI南	-213422.281	-2026.062
TSUKI北	-213404.223	-2033.832
2042	-213401.672	-2030.177

整地対象面積	498.43㎡
※最終地盤高さは、別図参照の事。	

凡　例

境界沿い	仮囲い
	キャスターゲート
交	交通誘導員Ｂ

名　称	仕様・規格	数　量
仮囲い	万能鋼板　H=2.0m　　5ヵ月間	81.2m
キャスターゲート	W=6.0m　H=1.8m　　5ヵ月間	1ヵ所
敷き鉄板	W=1.5m　L=6.0m t=22　10枚　杭引抜き工事作業期間	90㎡
交通誘導員Ｂ	１人日	103人日

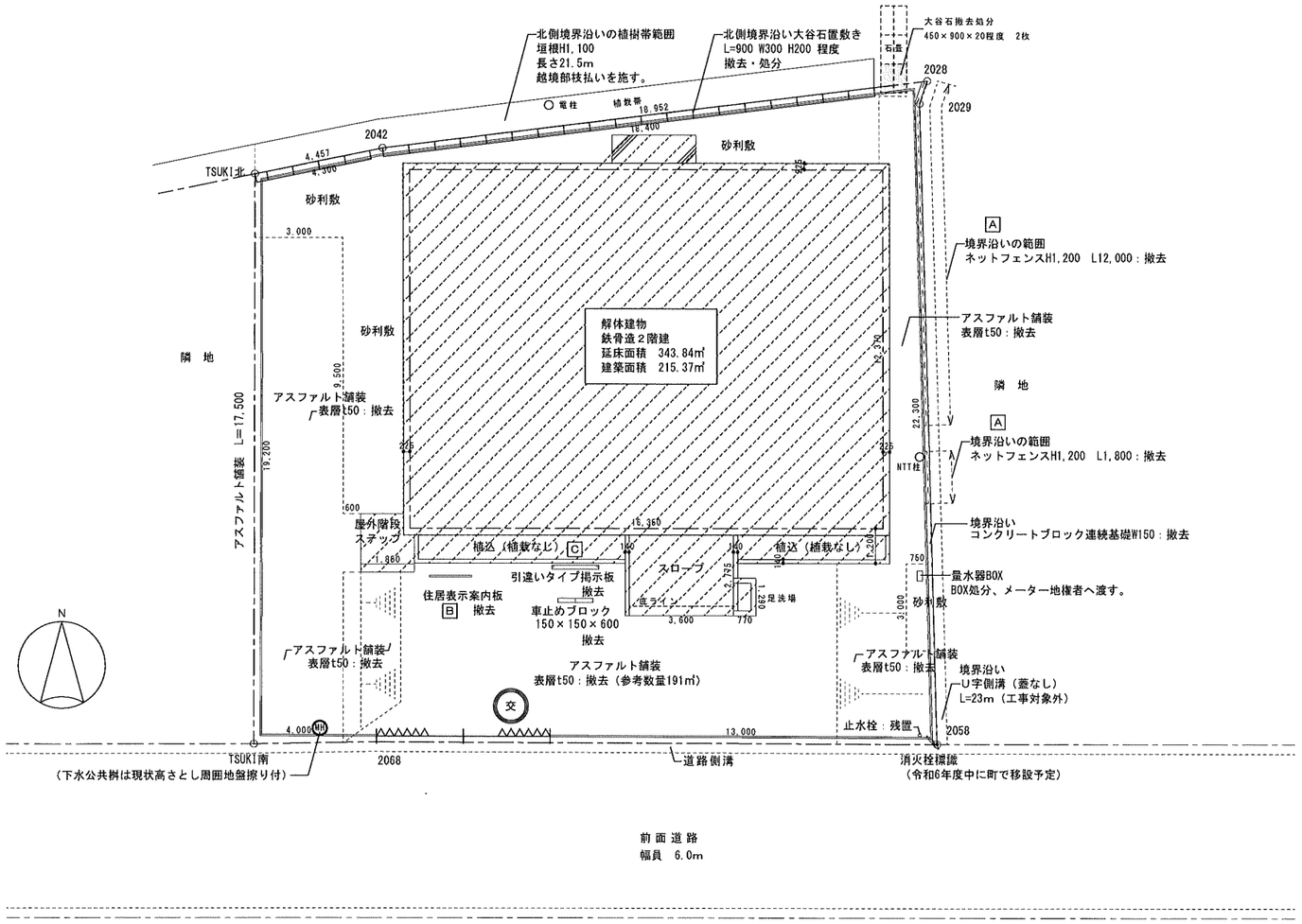

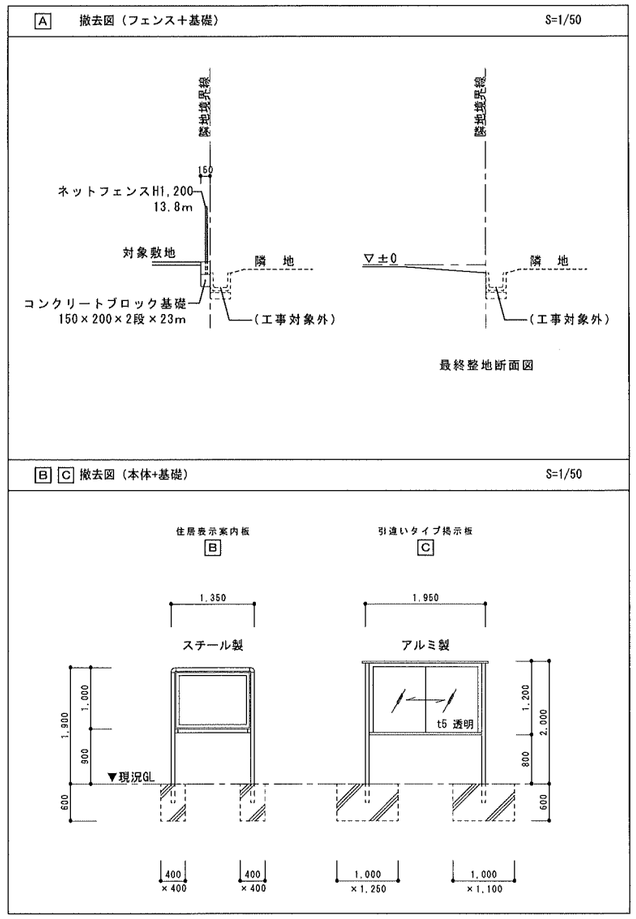

仮設計画図・外構図　S=1/100

※　敷地レベルは、現況レベル図（別図）による。

既存図

柴田町財政課

工事名	令和８年度 旧槻木事務所解体工事	図番	A-13
図面名	仮設計画図・外構図	縮尺	A1:1/100 A3:1/200

現況レベル図　　S=1/100

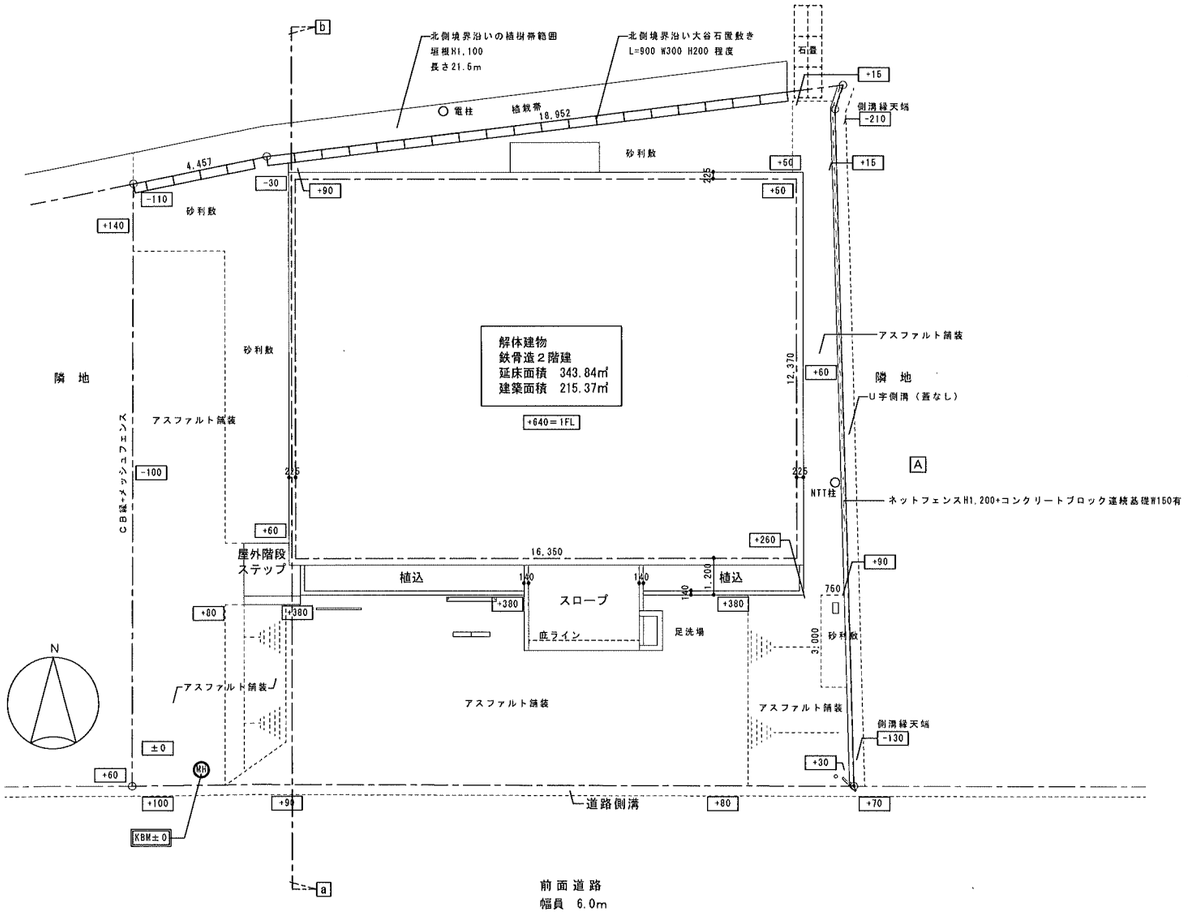

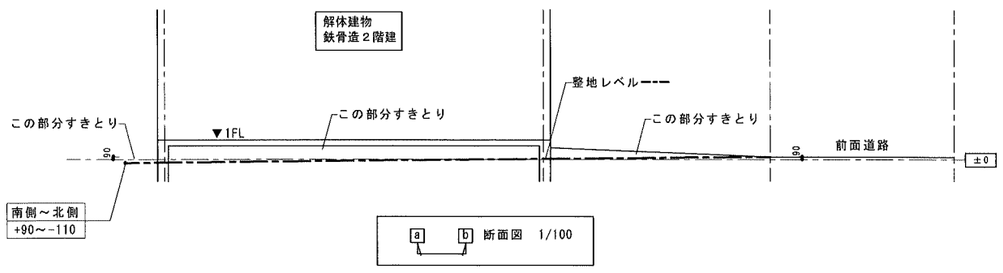

最終整地レベル図　　S=1/100

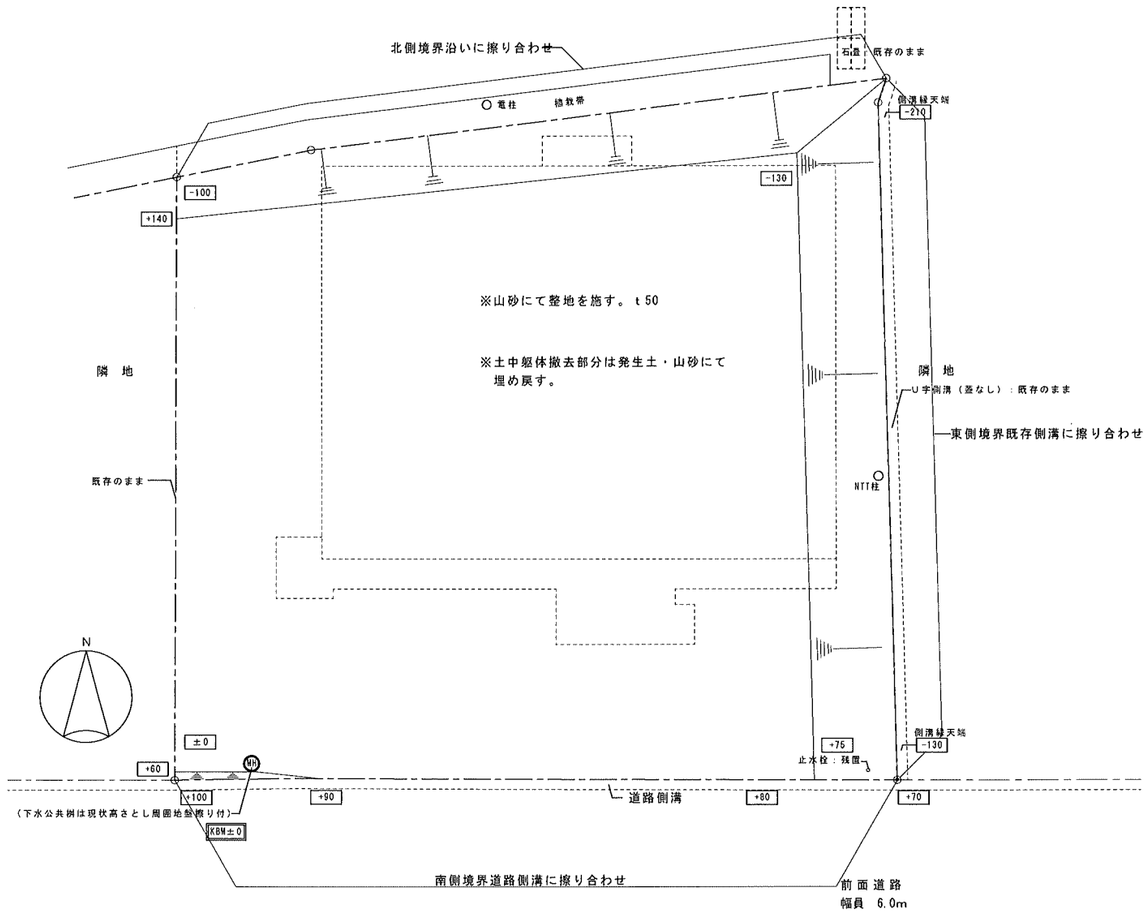

「土壌汚染対策法の届出には該当しない規模であるが
工事において有害物質が出た場合の処置は監督員と
協議し、適切な対応をすること。」

既存図

柴田町財政課	工事名	令和８年度 旧槻木事務所解体工事	図番 A-14
	図面名	現況レベル図・最終整地レベル図	縮尺 A1:1/100 A3:1/200

共通事項

1. 地業

基礎下　捨コン㊀50
　　割栗石㊀150
地中梁　捨コン㊀50
　　敷砂利㊀50

2. 使用材料

(a) コンクリート
設計規準強度 $F_0 = 210$ kg/cm²

(b) 鉄筋
SD 30 (規格品) 図面表示 D ep
SR 24 (〃) 〃 φ ep
継手は重ね継手とする

(c) 鉄骨
・一般形鋼 ガセットプレート　SS 41 (規格品)
・軽量形鋼　SSC41 (〃)
・アンカーボルト (中ボルト)　SS41 (〃)
・高力ボルト　F10T (2種)　μ=0.45

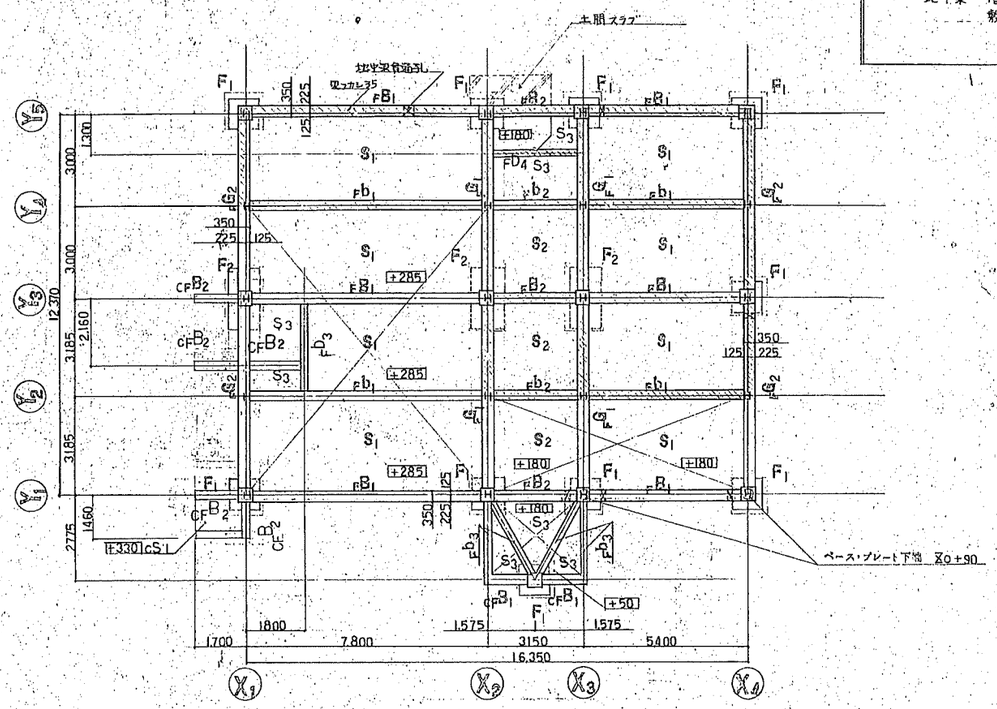

Z1 階床・梁・基礎伏図　S：1/100

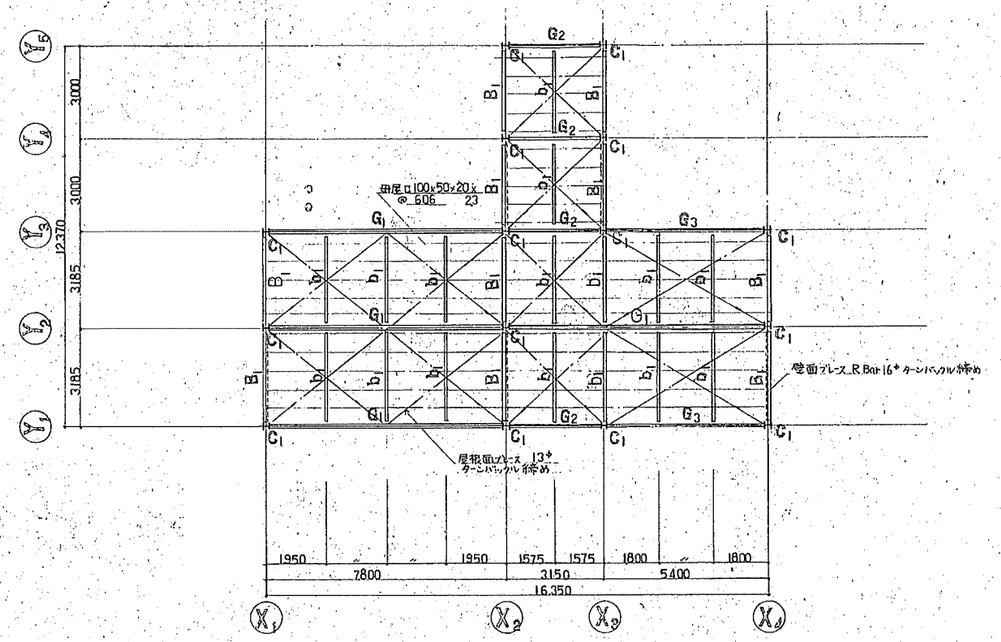

Z3 階 小屋・梁伏図　1/100

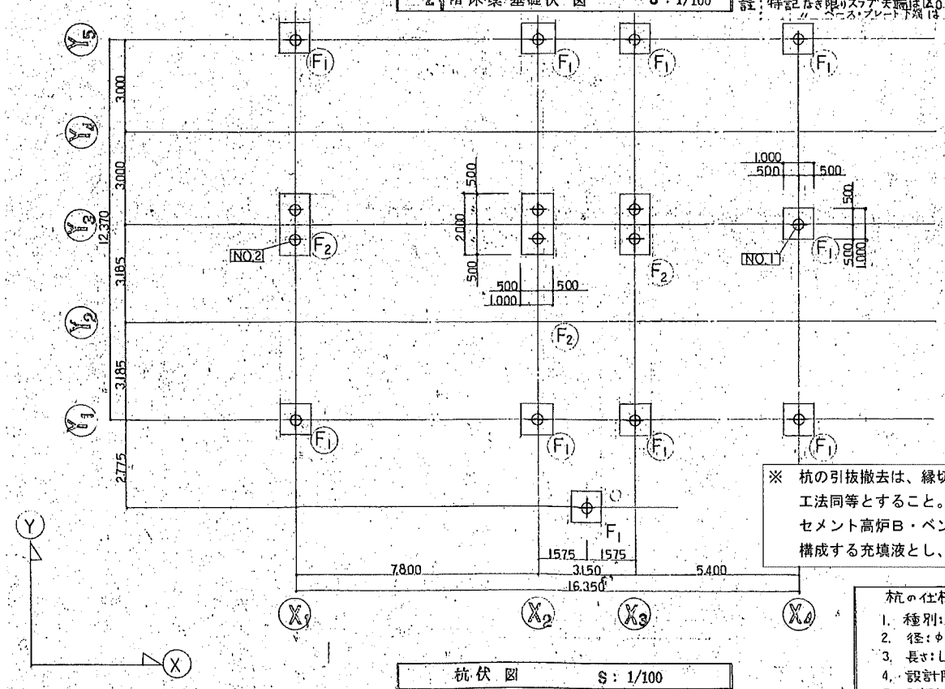

杭伏図　S：1/100

註：特記なき限りスラブ天端は Z0+320 とする。
〃 ベース・プレート下端は Z0+195 とする。

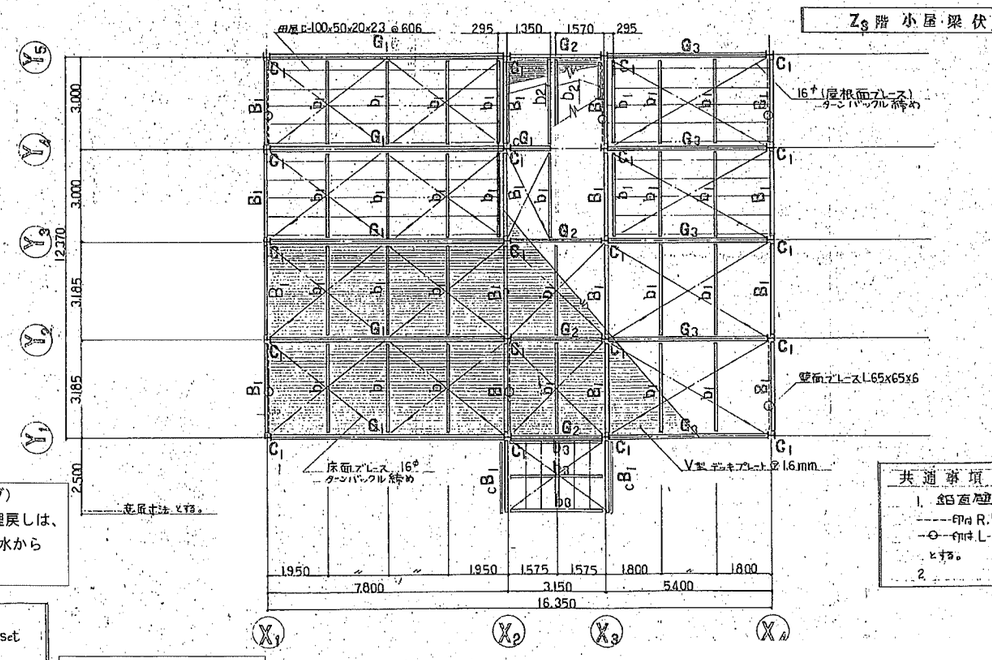

Z2 階床・梁伏図　S：1/100

※ 杭の引抜撤去は、縁切引抜（先端キャッチング）工法同等とすること。（全長撤去）また孔内埋戻しは、セメント高炉B・ベントナイト250メッシュ・水から構成する充填液とし、同時注入方式とする。

杭の仕様
1. 種別：PCパイル(A種)，杭数 16 set
2. 径：φ＝350 mm
3. 長さ：L＝35m (12+12+11)
4. 設計用支持力：R_A＝43t/本
5. 試験杭個所：NO.1　NO.2　各L＝36m
6.

※ 埋戻し充填液圧縮強度
4週28日強度　0.36N/mm2

共通事項
1. 組面壁面ブレースは、
------φ16 R.Bar 16φ (ターンバックル締め)
—O—φ16 L-65x65x6...
とする。
2.

既存図

柴田町財政課

訂正		発行	
工事名	令和８年度 旧槻木事務所解体工事	図番	S-01
図面名	杭伏図・基礎伏図・１・２階床伏図	縮尺	A1:1/100 A3:1/200

特記なき限り

1. ベース・プレート下端は $Z_0 + 195$ とする。
2. スラブ天端はベースプレート下端 + 90 とする。
3. はり天端は $Z_0 + 165$ とする。
4. はり継手位置は通芯より 600 とする。
5. ╳ はブレースを示す。

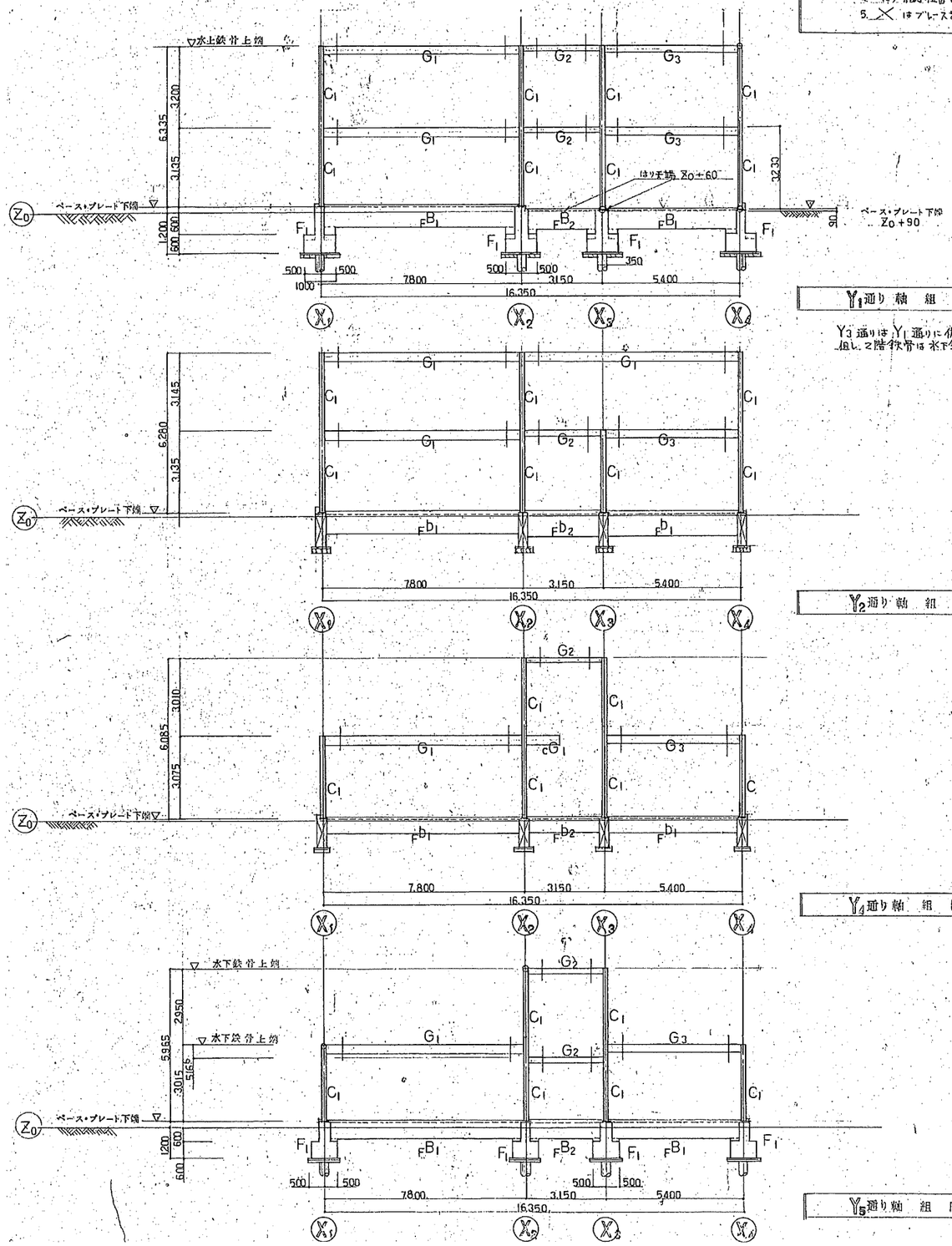

Y_1通り軸 組図 1/100

Y_3通りは Y_1通りに倣う。
但し、2階鉄骨は水下鉄骨下端とする。

Y_2通り軸 組図 1/100

Y_4通り軸 組図 1/100

Y_5通り軸 組図 1/100

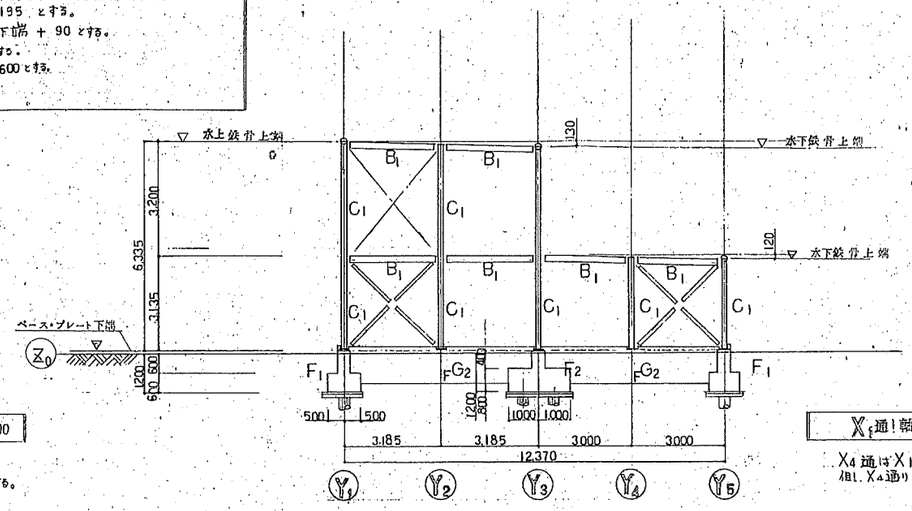

X_1通り軸 組図 1/100

X_4通りは X_1通りに倣う。
但し、X_4通り Y_1端 C_1のベースプレート下端は Z_0+90 とする

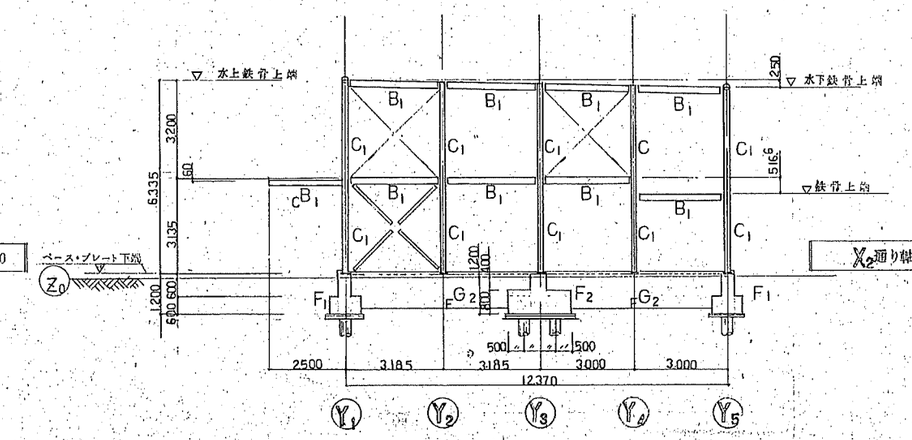

X_2通り軸 組図 1/100

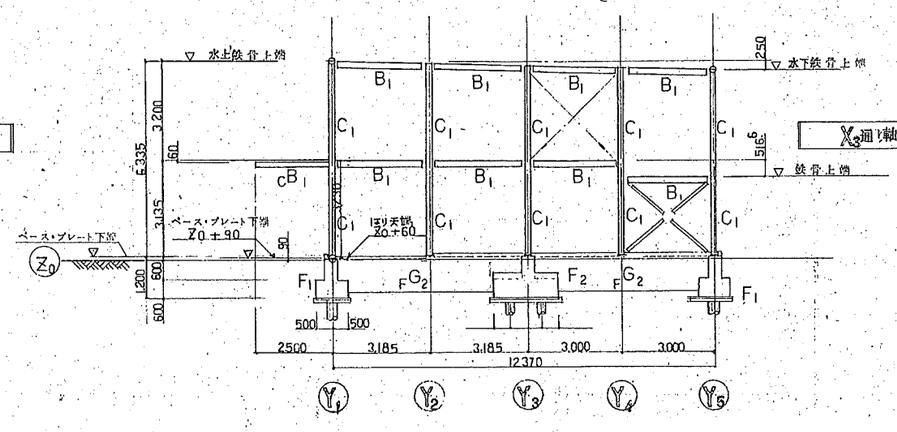

X_3通り軸 組図 1/100

既存図

柴田町財政課	工事名	令和８年度 旧機木事務所解体工事	図番 S-02
	図面名	軸 組 図	縮尺 A1:1/100 A3:1/200

基礎配筋詳細図 1/50

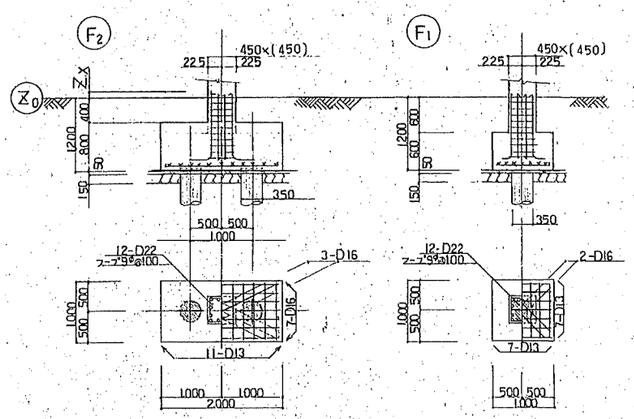

註：Zx の打込は梁天端までとする。

地中梁 断面リスト 1/50

符号	FG1			FG2			FD1			FD2	FB1			FB2	FD3	CFB1, CFB2	FD4
	Y1, Y5 端	中央	Y3 端	Y1, Y5 端	中央	Y3 端	X1, X4 端	中央	X2 端	全断面	X1, X4 端	中央	X2 端	全断面	全断面	全断面	全断面
断面	1200 150 50 350			1200 150 50 350			700 150 50 300			700 150 50 300	700 150 50 350			700 150 50 350	700 150 50 200	700 150 50 300	450 50 250
上端筋	3-D22	3-D22	6-D22	3-D22	3-D22	5-D22	3-D22	2-D22	5-D22	5-D22	3-D22	2-D22	5-D22	5-D22	2-D19	3-D19	2-D19
下端筋	3-D22	5-D22	3-D22	3-D22	5-D22	3-D22	3-D22	3-D22	5-D22	5-D22	3-D22	3-D22	5-D22	5-D22	2-D19	2-D19	2-D19
あばら筋	9φ-@150			9φ-@150							9φ @150			9φ @150			
腹筋	2×2-9φ			2×2-9φ			2-9φ			2-9φ	2-9φ			2-9φ	2-9φ	2-9φ	
巾止筋																	
備考	特記なき限り あばら筋 9φ-@200 巾止筋 9φ-@600																

スラブ断面表

符号	板厚	位置	短辺方向 A 端部	短辺方向 A 中央	短辺方向 D 全断面	長辺方向 C 端部	長辺方向 C 中央	長辺方向 D 全断面
S1	120	上端筋	9φ 13φ @150		9φ-@200	9φ-@200		9φ-@200
		下端筋	9φ-@300	9φ-@150	9φ-@200	9φ-@400	9φ-@200	9φ-@200
S2	120	上端筋	9φ 13φ @200		9φ-@200	9φ-@200		9φ-@200
		下端筋	9φ-@400	9φ-@200	9φ-@200	9φ-@400	9φ-@200	9φ-@200
S3	120	上端筋		9φ@200			9φ@200	
		下端筋		9φ@200			9φ@200	

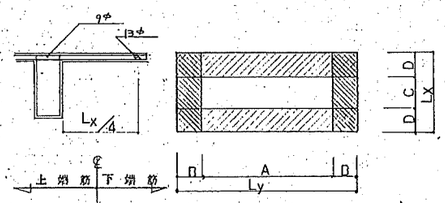

スラブ配筋共通事項

1. スラブ断面表で A,B,C,D は左記図示による。
2. Lx Ly はスラブ内法寸法とする但し Ly > Lx とする。
3. D = D = Lx/4 とする。
4. スラブ上端筋折曲点に 13φ を井桁に配筋する。
5. スラブ上端筋定着部には ほり上端に 13φ 筋を配筋する。
6. スラブ下は捨てコンクリート @50、敷砂利 @50 とする。
7. シアコネクター 9φ-@200 (ℓ=1,000) を地中梁等上端に配筋する。

鉄骨部材表 1/50

符号	C1,	3G1, 2G3	2G1, 1G1	3B1, 2B1, 3G2, 2G2	3G3	b1	b2	1B1, b3	母屋
位置	全断面	全断面	全断面	全断面	全断面	全断面	全断面	全断面	
断面	200 200	300 150	350 175	200 100	250 125	175 90	200 70	150 150	100 50
メンバー	H-200×200×8×12	H-300×150×6.5×9	H-350×175×7×11	H-200×100×5.5×8	H-250×125×6×9	H-175×90×5×8	[-200×70×7	H-150×150×7×10	[-100×50×20×2.3
									母屋ピッチ@606
材種	SS41								SSC 41

鉄骨部材継手 1/10

符号 / 部材			1G1, 1C1 H-350×175×7×11	3G1, 2G3 H-300×150×6.5×9	3G3 H-250×125×6×9	1B1 H-150×150×7×10	3G2, 2G2 H-200×100×5.5×8
断面			350 175	300 150	250 125	150 150	200 100
JOINT	フランジ	上	2PL-9	PL-12	PL-12	PL-12	PL-9
		下	2PL-9	PL-12	PL-12	PL-12	PL-9
		H.T.B	2×6-M20	2×6-M	2×4-M20	2×6-M20	2×4-M20
	ウェブ	PL	2PL-6	2PL-6	2PL-6	2PL-6	2PL-6
		H.T.B	2×3-M20	2×3-M20	2×2-M20	2×3-M20	2×2-M20
備考							

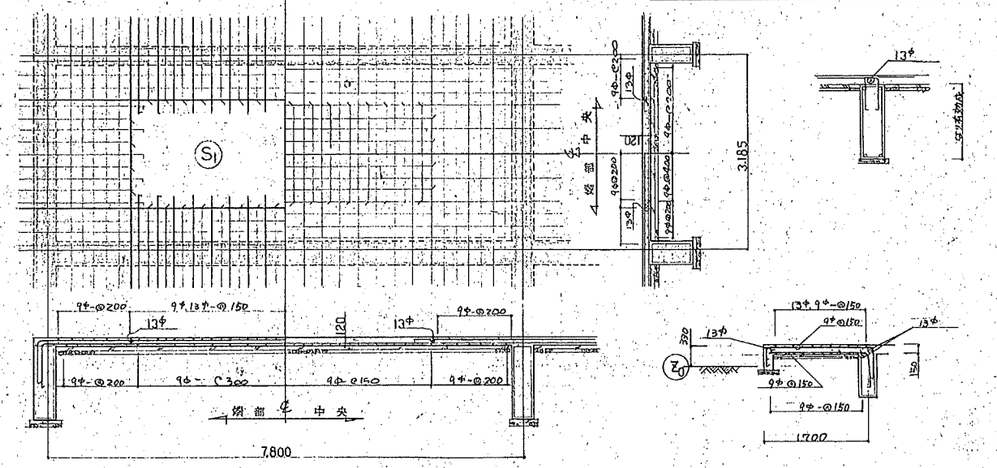

スラブ配筋詳細図 1/50

CS1 スラブ配筋詳細図 1/50

外部立上り壁配筋展開図 1/30

地中梁貫通孔補強配筋詳細図 1/30

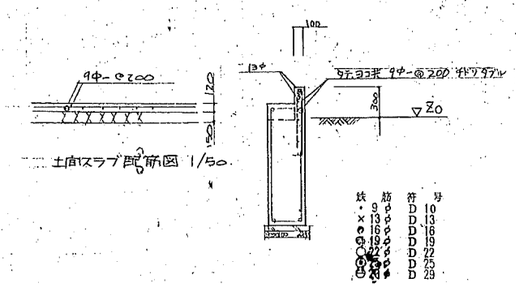

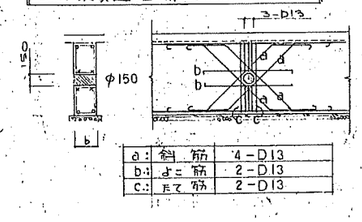

a:	斜筋	4-D13
b:	よこ筋	2-D13
c:	たて筋	2-D13

鉄筋	符号
9φ	D10
13φ	D13
16φ	D16
19φ	D19
22φ	D22
25φ	D25
29φ	D29

既存図

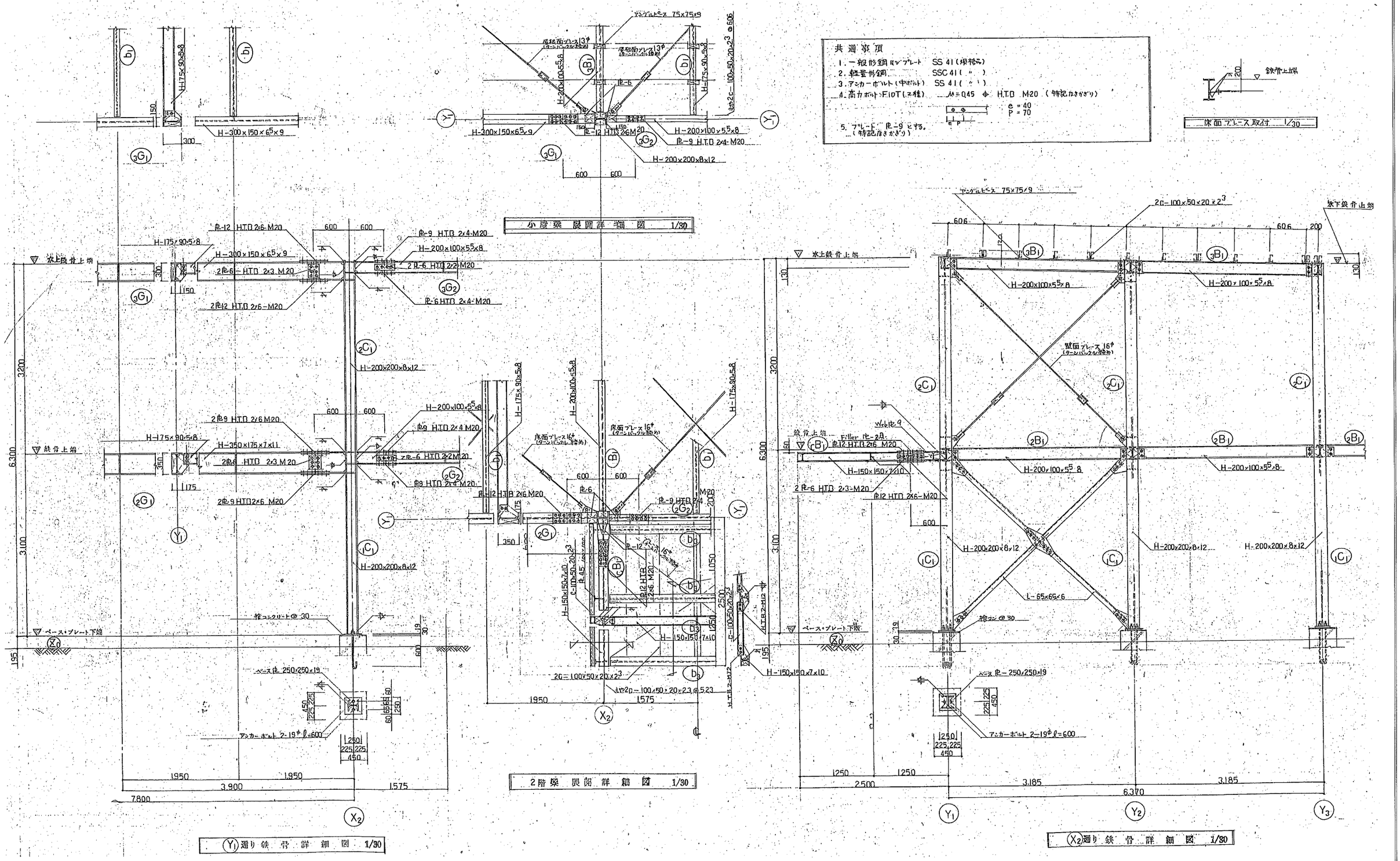

既存図

柴田町財政課	訂正	発行	工事名	令和8年度 旧槻木事務所解体工事	図番 S-04
			図面名	鉄骨詳細図	縮尺
				設計者	図尺 A1:1/30 A3:1/60

電気設備改修工事特記仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事名　令和７年度　旧根木事務所解体工事

2．工事場所　宮城県柴田郡柴田町網木上町二丁目５１－１地内

3．建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積(㎡)	建築面積(㎡)	消防法施行令別表第一による用途区分	備考
事務所	鉄骨造	地上２階	343.64㎡	215.37㎡	１５項	昭和４９年竣工

4．工事種目（◎印のついたものを適用する。）

工事種目＼建物別及び屋外	工事種別 事務所			屋外	備考
◎電灯設備	撤去一式				
◎動力設備	撤去一式				
・電話設備					
・音保護設備					
・受変電設備					
・電力貯蔵設備					
・発電設備					
◎構内情報通信網設備	撤去一式				
◎構内交換設備	撤去一式				
・情報表示設備					
・映像・音響設備					
◎拡声設備	撤去一式				
・誘導支援設備					
◎テレビ共同受信設備	撤去一式				
・監視カメラ設備					
・駐車場管制設備					
・防災・入退室管理設備					
◎非常警報設備	撤去一式				
・中央監視制御設備					
・構内配電線路					外灯設備を含む
・構内通信線路					
・テレビ電波障害防除					
・その他工事	別紙仕様書による				

5．指定部分　※ なし　・ あり（工　期：令和　年　月　日）（対象部分：　　）

6．概成工期　※ なし　・ あり（工事工期より　　日前）

Ⅱ．特記仕様書

1．一般事項

（1）特記仕様書及び図面に記載されていない事項は，すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編，令和４年版），公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編，令和４年版），国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の「公共建築設備工事標図（電気設備工事編，令和４年版）」による。

（2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合，機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。なお，機械設備工事の特記仕様書は（　／　）図，建築工事の特記仕様書は（　／　）図による。

2．特記事項

（1）項目は番号に◎印の付いたものを適用する。

（2）特記事項は，◎印の付いたものを適用する。◎印の付かない場合は，※印の付いたものを適用する。
◎印と◎印の付いた場合は，共に適用するものとする。

章	項目	特記事項
一般共通事項	① 適用基準等	※　建設工事執行規則（昭和３９年３月宮城県規則第９号） ※　宮城県建設工事完務・下請関係適正化要綱（長野改） ※　営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　令和５年版） 及び工事写真撮影ガイドブックで電気設備工事編＞　（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　令和５年版）
	② 機材等	※　本工事に使用する機材等は，設計図書に規定するもの，またはこれらと同等のものとする。ただし，これらと同等のものとする場合は，監督職員の承諾を受けるものとする。 ※　本工事に使用する材料の選定及び施工に当たっては，「現有施設のシックハウスマニュアル」に留意し，保険性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。 ※　使用する材料のホルムアルデヒド任様は，日本産業規格及び日本農林規格のＦ☆☆☆☆規格品，営繕材料協会規格適合品または同等品，化学物質等製品安全データシート等にホルマリン不使用が明示されたものとする。
	③ 機材の品質・性能証明	本工事着手前に，機器製作図を提出し，監督職員の承諾を受ける。 また，「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（（一社）公共建築協会）によって所要の品質・性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用する場合は，評価書の写しを監督職員に提出するものとする。
	④ 保険	本工事着手前に工事目的物及び工事材料等を，本工事完了後引渡し期日まで火災保険及びその他の保険に付し，写しを監督職員に提出する。
	５．雇用	本工事は，公共職業安定所の紹介する者の雇い入れに努める。
	⑥ 施工計画書・施工図等	工事の着手に先立ち，工事の総合的な計画をまとめた施工計画書を作成し，監督職員に提出する。 工事の施工に先立ち，工程別施工要領書及び施工図等を作成し，監督職員の承諾を受ける。
	⑦ 手続き	工事の着手，施工及び完成において，官公署その他関係機関への必要な諸手続き等は監督職員と協議の上，受注者が遅滞なく処理する。なお，当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。
	⑧ 施工条件	別添の施工条件明示書による。
	⑨ 工事の一時中止	工事請負契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は，工事の続行に備え中止期間中における工事現場の管理計画書を提出すること。本計画書には，中止時点における工事の出来高，搬入材料及び建設機械器具等の損害，中止期間中の休刊及び工事現場の維持管理に関することを記載すること。
	⑩ 工事実績情報の登録（CORINS）	請負額が500万円以上の場合は，工事実績情報を登録する。 受注時，変更時及び完成時にあらかじめ監督職員の確認を受け，登録手続きを行い，工事カルテの受領証を，監督職員に提出のこと。
	⑪ 事故報告	施工中に事故が発生した場合は，速やに監督職員に通報するとともに，「事故報告書」を別に指示する期日までに監督職員に提出する。
	⑫ 電気保安技術者	電気工作物に係る工事においては，電気保安技術者を置くものとする。
	⑬ 工事用電力，水，他	本工事に必要な工事用電力，水などの費用は別途まですべて受注者の負担とする。
	⑭ 工事用仮設物	構内につくることが　※ できる　・ できない
	⑮ 監督職員事務所	※　設けない　・ 設ける（　　号・・・建築工事）
	⑯ 足場，さん橋類	◎　別紙約の関係請負者が設置したものは，無償で使用できる。　・ 本工事で設置する。 なお，仮足場を設ける場合は，「ポリ先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月改訂）によるものとし，二段手すり及び樹木の機能を有するものでなければならない。
	⑰ 工事表示板	※　設置する　設置枚数　１枚 営繕工事における工事及びコスト表示要領(平成14年2月6日宮城県土木部営繕課・設備室制定)により設置する。
	⑱ 工事用道路	※　指定しない　・指定する（図示）
	⑲ 発生材の処理等	発生材の処理 ・ 引渡しを要するもの　（　　） ・ 特別管理産業廃棄物　（・ ＰＣＢ使用機器　・　　） 受入施設名・所在地　： ・ 現場において再利用を図るもの（　　） ◎ 再資源化を図るもの 種類 ｜ 受入施設名 ｜ 所在地（km） ｜ 備考 廃プラスチック類 ｜ 神ジェーエーシー超王資源リサイクル工場 ｜ 川田郡富谷町大字小町字小山崎14-小川16 ｜
	20．残土処理	※　構内指示の場所に敷き均し　・ 構内指示の場所に堆積　・ 構外搬出
	21．耐震施工	耐震施工における設備機器の固定は，「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（（独）建築研究所監修）による。 本工事の施設分類は（　・ 特定の施設　・ 一般の施設　）で地域係数は１とし，設計用標準水平震度は下表のとおりとする。なお，（　）内の数値は防震支持の機器に適用する。 設計用標準震度 ｜ 特定の施設 ｜ 一般の施設 設置場所 ｜ 重要機器 ｜ 一般機器 ｜ 重要機器 ｜ 一般機器 上層階，屋上及び塔屋 ｜ 2.0 (2.0) ｜ 1.5 (2.0) ｜ 1.5 (2.0) ｜ 1.0 (1.5) 中層階 ｜ 1.5 (1.5) ｜ 1.0 (1.5) ｜ 1.0 (1.5) ｜ 0.6 (1.0) 一階及び地下層 ｜ 1.0 (1.0) ｜ 0.6 (1.0) ｜ 0.6 (1.0) ｜ 0.4 (0.6) 重要機器類 ・ 配電盤　・ 発電装置　・ ＵＰＳ装置　・ 直流電源装置 ・ 交換機　・ 受信機（自立型）　・ 中央監視装置　・ 情報通信ラック 重量が１００kg以下の軽量な機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）において，耐震を考慮し，据付等を行うものとするが，前記指針の方法によらなくてもよい。
	22．風圧加重	※　風速６０ｍ／ｓ　・　　ｍ／ｓ ・ 音保護設備受信部　・ 照明ポール・基礎　・ テレビ共同受信装置アンテナ・アンテナマスト

章	項目	特記事項
一般共通事項	23．他工事との工事区分	他工事との工事区分は図面に特記なき場合，「各工事の工事区分表」による。
	24．保温，結露防止	外部に面する壁，天井でＦＰ板（スタイロホーム等）打込み断所に取付ける位置ボックスなどは，保温，結露防止処理を行う。
	25．電線類	本工事では現境配線の収点から，原則としてＥＭケーブルを使用するものとする。
	26．合成樹脂製可とう管	合成樹脂製可とう管は，ＰＦ管(一重管)とし，温度による分類はタイプ−25とする。
	27．二種金属製可とう管	露出箇所　・ ピニル被覆あり　・ ピニル被覆なし いんぺい箇所　・ ピニル被覆あり　・ ピニル被覆なし
	28．電線本数，管路など	分電盤，制御盤，端子盤などの２次側以降の配線経路，電線太さ，電線本数，管径などは，監督職員の承諾を受け計変更してもさしつかえない。
	29．インサート	鋼鉄製とする。なお，床版で保温板打込み部分は，断熱材用インサート（亜鉛めっき製品）を使用する。
	30．呼び線	長さ１ｍ以上の通線しない電線管には，１．２ｍ以上のビニル被覆鉄線を通線する。
	31．フラッシュプレート	図面に特記なき場合，（ ※　金属製（ステンレス・新金属も含む）　・ 樹脂製 ）とする。
	32．フロアプレート・ベース	※　水平高低調節付（空転防止リング付）　・ 鋼合金製　・ アルミ合金製
	33．ハンドホール蓋	鉄皿およびチェーン（ステンレス製）付のものとする。
	34．支持金物，固定金物	屋外の機器及び配管に使用する支持金物（ボルト類）はステンレス製とし，屋外機器のアンカーボルトのナットには，ナットキャップ（樹脂製）を取り付ける。 また，振動をともなう機器の支持金物のナットは，ダブルナットとする。
	35．あと施工アンカー	施工方法　・ 接着系　（ ※　有機系　・ 接着剤 ） ・ 金属拡張系　（ ※　本体打込式　・　　） 性能・施工検査　※　行わない　・ 行う
	35．接地極の種別・表示等	接地極は図面に特記なき場合，下表による。なお，ＥＢの長さは１，５００mmとする。 ただし，Ｄ＝１０は１，０００mm，Ｗ＝３０は１，２００mmとする。 装柱機器及び屋外灯用接地抵の埋設深は不要とする。 種地の種別 ｜ 記号 ｜ 接地抵抗値 ｜ 接地極の規格，数量 ・ 避雷機設備用接地 ｜ ＥＬＡ ｜ Ω以下 ｜ ＥＰ×２ ・ 音保護設備用接地 ｜ ＥＬＡ ｜ Ω以下 ｜ ＥＢ(Ｄ=14又は14W=40)×３連一組 ・ 共同接地 ｜ ＥＡ・ＥＤ・ＥＬＨ ｜ 10Ω以下 ｜ ＥＢ(Ｄ=14又は14W=40)×３連−２組 ・ 共同接地 ｜ ＥＡ・ＥＣ・ＥＤ ｜ 10Ω以下 ｜ ＥＢ(Ｄ=14又は14W=40)×３連−２組 ・ Ａ種 ｜ ＥＡ ｜ 10Ω以下 ｜ ＥＢ(Ｄ=14又は14W=40)×３連−２組 ・ Ｂ種 ｜ ＥＢ ｜ Ω以下 ｜ ＥＢ(Ｄ=14又は14W=40)×２ ・ Ｃ種 ｜ ＥＣ ｜ 10Ω以下 ｜ ＥＢ(Ｄ=14又は14W=40)×３連−２組 ・ Ｄ種 ｜ ＥＤ ｜ 100Ω以下 ｜ ＥＢ(Ｄ=14又は14W=40)×１ ・ ｜ ｜ ｜ ｜ ・ 構内交換機（保護）用 ｜ Ｅｔ ｜ Ω以下 ｜ ＥＢ(Ｄ=14又は14W=40)×３連一組 ・ 本配線盤の保安装置 ｜ ＥＡｔ ｜ 10Ω以下 ｜ ＥＢ(Ｄ=14又は14W=40)×３連−２組 ・ 電話引込口の保安器 ｜ ＥＤｔ ｜ 100Ω以下 ｜ ＥＢ(Ｄ=14又は14W=40)×１ ・ 拡声増幅器 ｜ ＥＤａ ｜ 100Ω以下 ｜ ＥＢ(Ｄ=14又は14W=40)×１ ・ 防犯装置用 ｜ ＥＳ ｜ Ω以下 ｜ ＥＢ(Ｄ=14又は14W=40)×３連一組 ・ ｜ ｜ ｜ ｜ ・ 測定用 ｜ Ｅｏ ｜ ――― ｜ ＥＢ(Ｄ=10又は14W=30)×１ ・ 避雷設用（低圧用） ｜ ＥＬＬ ｜ 10Ω以下 ｜ ＥＢ(Ｄ=14又は14W=40)×３連−２組 ・ 避雷設用（高圧用） ｜ ＥＬＨ ｜ 10Ω以下 ｜ ＥＢ(Ｄ=14又は14W=40)×３連−２組 ・ 避雷設用（モデム用） ｜ ＥＭＤ ｜ 100Ω以下 ｜ ＥＢ(Ｄ=14又は14W=40)×１ ・ 構造体接地 ｜ ｜ ｜ 建築構造体利用（通信用も含む）
	37．総合調整	各機器の個別運転後に総合調整を行い，報告書を提出すること。 ・ 受変電設備　・ 発電設備　・ 照明装置　・ 構内交換設備　・
	38．塗装工事	下記部位に使用する外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。 ※　屋外　※　居室　・
	39．山留め	切取り面にその断所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き，掘削の深さが1.5mを超える場合には，山留めを行うものとする。
	40．舗装工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事編）２２章（舗装工事）及び建築工事監理指針(下巻)２２章（舗装工事）による。
	41．はつり	既存コンクリート床，壁などの配管貫通は，原則としてダイヤモンドカッターによる。
	42．再使用機器	再使用する機器は，現場内で清掃，絶縁抵抗測定のうえ，取り付ける。
	43．撤去後の補修等	機器撤去後の天井，壁及び床等の補修は，既存仕上げと同等とする。なお，施工に限し，既存設備及び施設に損傷を及ぼした場合は，原状に復旧する。
	44．アスベスト	アスベストについては，労働安全衛生法（石綿障害予防規則）・廃棄物処理法等に則り，事前調査を実施し，調査結果を整理のうえ，監督職員へ報告することアスベスト使用状況（　　）
	45）有害物質の取り扱い	ＰＣＢ（変圧器，コンデンサ，安定器等），鉛・カドミウム（鉛蓄電池，小形二次電池等），水銀，放射性物質（イオン化式感知器等）の有害物質の含有を微出前に確認し，監督職員に報告書を提出するとともに，その処理方法を監督職員と協議し，関係法令に基づき適正に取り扱うこと。

電灯設備

① 工事範囲	◎ 配管　◎ 配線　◎ 分電盤類　◎ 機器類
2．電気方式	・ 幹線　単相３線式　１００／２００Ｖ　５０Ｈｚ ・ 分岐　単相３線式　１００／２００Ｖ ・ 分岐　単相２線式　１００Ｖ 幹線　・ 金属管配線　・ ケーブル配線
3．施工方法	分岐　電灯　・ 合成樹脂管配線　・ 金属管配線　・ ケーブル配線　・ その他（　　） コンセント　・ 合成樹脂管配線　・ 金属管配線　・ フロアダクト配線　・ その他（　　） 屋外露出　・ 合成樹脂管配線　・ 金属管配線　・ ケーブル配線 ボックス　・ 合成樹脂製　・ 金属製
4．照明器具	ＬＥＤ　・ 一体型　・ 直管型(JEL801)　・ 直管型(JEL802)　・ ダウンライト　・ その他
5．防災用照明器具	・ 非常用照明器具　（ ※　電池内蔵形　・ 電源別置形 ） ・ 誘導灯　（ ※　ＬＥＤ誘導灯　・ 誘導標識 ）
6．回復測定	回復測定は，原則，本工事範囲全て行うものとするが，これにより難い場合は監督職員との協議による。
7．ハイテンション アウトレット	※　鋼合金製　・ アルミ製 ※　飛び出し形　・ 外部型定形
8．人感センサプレート	照明の人感センサ制御を行う部屋には，注意プレートを設置する。
9．予備配管	埋込形分電盤からの立上り予備配管は，予備の配線用遮断器が４個以下の場合は（ＰＦ２２）を１本，５個以上の場合は（ＰＦ２２）を２本以上，天井裏まで立上げる。 壁下に配管・配線スペースのない壁には，１スパンにＶＥ（３６）２本を予備スリーブとして埋込む。

動力設備

① 工事範囲	◎ 配管　◎ 配線　◎ 制御盤類
2．電気方式	・ 幹線　三相３線式　２００Ｖ　５０Ｈｚ ・ 分岐　三相３線式　２００Ｖ
3．施工方法	幹線　・ 金属管配線　・ ケーブル配線　・ その他 分岐　・ 合成樹脂管配線　・ 金属管配線　・ その他 屋外露出　・ 合成樹脂管配線　・ 金属管配線　・ ケーブル配線 ボックス　・ 合成樹脂製　・ 金属製
4．盤類	※　壁掛形（電線装置　※　内蔵　・ 別置 ）・
5．電磁開閉器用押釦（遠方操作用）	※　埋込連用形配線器具　・
6．機器への接続	電動機などへの接続は本工事とする。
7．電動機等の接地	図示以外は金属管接地とする。
8．進相用コンデンサ	各負荷ごとに適合するコンデンサを取り付ける。
9．電気自動車用充電装置	・ 機器類　・ ・ 普通充電装置　電圧　相　Ｖ　・ 屋外型　・ 屋内型 ・ 急速充電装置　直流電圧　Ｖ

電熱設備

1．電気方式	幹線　相　線式　Ｖ　５０Ｈｚ 分岐　相　線式　Ｖ
2．施工場所及び器具	・ （　　㎡）　・ （　　㎡）

音響伝送設備

1．工事範囲	・ 受音部　・ 引下げ導線　・ 接地抵抗値
2．受音部	・ 突針　・ 棟上導体　・ 笠木（別途）など
3．避雷導線	・ 引下げ導線　・ 構造体利用
4．接地極	※　接地抵抗値　・ 構造体利用（測定時期　　回数　　）
5．測定用補助接地極	・ 設置

受変電設備

1．工事範囲	・ 機器類　・
2．電気方式	・ 高圧　三相３線式　６ｋＶ　５０Ｈｚ ・ 低圧　三相３線式　２００Ｖ　・ 低圧　単相３線式　１００Ｖ／２００Ｖ ・ ＥＭ−ＣＥＴ３８°　・ ＥＭ−ＣＥＴ６０° ・ ＥＭ−ＣＥ３８°−３Ｃ　・ ＥＭ−ＣＥ６０°−３Ｃ　・
3．引込ケーブル	・ 屋内形　・ 屋外形（防蟻処理及び結露対策を施す） ・ キュービクル式配電盤　・ 高圧開閉配電盤　・　　・
4．配電盤	・ 主遮断装置　※　限流ヒューズ及び高圧負荷開閉器（ＰＦ−Ｓ）　・ 高圧交流遮断器（ＣＢ） 定格遮断電流　ｋＡ ・ 高圧機器類　・ 油入式　・ モールド ・ 手動　・ 電動　・ 電磁
5．主遮断装置	※　変圧器容量　ｋＶＡ　・ 三相変圧器　ｋＶＡ （油入式：ＪＩＳ Ｃ４３０４−２０１３適合品　乾式：ＪＩＳ Ｃ４３０５−２０１３適合品）
6．高圧機器類	※　低圧　・ 高圧 ・ 油入式　・ モールド　・ ガス式
7．変圧器	・ 単相変圧器　ｋＶＡ　・ 三相変圧器　ｋＶＡ （油入式：ＪＩＳ Ｃ４３０４−２０１３適合品　乾式：ＪＩＳ Ｃ４３０５−２０１３適合品）
8．進相用コンデンサ	※　低圧　・ 高圧 ・ 油入式　・ モールド　・ ガス式
9．リアクトル	・ ６％　・ １３％ ・ 油入式　・ モールド
10．自動力率制御装置	※　メーターリレー形　・ 静止形
11．測定用補助接地極	・ 設置

電力貯蔵設備

1．直流電源装置	※　非常用照明器具電源，受変電設備制御電源供用　・ 受変電設備制御専用　・ 非常用照明器具専用 蓄電池（・ ＨＳ　・ ＣＳ　・ ＭＳＥ　・ 長寿命形ＭＳＥ　・　　） ・ アルカリ蓄電池（・ ＡＨ　・ ＡＭＨ　・　　） ・ リチウムイオン電池
2．交流無停電電源装置	用途（　　） 容量　ｋＶＡ 蓄電池　・ 鉛蓄電池（・ ＨＳ　・ ＣＳ　・ ＭＳＥ　・ 長寿命形ＭＳＥ　・　　） ・ アルカリ蓄電池（・ ＡＨ　・ ＡＭＨ　・　　） ・ リチウムイオン蓄電池

発電設備

1．工事範囲	・ 機器類　・
2．形式	・ 据置形　・ キュービクル式　・ オープン形　・ ・ 屋内形　・ 屋外形
3．発電機	電気方式　相　線式　５０Ｈｚ　電圧　Ｖ　定格出力　ｋＶＡ　運転時間　時間
4．原動機	種類　・ ディーゼル　・ ガスタービン　・ 定格出力　ｋＷ以上（　ｐｓ以上） 始動方式　※　電気式　・ 空気式 冷却方式　・ ラジエータ式　・ 水冷循環式
5．燃料	種類　・ 軽油　・ 灯油　・ Ａ重油 燃料小出槽　Ｌ 主燃油槽　・ なし　・ あり（・ 別途　・ 本工事：　　）
6．太陽光発電装置	太陽電池アレイ公称出力　ｋＷ パワーコンディショナ　相　線式　定格電圧　Ｖ　定格出力　ｋＷ 自立運転　・ 有　・ 無 蓄電池　・ 有（定格容量　ｋＷｈ）　・ 無
7．系統連系	・ 有　・ 無

構内交換設備

① 工事範囲	・ 交換機　・ 電話機　◎ 配線（◎ 全部　・ 端子盤以降 ）　◎ 配管
2．電話交換機	形式　・ ボタン電話装置　・ デジタルＰＢＸ　・ ＩＰ−ＰＢＸ　・ ＶｏＩＰサーバ 回線数　局線　／　回線　内線　／　回線
3．電話機への配線	電話機１台につき，下記のものを見込む。 ・ ＥＭ−ＴＩＥＦＯ．６５−２Ｃ（・ ２０ｍ　・　　） ・ ＥＭ−ＥＢＴＯ．４−２Ｐ（・ ２０ｍ　・　　） ・ ワイヤープロテクタ（樹脂製　外形寸法約２０×８）１．５ｍ
4．ローテンションアウトレット（亀甲形）	※　一般電話用　個（・ 納入する　・ 取り付ける ） ※　鋼合金製　・ アルミ製
5．保安器用接地	※　本工事　・ 別途工事

通信・情報設備

① 工事範囲及び施工方法	工事範囲 項目 ｜ 配管 ｜ 配線 ｜ 機器類 ｜ 合成樹脂管配線 ｜ 金属管配線 ｜ ケーブル配線 ◎ 構内情報通信網 ｜ ◎ ｜ ◎ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ・ 情報表示 ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ・ 映像・音響 ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ◎ 拡声 ｜ ・ ｜ ◎ ｜ ◎ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ・ 誘導支援 ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ◎ テレビ共同受信 ｜ ◎ ｜ ◎ ｜ ◎ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ・ テレビ電波障害防除設備 ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ・ 監視カメラ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ・ 駐車場管制設備 ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ・ 防犯・入退室管理 ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ｜ ・ ボックス　・ 合成樹脂製　・ 金属製　・
② 構内情報通信網設備	種類　・ 10ＢＡＳＥ−Ｔ　・ 100ＢＡＳＥ−ＴＸ　・ 1000ＢＡＳＥ−Ｔ ・ 10ＧＢＡＳＥ−ＳＲ　・
3．情報表示設備	・ 親時計　回線（ ※　壁掛形　・ 自立形 ） （・ 電子式チャイム組込　・ プログラムタイマ組込 ）
4．映像・音響設備	・ 増幅器　Ｗ ・ ＶＴＲ（・ ＤＶＤ　・ ＢＤ　・ Ｓ−ＶＨＳ　・　　） ・ プロジェクタ（ ※　前面投射式　・ 背面投射式 ） ・ 音響設備（・ ＣＤ　・ オーディオレコーダー　・　　）
③ 拡声設備	・ 一般放送用　・ 非常放送兼用 増幅器　Ｗ（ ※　卓上形　・ キャビネットラック形） ・ インターホン　・ トイレ等呼出装置　・ 音声誘導装置
6．誘導支援設備	・ テレビアンテナ（・ ＡＵ−　・ ＣＳＢＳＡ−　・ ＣＳＡ−　）
④ テレビ共同受信設備	・ 地上波アンテナマスト（ ※　壁面取付形　・ 自立形 ） ・ ＢＳアンテナマスト（・ 壁面取付形　・ 自立形 ） ・ 電界強度測定及び受信調査（ ※　全チャンネル ）
8．テレビ電波障害防除設備	・ 事前調査　・ 機器類
9．監視カメラ設備	・ 白黒方式　※　カラー方式 ・ 伝送方式（・ アナログ　・ ネットワーク ）
10．駐車場管制設備	・ 管制盤　・ 検知器（・ 光検式　・ ループコイル式） ・ 信号灯・警報灯　・ 発券機　・ カーゲート　・ カードリーダー
11．防犯・入退室管理設備	・ 接地工事（ ※　本工事　・ 別途 ）

火災報知設備

① 工事範囲	・ 配管　・ 配線　◎ 機器類
2．火災報知装置	・ 壁掛形　・ 自立形 ・ 受信盤　型　級　回線（　　アドレス） ・ 複合盤　型　級　回線（火報　回線，自動閉鎖　回線，ガス漏れ　回線） ・ 副受信機　型　級　回線 ・ 機器収容箱　・ 専用形（・ 埋込形　・ 露出形 ）　・ 屋内消火栓箱に組込み ・ 感知器類　型用　級数　個（・ 自動試験機能付 ）
③ 非常警報装置	◎　非常ベル（自動式サイレンを含む）　・ 非常放送装置
4．自動閉鎖装置	・ 連動制御盤 ・ 自動閉鎖装置（・ 防火戸用　・ 防煙ダンパ用　・ 防火シャッター用 ） ・ 感知器
5．ガス漏れ火災警報装置	・ 受信機　回線（・ 都市ガス用　・ 液化石油ガス用） ・ 単独（・ 壁掛形　・ 自立形 ）　・ 火災受信機などとの複合盤 ・ 検知器 ・ 例設　・ 連動 ・ 定格電圧（・ ＡＣ１００Ｖ　・ ＤＣ２４Ｖ ） ・ ガス検知出力信号（・ 有電圧出力方式　・ 無電圧接点方式 ）
6．消火器類	・ 消火器　種別　・ 数量　本 ・ 消火器収納箱　仕様　・ 材質　・ 数量　面

中央監視制御設備

1．工事範囲	・ 配管　・ 配線　・ 機器類
2．監視制御対象設備	・ 動力設備　・ 受変電設備　・ 発電設備　・ 火災報知設備
3．表示操作盤	・ 壁掛形　・ 自立形 組込み機器　・ ・ ・
4．監視制御装置	構成機器　・ グラフィックパネル　・ 内照式液晶ディスプレイ　・ 操作卓 ・ 監視操作装置　・ 信号処理装置　・ 伝送装置　・ 分散処理装置 ・ 中央処理装置　・ 補助記憶装置　・ 記録装置　・ 電源装置 ・ 帳票用印字装置（・ インクジェット式　・ 写真式 ）

構内配電線路

1．工事範囲	・ 管路　・ 配線　・ 機器類
2．電気方式	・ 高圧　三相３線式　６ｋＶ　５０Ｈｚ ・ 低圧　三相３線式　２００Ｖ ・ 低圧　単相３線式　１００／２００Ｖ ・ 低圧　単相２線式　１００Ｖ
3．布設方法	※　地中埋設式（・ ＦＥＰ　・ ＧＬＴ　・ 厚鋼電線管 ）　・ 架空線式
4．柱上機器	・ 高圧負荷開閉器　※　一般用　・ 耐塩汚れ用 ※　地絡継電器付き（※　方向性　・ 無方向性） ・ 避雷器　※　一般用　・ 耐塩用 ・ 高圧カットアウト，がいしなど　※　一般用　・ 耐塩用
5．高圧ケーブルの端末処理	屋外例　※　一般用　・ 耐塩用 ※　処理者銘板取付（屋内外共，検名，作業日，氏名を表示）
6．その他	東北電力（株）外線工事基準（架空線編）に準ずる。
7．外灯設備	・ 定格電圧　Ｖ　Ｗ
8．沈下対策	地中埋設及びハンドホール等沈下が考慮される場合は，沈下対策を施す。（　　）
9．保護シート	・ 高圧ケーブル　・ 低圧ケーブル
10．予備配管	屋外キュービクルから第１ハンドホールまでの予備配管（ＦＥＰ１００：１本）を設ける。 分電盤，動力盤から建物へのハンドホールまでの予備配管（ＦＥＰ８０：２本）を設ける。

構内通信線路

1．工事範囲	・ 管路　・ 配線
2．用途	・ 電話用　・ 時計，拡声用　・ 火災報知用
3．施工方法	※　地中埋設式（・ ＦＥＰ　・ ＧＬＴ　・ 厚鋼電線管）　・ 架空線式
4．保護シート	※　弱電用

解体工事

① 特記事項 ※建物一式のとりこわし工事に適用とし，機器等の改修工事は適用外	①施工計画書には産廃業者処物現計画を記載するとともに，解体施工前に事前調査行い，その結果を「指定様式２−１　建設副産物処理表（施工前調査表）」としてあらかじめ監督職員に提出すること ②撤去品の一切については，有害物質等の含有又は含有の可能性の有無について改めて調査を行い，その結果を「指定様式２−２　建設副産物処理表（撤去品調査後）」として監督職員に提出すること ③上記②により新たな有害物質等の含有又は含有の可能性がある撤去品を確認した場合には，速やかに監督職員と協議するとともに，産業廃棄物処理計画の変更を伴たうえで処理・処分すること ④撤去品の取扱については，関係法令等に従い適切な処理・処分を行うとともに，その結果を「指定様式２−３　建設副産物処理表（最終）」として監督職員に提出すること

表２「機器取付高さ」　図面に特記なき場合は下表による。ただし，これによりがたい場合は監督員と協議する。

	名称	測点	取付高(mm)
電力共通	取引用計器	地上～巻中心	約 1,800
	引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200
	分電盤	床上～中心	1,500(上端1,900以下)
電	スイッチ（一般）	床上～中心	1,300
	〃（和室）	〃	1,200
	コンセント（一般）	〃	300
	〃（和室）	〃	150～200
	〃（台上）	台上～中心	100
	〃（ファン用）	床上～下端	ファン下端
	〃（厨房）	床上～中心	800～1,000
	〃（車庫）	〃	1,300
	〃（機械室）	〃	500～1,000
	〃（土間）	〃	800～1,300
	プラケット（一般）	床上～中心	2,100～2,200
灯	〃（語場）	〃	2,000～2,500
	〃（鏡上）	鏡上端～中心	150
	起動白熱灯打	床上～下端	1,500以上
	蛍下直路蛍灯打	床上～上端	1,000以下
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500(上端2,000以下)
	開閉器類	〃	1,500
	電磁開閉器用ボタン	〃	1,300
	非常ボタン(便所用)	床上～中心	400，900
身障者用	壁付インターホン(親機)	〃	1,300
	〃（玄関子機）	〃	1,100
	面下表示灯(便所ボタン付)	〃	1,300
	身障者表示ランプ	〃	1,500
	スイッチ	〃	1,100

	名称	測点	取付高(mm)
電	引込線留め柱	地上～引込点	
	集合保安盤箱	天井下～上端	200
	端子盤(屋下、室内)	床上～下端	300
	〃（ＥＰＳなど）	床上～中心	1,500
話	壁付アウトレット(一般)	床上～中心	300
	〃（和室）		150～200
時計	壁掛形親時計	床上～中心	1,500(上端2,000以下)
	子時計	〃	2,300
拡声	壁掛形スピーカ	〃	2,300
	壁付アッテネータ	〃	1,300
	壁付インターホン(一般)	床上～中心	1,300
	〃（身障対応者）	〃

凡　例

	蛍光灯 埋込下面開放 2灯用		電話(ボタン式)(有線式) P.T公衆用
	上 同 停電時 1灯点灯		テレビアンテナ
	蛍光灯 逆富士型 2灯用		ホテル電話主機器
	上 同 停電時 1灯点灯		保安警報
	上 同 1灯用		スピーカー
	蛍光灯 (ライン灯) P.S.付		アンプ
	白熱灯 埋込DL		外部警報
	蛍光灯 防水.防湿		テレビ用 中間 増幅ユニット
	誘導灯 (H 埋込) (N 片面)		埋込コンセント 樹脂P 2P15A×2
	上 同 F.W		埋込コンセント 樹脂P 2P15A×2 接地極付
	蛍光灯 (C 埋込) (K 直付)		埋込コンセント 樹脂P 2P15A×2 接地端子付
	埋込コンセント 樹脂P 2P15A×1		埋込コンセント 樹脂P 2P15A×1 E・ET付
	埋込コンセント 樹脂P 2P15A×1 接地極付		埋込スイッチ 樹脂P 1P15A×1
	埋込コンセント 樹脂P 2P15A×1 抜止		埋込スイッチ 樹脂P 1P(L)15A×1
	フロアコンセント 2P15A×2		埋込スイッチ 樹脂P 3W15A×1
	分電盤		情報用アウトレット 樹脂P MJ8極8芯×2
	引込開閉器盤		非常警報装置 露出型
	動力用手元開閉器盤/制御盤		樹脂製露出ボックス+樹脂製ブランクプレート
		□BP	金属製ブランクプレート

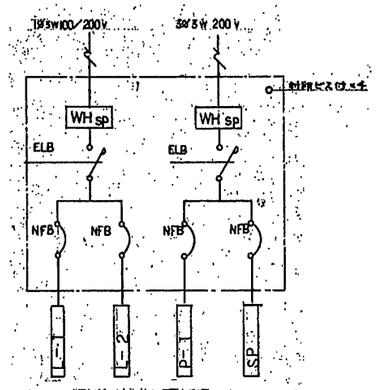

引込開閉器盤
屋外鋼板製　壁掛型　W600×D200×H1,000

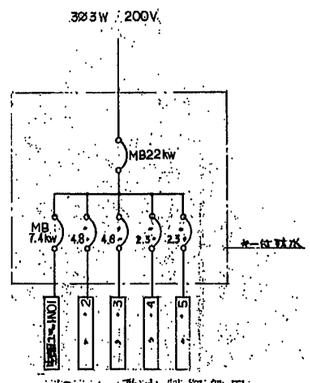

屋外鋼板製　壁掛型　W500×D220×H1,000

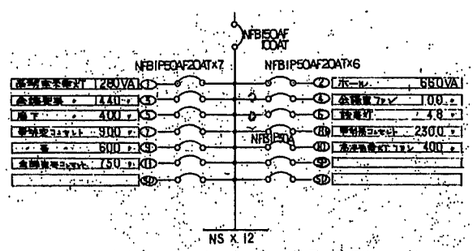

屋内鋼板製　埋込型　W600×D200×H700

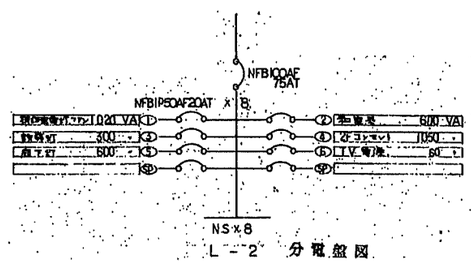

屋内鋼板製　埋込型　W600×D200×H700

L－1A　屋内鋼板製　壁掛型　W500×D100×H300
主幹　ELCB60AF/50AT
分岐　MCCB30AF/20AT　×14

L－1B　屋内樹脂製　壁掛型　W400×D100×H200
主幹　ELCB50AF/30AT
分岐　MCCB30AF/20AT　×4

照明器具姿図

A	A1 FL40W-2 埋込下面開放 A2 〃 〃 電池内蔵 A3 FL40W-1 埋込下面開放	B	B1 FL40W-2 直付蛍雪士型 B2 FL40W-2 〃 電池内蔵 B3 FL40W-1 〃	C	FL20W-5 埋込	D	ILL100WDL
E	E1 FL20W-2 埋込下面開放 E2 FL20W-2 〃 電池内蔵 E3 FL20W-1 〃	F	F1 FL20W-2 直付蛍雪士型 F2 FL20W-2 〃 電池内蔵 F3 FL20W-1 〃	G	FL20W ミラー付 〃 流し付	H	ILL60W
I	FL20W 階段通路誘導灯 電池内蔵	J	ILL60WDL	K	FL20W-5 直付	L	FL20W-BK, WP
M	FL6W 通路誘導灯 電池内蔵	N	N1 FL6W 通路誘導灯 壁面 電池内蔵 N2 FL6W 〃 埋込 〃	O		P	

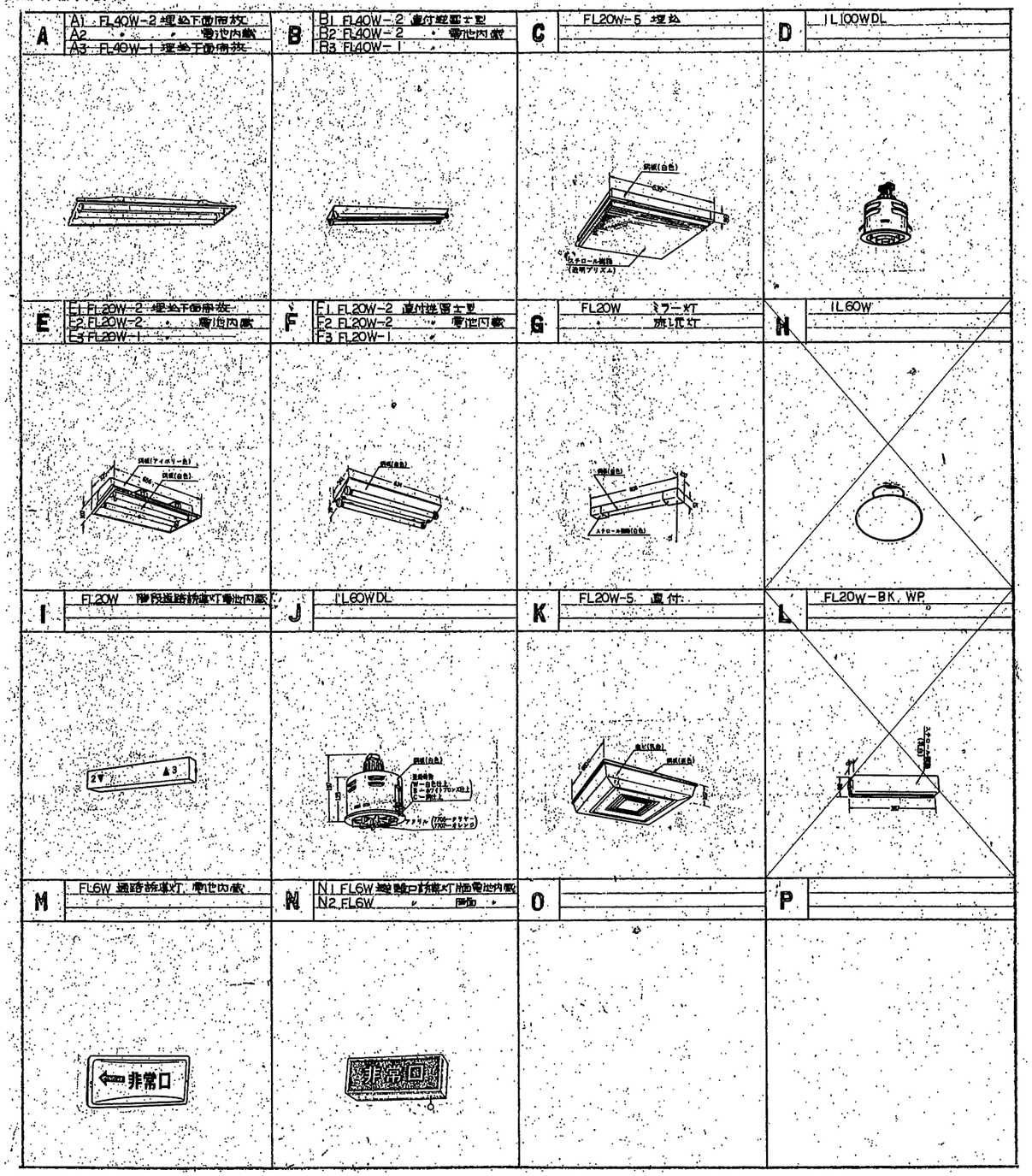

訂正		発行	工事名	令和８年度 旧桃木事務所解体工事	図番 E-02
			図面名	凡例・分電盤結線図・照明器具参考姿図	連番
				設計者	縮尺 A1：NO SCALE A3：NO SCALE

柴田町財政課

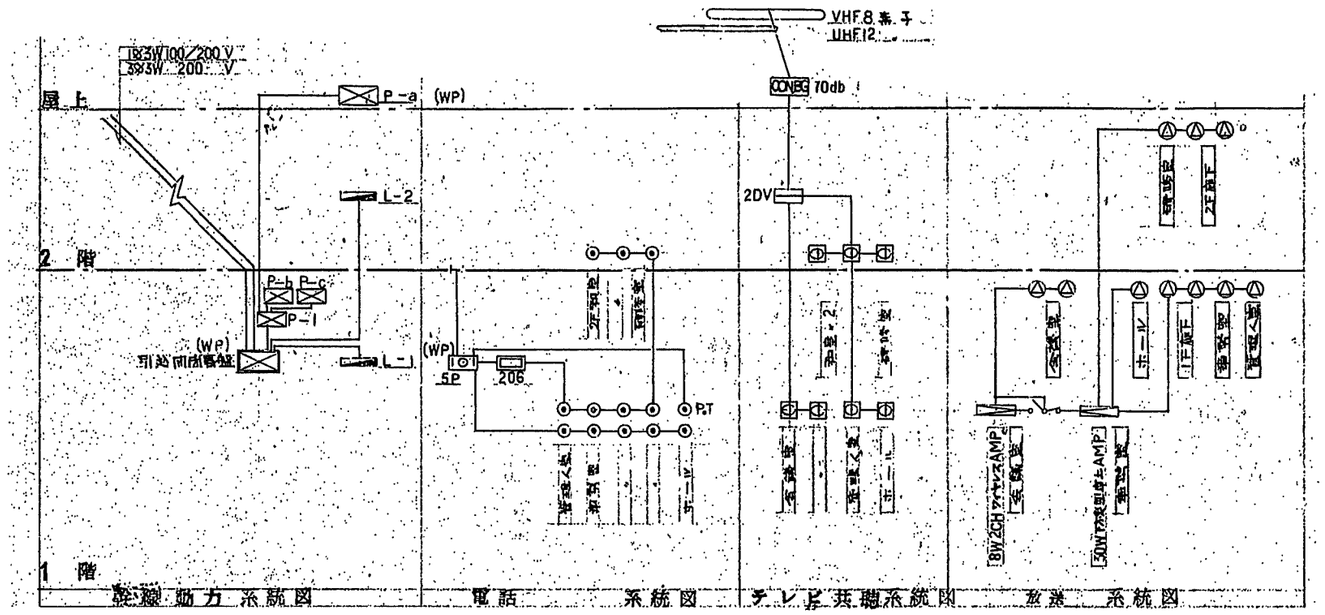

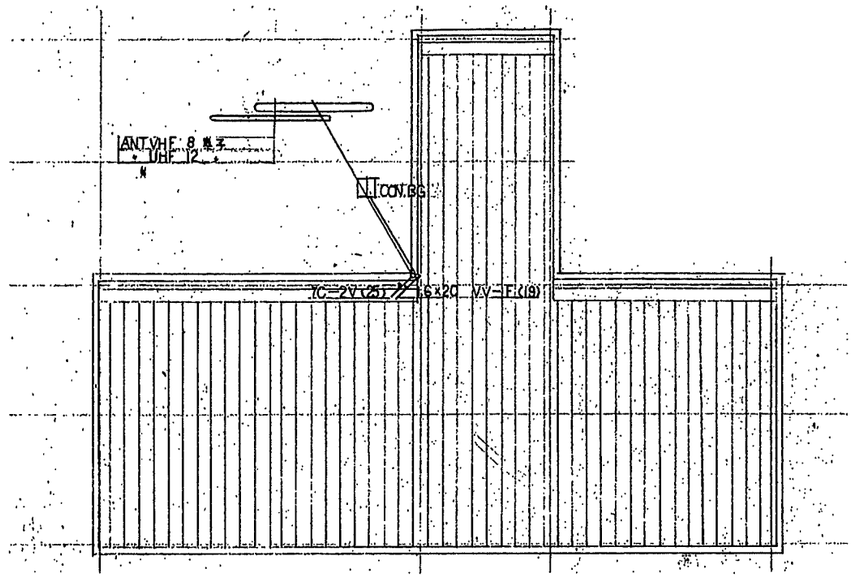

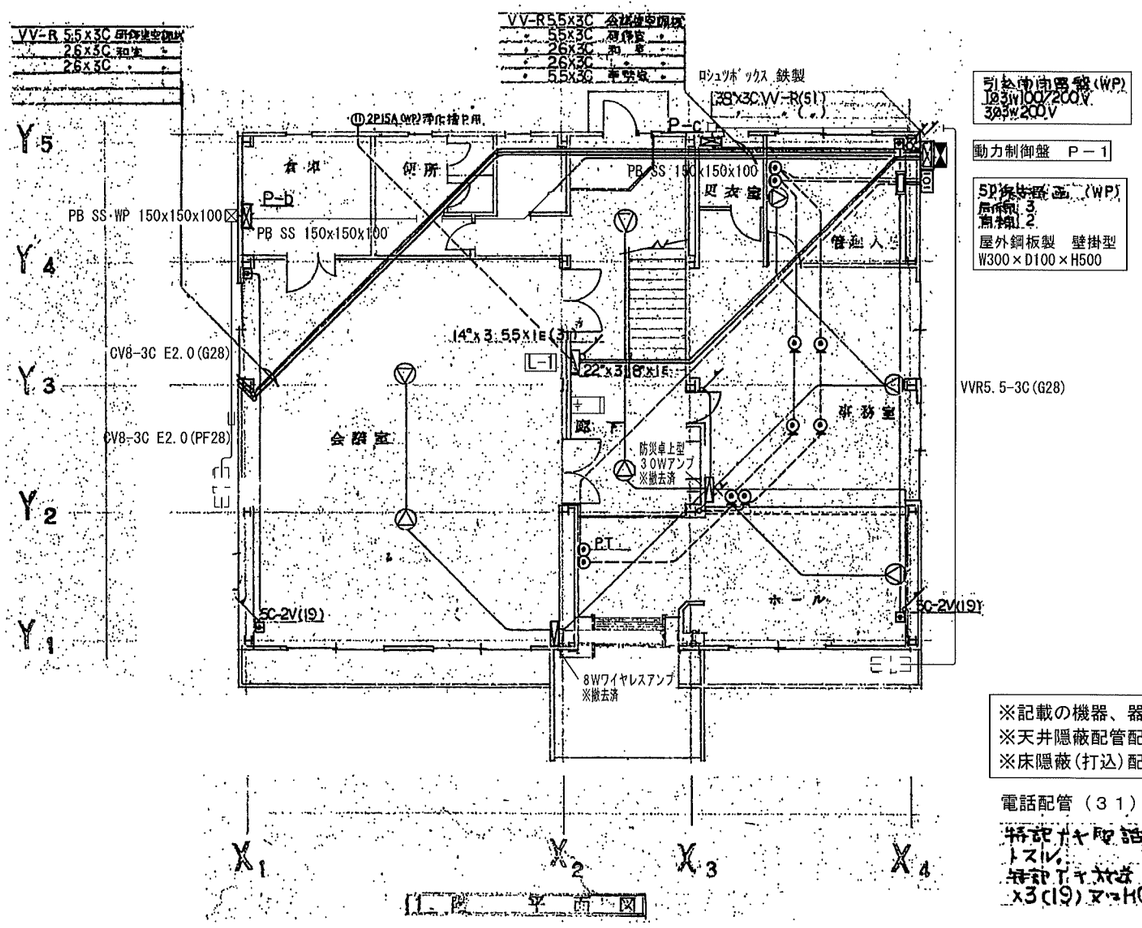

引込開閉器盤(WP)
103W100/200V
303W200V

動力制御盤 P－1

5P洗濯機 (WP)
屋外鋼板製 壁掛型
W300×D100×H500

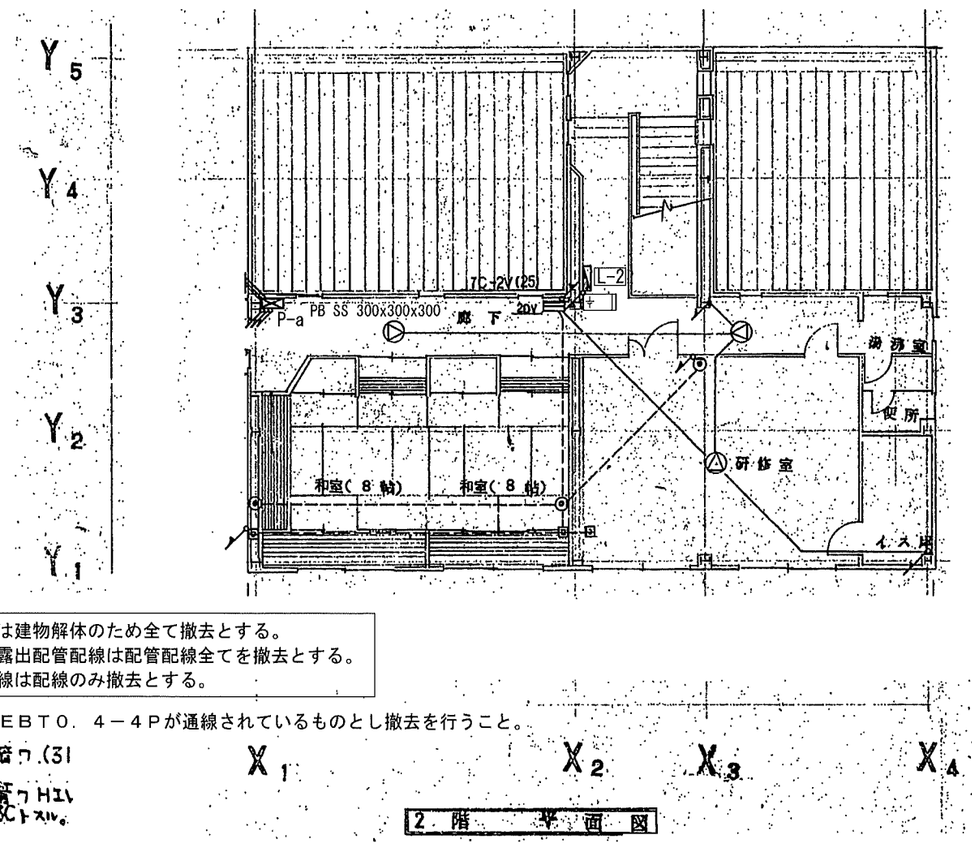

※記載の機器、器具類は建物解体のため全て撤去とする。
※天井隠蔽配管配線・露出配管配線は配管配線全てを撤去とする。
※床隠蔽(打込)配管配線は配線のみ撤去とする。

電話配管（３１）内にＥＢＴＯ．４－４Ｐが通線されているものとし撤去を行うこと。

特記ナキ限ハ配管ヲ(31トスル。
特記アリ次ハ配管ヲHEI x3(19)マタハOP x3Cトスル。

柴田町財政課

訂正		発行	工事名	令和８年度 旧槻木事務所解体工事	図番 E-03
			図面名	幹線・動力・弱電設備 系統図・平面図	連番
					縮尺 A1：1/75 A3：1/150

※記載の機器、器具類は建物解体のため全て撤去とする。
※天井隠蔽配管配線・露出配管配線は配管配線全てを撤去とする。
※床隠蔽(打込)配管配線は配線のみ撤去とする。

注、特記ナキ限リ配線ワ下ヨリガシトレ立ヒリ立下リノ電線管デ保ゴスル。
特記ナキコンセント回路ワEV2.0ヶ2ヶイワントスル

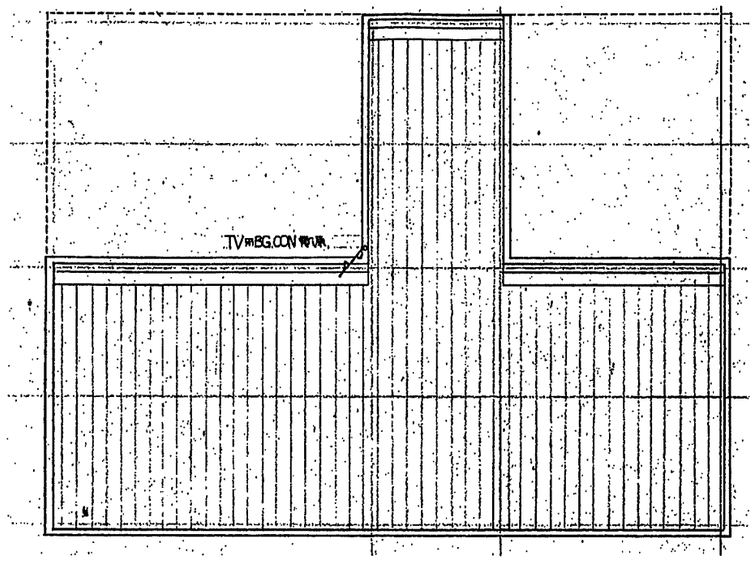

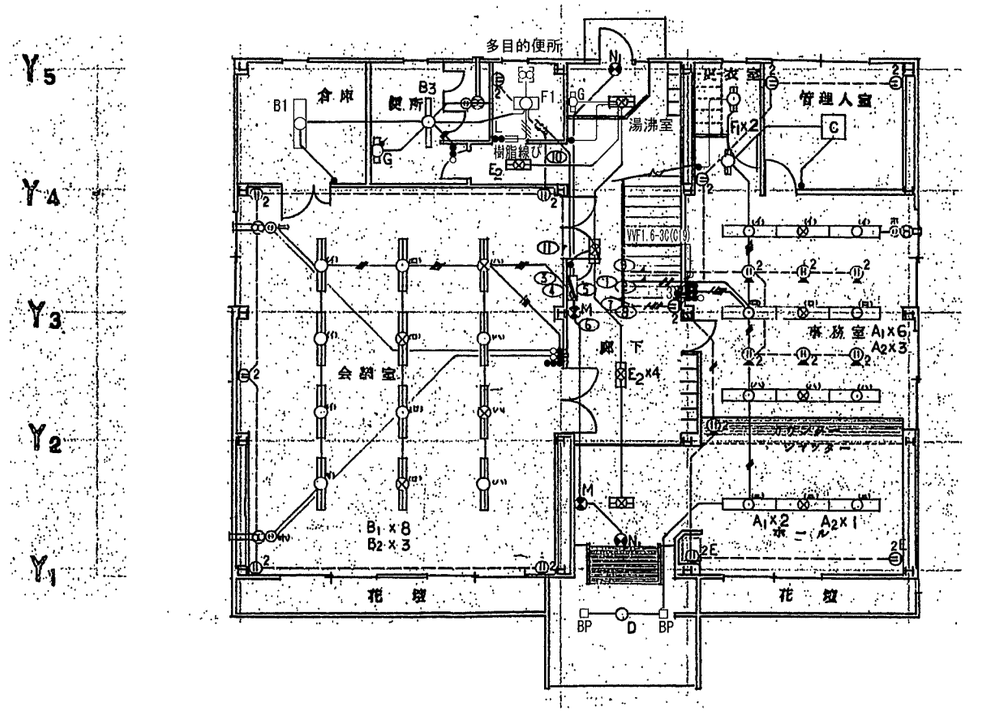

1階平面図

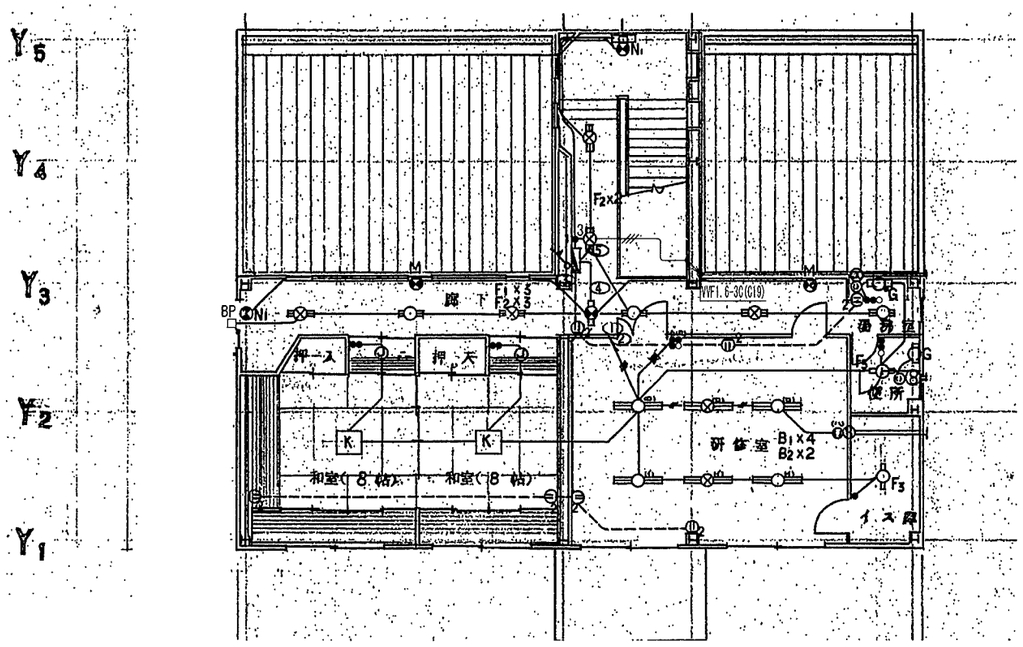

2階平面図

柴田町財政課

訂正	発行	工事名 令和8年度 旧槻木事務所解体工事	図番 E-04
		図面名 電灯設備 平面図	縮尺 A1:1/75 A3:1/150
		設計者	

※下記の配管配線等は参考とする。
必要に応じて撤去前に調査を実施すること。

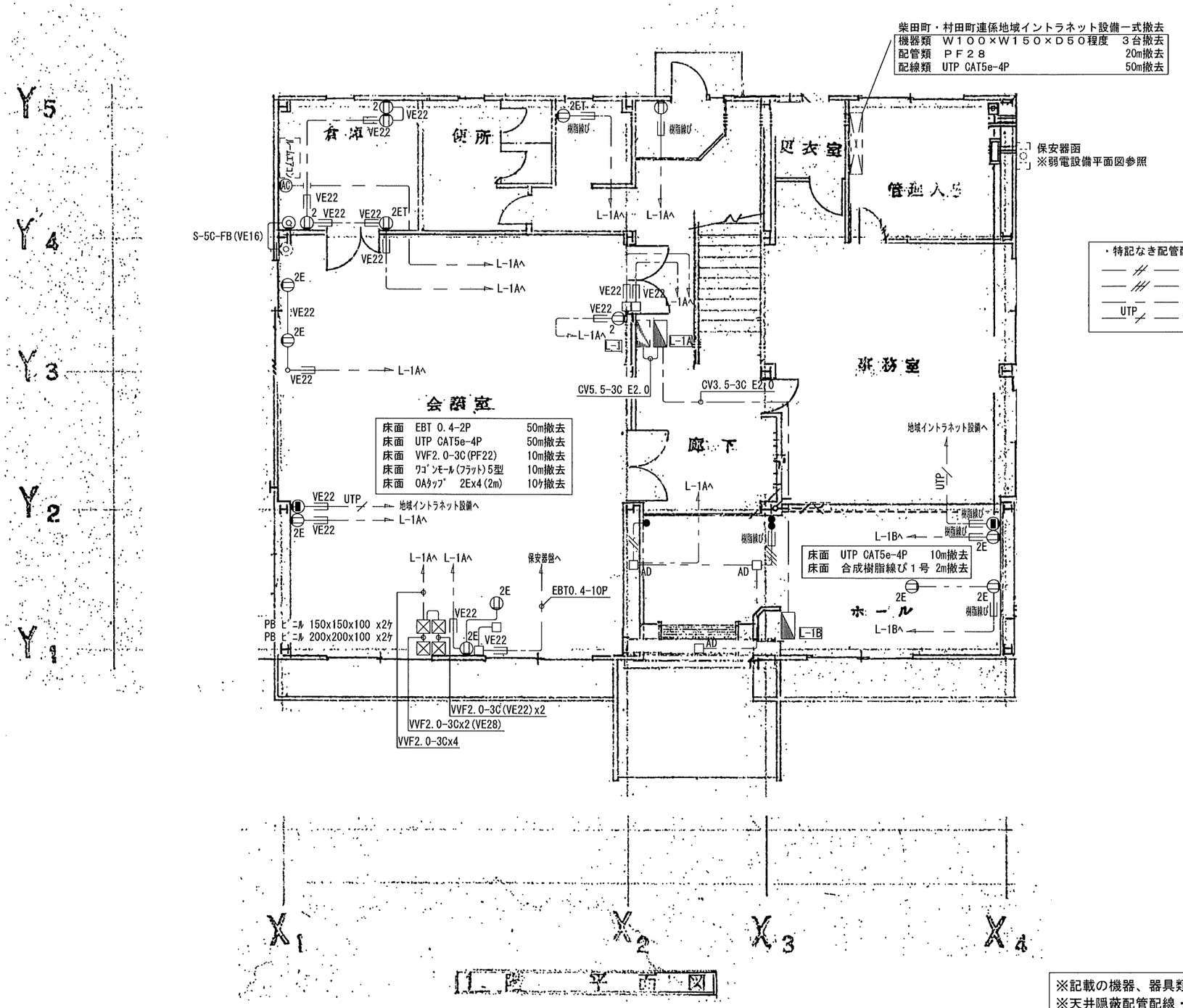

1階平面図

※記載の機器、器具類は建物解体のため全て撤去とする。
※天井隠蔽配管配線・露出配管配線は配管配線全てを撤去とする。
※床隠蔽(打込)配管配線は配線のみ撤去とする。

柴田町財政課	工事名	令和8年度 旧槻木事務所解体工事	図番 E-05
	図面名	電灯・構内交換・構内情報通信網・テレビ共同受信設備 1階平面図	縮尺 A1:1/50 A3:1/100

機械設備改修工事特記仕様書【令和6年4月版】

1．工事概要

1．工事名称　令和７年度　旧桃木事務所解体工事

2．工事場所　柴田町桃木上町二丁目51-1　地内

3．建物概要

建物名称	構造	階数	延床面積(㎡)	建築面積(㎡)	消防法施行令別表第一による用途区分	竣工
旧桃木事務所	鉄骨造	2階	343.84	215.37	16項	昭和49年竣工

4．工事種目（○印のついたものを適用する。）

工事種目	建設業法第2条第1項第1号に掲げる建設業の区分	工事概別	屋外
		旧桃木事務所	
○空気調和設備	機械一式		
○換気設備	機械一式		
・排煙設備			
・自動制御設備			
○衛生器具設備	機械一式		
○給水設備	機械一式		
○排水設備	機械一式		
・給湯設備			
・消火設備			
・防災機器設備			
○ガス設備	機械一式		
・さく井設備			
○浄化槽設備	機械一式		
・昇降機設備			
・その他工事			

5．福島県分　※なし　・あり　（工期：令和　年　月　日）（対象区分：　）

6．概成工期　※なし　・あり　（工事工期より　日前）

7．設備管理　（○印のついたものは、主要方式を示す）

方式	設備概要
空気調和方式等	・空気調和　・全空気方式　・ファンコイルユニット，ダクト併用方式　○ パッケージ方式
	・温風暖房　・全空気方式　・ファンコンベクター，ダクト併用方式
	・直接暖房　・温水暖房　・
自動制御方式	・電気式　・電子式　・デジタル式　・空気式　・中央監視制御
給水方式	○ 水道直結方式　・高置タンク方式　・タンクレスブースター方式　・
排水方式	建物内の汚水及び雑排水（○ 分流式　・ 合流式） 建物外の汚水及び雑排水（・ 分流式　○ 合流式） 放流先　汚水　○ 下水道直放流　・ 浄化槽 雑排水　○ 下水道直放流　・ 浄化槽　・ 側溝　・ 側溝(桝)
給湯方式	○ 局所式　・中央式
消火設備方式	・屋内消火栓　（・ 湿式　・ 乾式）　・連結送水管　・屋外消火栓 ・スプリンクラー　（・ 湿式　・ 乾式）　・不活性ガス消火　・泡消火 ・粉末消火　・連結散水　・フード等用防蒸自動消火　・消火器
ガス設備方式	・都市ガス　種別（　）　kJ/m3（N）（供給圧力　Pa）　○ 液化石油ガス

8．特記仕様書

1．一般事項

（1）特記仕様書及び図面に記載されていない事項は，すべて「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編　令和4年版），公共建築設備工事標準仕様書（機械設備工事編　令和4年版）（以下「標準仕様書」という。），同部設備・環境課監修の「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編　令和4年版）（以下「標準図」という。）に従う。

（2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合，電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお，電気設備工事の工事仕様書は（ ／ ）図，建築工事の工事仕様書は（ ／ ）図による。

2．特記事項

（1）項目は番号に○印のついたものを適用する。

（2）特記事項は，○印のついたものを適用する。○印のついない場合は，※印のついたものを適用する。

○印と○印のついた項目は，共に適用するものとする。

区分	項目	特記事項
一般共通事項	① 適用基準等	○ 建設工事執行規則（昭和39年3月宮城県規則第8号） ○ 宮城県建設工事元請・下請適正要領（最新版） ○ 宮城土等写真撮影要領（国土交通省大臣官房庁営繕部監修　令和6年版） 及び土等写真撮影ガイドブックで機械設備工事編>（国土交通省大臣官房庁営繕部監修　令和5年版）
	② 機材等	※ 本工事に使用する機材等は，設計図書に設定するもの，またはこれらと同等のものとする。ただし，これらと同等のものとする場合は，監督職員の承諾を受けるものとする。 ※ 本工事に使用する材料の選定及び施工に当たっては，「長寿住設のシックハウスマニュアル」に留意し，揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。
	③ 機材の品質・性能証明	※ 使用する材料のホルムアルデヒト仕様は，日本産業規格及び日本農林規格のＦ☆☆☆☆以規格品，壁設材料協会規格適合品または同等品，化学物質等製品安全データシート等にホルマリン不使用が明示されたものとする。 本工事担当者に機器材料の提出し，監督職員の承諾を受ける。 また，設備機材は，設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料又は外部機関等が発行する資料等の写しを監督職員に提出して，承諾を受ける。なお，標準仕様書に規定される製作図，試験成績表等を含む。
	4．保　険	本工事担当者は工事目的物及び工事材料等を，本工事完了後引渡し期日まで，火災保険及びその他の保険に付し，写しを監督職員に提出のこと。
	5．雇　用	本工事は，公共職業安定所の紹介する者の雇い入れに努めること。
	⑥ 施工計画書および施工図等	工事の着手に先立ち，工事の総合的な計画を立てまとめた総合施工計画書を作成し，監督職員に提出する。 工事の施工に先立ち，工種別施工要領書および施工図等を作成し，監督職員の承諾を受ける。 また，義務実施する「公共事業情報マネジメントシステム」の対象工事においては，環境配慮計画（実施）書を作成し，監督職員に提出する。
	⑦ 工事実績情報の登録（CORINS）	請負額が500万円以上の場合は，工事実績情報を登録する。 受注時，変更時及び完成時にあらかじめ監督職員の確認を受け，登録手続きを行い，工事カルテの受領証を監督職員に提出のこと。
	⑧ 手続	工事の着手，施工，完成にあたり，関係官公署との地の関係調整への必要な届出手続等を遅滞なく行う。 なお，当該手続きに伴う費用は，受注者の負担とする。
	⑨ 事故報告	施工中に事故が発生した場合には，直ちに監督職員に通報するとともに，別に指示する「事故報告書」を指示する期日までに監督職員に提出する。
	10．電気保安技術者	※ 配置する　・ 配置しない
	11．設備工の適用	本工事に下記の当該職種別設備士（・1級　・2級）を適用させる。（資格証の写しを提出する） ・配管（配管工事）　・排水設備（ダクト制作及び付け）　・熱絶縁施工（保温工事） ・冷凍空気調和機器施工（チリングユニット，パッケージ形空気調和機の据付及び調整）
	⑫ 産廃等	・別契約の関係請負者が営業したのは無償で使用できる。　・本工事で設置 仮設足場を設ける場合は，「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成２１年４月改訂）」によるものとし，二段手すり及び桁本の機能を有するものでなければならない。
	⑬ 監督職員事務所	※ 設付なし　・設ける（　　㎡・・建築工事仕様）
	⑭ 工事用電力，水，その他	本工事に必要な工事用電力，水，及び処理経費の費用はすべて引渡まで受注者の負担とする。
	⑮ 工事用仮設物	構内に作ることが　※ できる　○ できない
	⑯ 残土処理	・構内搬出　※ 構内指示の場所に敷き均し。　・構内指示の場所以外 建設発生土を場外へ搬出する場合 1建設発生土現場管理費（建設切）を適用し，施工計画書に記載し，提出する。 2ダンプトラック等管理費を，工事費手配に監督員に提出する。 3建設発生土搬出等管理費を，搬出を行う日毎に作成し，1通関係の無料券を監督職員に提出する。 4建設発生土受入地において，搬出先土量を伝票により管理するとともに，搬出先の土量を確認する。
	⑰ 発生材の処理	（1）建設リサイクル法の該当に基づく通知義務等の該当　・なし　・あり（　　） （2）　冷媒回収費用は（ ○ 本工事　・別途工事 ） 冷媒の回収にあたっては，「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」に従って行い，監督職員に第一種フロン類回収責者登録知事の写し，フロン類回収証明書を提出する。 ただし，家庭等のエアコン等で「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象となっているものは，法に従ってリサイクル（フロン類の回収を含む）を行い，監督職員に，特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）等を提出する。 （3）引渡しを要するもの　※ なし　・あり（　　） （4）廃棄物は，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し，場外搬出の上，適切に処分する。 （ア）特別管理産業廃棄物 ※ なし　・あり（　　） （イ）特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・コンクリート（　　） ・コンクリート及び鉄から成る建設資材（　　） ・木　材（　　） ・アスファルトコンクリート（　　） （ウ）その他発生材の処分を行う施設 ・コンクリート殻等の安定型の産業廃棄物（　　） ・木くず等の管理型の産業廃棄物（　　） ※アスベストについては，労働安全衛生法（石綿障害予防規則）・廃棄物処理法等に則り，事前調査を実施し，調査結果を報告のうえ，監督職員へ報告すること 建設リサイクル法 ・対象工事 届出が決定した工事は，分別解体等省令で定める様式第１号別表１～３のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成し，契約締結後に，契約締結日に，分別解体等に伴う届出を提出するものとする。また，特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは，建設リサイクル法第１８条に基づいて書面により報告すること。 ・対象外工事
	18．総合試運転調整等	※ 本工事において下記の項目の総合試運転調整等を行い，報告書を提出する。　・ 別途 総合試運転調整等の項目 ・風量調整　・水量調整　・室内外空気の温度湿度測定 ・室内外洗浄びにしあいの測定　・騒音の測定　・初期運転伝他の記録 ・実揚水量の水質測定　・浄化槽放流水質の測定 ・機器の絶縁抵抗の測定　・水圧調整 測定態様は，監督職員の指示による。
	19．容量等の表示	（1）機器類の能力，容量等は指示された数値以上とする。 （2）電動機出力，燃料消費量及び圧力損失は，原則として表示された数値以下とする。
	20．耐震措置	機器，配管，ダクト等は耐震を考慮し堅固に備えた付，取付付又は支持を行う。 耐震措置の計算及び施工方法は，次に掲げる事項以外すべて建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立法人建築研究所監修２０１４年版）による。

設置場所	設計用標準水平震度（Ks）					
	特定の施設			一般の施設		
	重要機器		一般機器	重要機器		一般機器
上層階，屋上及び塔屋	2．0（2．0）		1．5（2．0）	1．5（2．0）		1．0（1．5）
中間階	1．5（1．5）		1．0（1．5）	1．0（1．5）		0．6（1．0）
一階及び地下階	1．0（1．0）		0．6（1．0）	0．6（1．0）		0．4（0．6）
	重要水槽（軟料用）		一般水槽	重要水槽（軟料用）		一般水槽
上層階，屋上及び塔屋	2．0		1．5	1．5		1．0
一階及び地下階，中間階	1．5		1．0	1．0		0．6

注（1）設置場所の区分は標準仕様書による。 注（2）（ ）内の数値は防震支持の機器の場合に適用する。

（3）本工事の施設は（・ 一般の施設　・ 特定の施設）とする。

（4）地域係数は1．0とする。

（5）100kg以下の軽量な機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）においても耐震を考慮し，設付又は取付を行うものとするが，転倒防止の方法にとらなくてもよい。

（6）昇降機のつりかごおよびブロックの転倒防止は，十分な強度を有する方法で固定し，水平荷重方向の地震力に対して，つり合おもりが掛から脱落しないようにした構造とすること。

特記されていない所等の明示の仕様は，機器付属品を除き接続配管のサイズと同じとする。

本工事では弾性設計の観点から，原則として耐熱ケーブルを使用するものとする。なお，電気設備工事編標準仕様書第６編通信・情報設備工事による。

23．海抜部の非結露検査

対象配管系統	・冷温水　・冷却水　・消火（水用）　・油　・ガス
検査の種類	・漏洩探査検査（ＰＴ）又は磁粉探傷検査（ＭＴ）　・放射線透過検査（ＲＴ）

24．はつり　既存のコンクリート部の床，壁の配管貫通部等の穴開けは原則としてダイヤモンドカッターによる。

25．支持及び固定　（1）機器等は機器の支持は，機器仕様書第３編２．１．１３（ｂ）に準ずる。

（2）横走り配管ダクト・支管の長さ，および横長も行うこと。

26．支持金物・固定金具　（1）ポンプ・屋外機器のアンカーボルトのナット及び屋外の配管・ダクトに使用する支持金物はステンレス製（ＳＵＳ３０４）とし，ポンプ・屋外機器のアンカーボルトのナットにはナットキャップ（保護版）を取り付ける。

（2）振動を伴う機器の支持金物のナットはダブルナットとする。

（3）冷水及び冷温水管の吊バンド等の支持材は，合成樹脂製の支持受けを使用する。

27．埋戻し土・盛土　宿舎に特記のない場合は下記にあるほか標準仕様書第２編による。ただし，各工事機目で別に指定されたものは除く。

・　埋守り土の中の良質土（ただしヒューム管以外の管の周囲は山砂の類）　・山砂の類

28．地中埋設標及び埋設表示用テープ　地中埋設標及び埋設表示用テープは，下記により屋外埋設部分に取付する。なお，地中埋設標の設置場所は図示による。ほか，屋外埋設管の分岐及び曲がり部に設置する。

（1）給水管　・地中埋設標　・埋設用表示テープ
（2）ガス管　・地中埋設標　・埋設用表示テープ
（3）油　管　・地中埋設標　・埋設用表示テープ
（4）消火管　・地中埋設標　・埋設用表示テープ

・主幹械室は下記の室とし，他は各階機械室とする。

主幹機室：

・ダクトの保温の外装は下記による。内装は（・ ロックウール　・ グラスウール）

屋内保温	食堂・厨房	・アルミガラスクロス　・
	各階機械室	・アルミガラスクロス　・
	主機械室	・アルミガラスクロス　・
	屋室・廊下など	・カラー亀裂鉄板　・
屋内隠ぺい，Ｐ当内		・アルミガラスクロス
屋外露出，多湿箇所（　　）		・ステンレス鋼板 ・アスファルトプライマー　・

・配管の保温の外装は下記による。内装は（・ ロックウール　・ グラスウール　・ ポリスチレンフォーム）

屋内露出	食堂・厨房	・アルミガラスクロス　・
	各階機械室	・アルミガラスクロス　・
	主機械室	・アルミガラスクロス　・
	屋室・廊下など	・合成樹脂製カバー　・
屋内隠ぺい，Ｐ当内		・アルミガラスクロス
屋外露出，多湿箇所（　　）		・ステンレス鋼板 ・アスファルトプライマー　・

30．塗　装　（1）下記部位に使用する，外装めっき電線管の塗装は塗装を施す。

※ 屋外露出　※ 屋内

（2）塗装を施すない場合・使用・絶縁塗装及び外の露出配管（鋼管）には塗装を行う。

土中埋設の鋼管（ステンレス鋼管及び外面絶縁鋼管は除く）及び金属製被手筒（図金具外・被手を含む）にはペトロタール系防食テープ及びプラスチックテープによる防食処理を行う。（埋設配管は原則として，防食処理不要の管材とする。）

31．防食処理

32．山留め　切取り面にその部所の土に見合った勾配を保って崩壊防止を講じる場合を除き，掘削の深さが１．５ｍを超える場合には，山留めを行うものとする。

33．躯体工事　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事標準仕様書２２章（躯体工事）による。

34．他工事との取り合い　図面に特記なき場合は，表「工事区分表」による。

35．再使用品の清掃　再使用する機器類は根清内で可能な限刺による水洗等の清掃を行う。

36．火気の使用　建物内での火気の使用は原則として行わない。

37．室内空気中のホルムアルデヒド，トルエン，キシレン，エチルベンゼン，スチレンの濃度を測定し，監督職員に報告すること。測定はパッシブ型採取機器により行う。

測定対象室（　　），測定箇所数（　　）

・下記によるほか，改修標準仕様書第１編１．６．１及び１．６．２による。

・施工計画請表　・事前調査

調査項目（・　・　）　調査範囲（・　・　）　調査方法（・　・　）

39．アスベスト　アスベストについては，労働安全衛生法（石綿障害予防規則）・廃棄物処理法等に則り処理を行うこと。

アスベスト使用状況（　　）

40．あと施工アンカー

（1）あと施工アンカー　※接着系アンカー　（接着剤は有機系とする）

※金属拡張系アンカー　（※本体材込み式　）

（2）試験等　性能確認試験　※行わない　・行う

施工確認　※行う　・行わない

既設インサートおよびアンカーボルトを　※使用しない　・使用する

41．既設インサート及びアンカーボルト

42．宮城県庁付久製品利用促進について　・　認定品利用が施工事として次の認定製品を使用することと。

（使用製品名：　　使用場所：　　）

※　認定製品使用対象外工事ばが，利用の促進に努めること。

43．施工金具　別添の施工条件明示事による。

44．三相誘導電動機　省エネ法の特定機器の対象となる機器はJIS C 4034-30:2011のIE3（プレミアム効率）に相当する機器を導入すること。

仮設工事

1．工事用電力，水，その他　本工事に必要な工事用電力，水などの費用，及び官公署等への諸手続きなどの費用は，請負者の負担とする。

既設コンセントの使用　※ 不可　・ 可

既設給水栓の使用　※ 不可　・ 可

2．養生　養生範囲（　　）

養生方法（　　）

空気調和設備

1．設計温湿度

	外気		屋内（調整目標値）			
			一般居室		コンピューター室系統	
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏期	30.6℃（99%） 32.4℃(12時)	65.5%（99%） 60.2%(12時)	26℃	45%	℃	%
	32.6℃(14時)	57.8%(14時)				
	31.8℃(16時)	51.0%(16時)				
冬期	−2.0℃	69.2%	22℃	40%	℃	%

3．煤　発

2．ばい煙濃度計　取付箇所は図示による。

※ 別途　・ 本工事（鋼板厚　mm，高さ　m以上）

※ 煙道径300mm以下は鋼板厚3．2mm，300mmを超えるものは4．5mmとする。　・ 図示による。

（煙道径が400mmを超えるものには，排熱口に値蓋を取り付ける。）

4．煤　塵

5．ダクトの区分　低圧とする（高圧１及び高圧２の部位は図示による。）

6．長方形ダクトの工法　・ アングルフランジ工法　・ コーナーボルト工法　（　・ 共板　・ スライド）

7．風量測定口

8．チャンバ　取付け場所は図示による。取付図は建設機員の指示による。

（1）内貼りを施すチャンバの表示寸法は外法を示す。

（2）空気調和機に取付けるサプライチャンバ及びレタンチャンバーで消音内貼りしたチャンバーには，点検口を設ける。なお点検口の大きさは図示による。

（3）外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバ及びホッパーは雨水の清掃のないように施工する。

（1）煤煙方式　※ 遠隔式（電気式（定格入力0C24V，0．7A以下）

（2）煤煙動作　※ 煙送り

9．防煙ダンパ

10．配管材料

（1）冷温水管　※ 配管用炭素鋼管（白）　・

（2）冷却水管　※ 配管用炭素鋼管（白）　・

（3）蒸気管（給気管）　※ 配管用炭素鋼管（黒）　・

（還水管）　※ 圧力配管用炭素鋼管（Ｓｃｈ４０）

（4）油管，油用通気管（一般）　※ 配管用炭素鋼管（黒）　・

（土中）　※ ポリエチレン被覆鋼管

（6）膨張管，空気抜き管，膨張タンクよりボイラ等への給水管

※ 配管用炭素鋼鋼管（白）　・

（6）空調用排水管　※ 配管用炭素鋼鋼管（白）

（7）冷媒管　※ 断熱材被覆銅管　・ 銅管

11．弁　類　※ ＪＩＳ又はＪＶ５Ｋ　・ ＪＩＳ又はＪＶ１０Ｋ

ステンレス鋼管に取り付ける弁類は，ステンレス製とする。

12．鋼管用排除管継手　※ ベローズ形　・ スリーブ形

13．温度計　※ 機器仕様書，標準図には他，図示した箇所に取り付ける。（配管用はＬ形，ダクト用は円形）

・空気調和機，温風暖房機まわりの給気ダクト，還気ダクト及び外気ダクト

・冷温水ヘッダー（往）及び冷温水ヘッダーの各流り管

・パッケージ形空気調和機の冷却水及び温水の出入口

14．瞬間湯沸器　※ 感銘可能形（※ 全数　・ 図中による）

感銘可能形の場合，その指示部（・ 40A用　個　・ 100A用　個　・ 250A用　個）を付属する。

・ 固定形（止水コック付）　・ 測定用タッピング（32mmピトー管湯量計用）

15．オイルタンク　（1）オイルタンク本体は図示による。

（2）温度油指示計　※ 取付ける　・ 取付けない

（3）計量尺は，実測値，実績値及びエアミ量とし，100リットル実測目盛刻印とする。計量口は設付とする。

16．積算油量計　図中の箇所に取付ける（熱源機器等）。

17．注油口及び抜油ﾎﾞｯｸｽ　標準図（機材６）による。

・ 単独形　・ 共用形（・ ローリーアース付）

18．消音内貼り　（1）施工箇所は図中による。

（2）内貼りチャンバー類の寸法表示は，外形寸法とする。

（3）吹出口に接続するチャンバーの消音内貼りは制図による。

19．保　温　（1）識別内の空気抜き管の保温は空気抜き弁までとし（空気抜き弁も含む），仕様は冷温水管の項による。

（2）屋外露出配管の保温は，結水状態の項による。

（3）外気取り入れダクト及びチャンバーボックスの保温　※ 要（全熱交換器の給気ダクトを含む）　・ 不要

（4）排気ダクトの外壁開放部近り1m程度保温する。（チャンバーボックスを含む）

（6）冷媒管（断熱材被覆銅管）の保温外装

屋内露出部　・ 保温化粧ケース（保温筒）　・ 外装なし　・

屋外　・ 保温化粧ケース（保温筒）

（6）高圧蒸気管及びヘッダーの保温厚は　mmとする。

20．電気工事の範囲　（1）地区感知器の配管配線　※ 別途　・ 本工事

（2）防煙ダンパと連動制御器の配管配線及び連動制御器から煙感知器までの配線配管は

※ 別途　・ 本工事

21．塗装　（1）屋内露出排ダクトの塗装（塗装を除く）は　※ 行わない　・ 行う

（2）屋内露出冷却水配管の塗装（開度は除く）は　※ 行わない　・ 行う

換気設備

1．準拠事項　（ 空気調和　・ 冷房　・ 暖房設備 ）の当該事項に準ずる。

・5　・6　・7　・8　・9　・18　・19　・21

2．開放形温湿度計ｶﾊﾞｰ　※ 別途　・ 本工事　・ 既設

3．耐腐用排気ダクト　※ 亜鉛鉄板　・ ステンレス鋼板（ＳＵＳ３０４）（指薄は表圧ダクトによる）

4．耐腐用排気ダクト工法　※ アングルフランジ工法　・ コーナーボルト工法（共板フランジ又はスライドオンフランジ）

5．耐腐用排気フード　（1）フード部品の天蓋（フード部から天井開まで）　※ 取り付ける　・ 取り付けない

（2）フードコック　※ 取り付ける　・ 取り付けない

（3）材質（天蓋とも）　※ ステンレス鋼板（ＳＵＳ４３０又はＳＵＳ３０４）

6．多湿箇所の排気ﾀﾞｸﾄ　次の系統のダクトのシールは，標準図（施工４５，４６）のＮシール＋Ａシール＋Ｂシールとし，水抵き管を設ける。

（　　）

排煙設備

1．ダクト　・ 亜鉛鉄板鋼　・ 鋼板製（1．6mm以上）

2．排煙口の形式　・ 可動羽根（スリット片）　・ 可動パネル

3．排煙口開放装置　・ ワイヤー式　・ 電気式（遠隔操作機能　・ 要　・ 不要）

4．排煙風量測定方式　排風機空冠取扱音風機排等量（（財）日本排風機協会・排風機センター）の排煙風量の検査方式に準ずる。

自動制御設備

1．中央監視制御　中央監視制御設置の構成機能は別紙による。

2．計装工事の範囲　（1）屋外・屋内露出の配線は，図面に特記のない限り可能な限り配管配線とする。

（2）天井内隠ぺいの配線は，図示に特記がなければケーブル配線とする。

衛生器具設備

1．大便器洗浄弁　・ 洗浄タンク方式　・ 洗浄弁方式（不凍結節水弁付）

※ 手洗なし　・ 手洗付

2．便器洗浄用タンク

3．小便器自動洗浄　個別図加方式とする。（ ・ 小便器一体型　・ 小便器分離型）

4．器具付属水栓　固定こま式（節水こまを除く）とする。

5．自動水栓　※ 電源供給方式（ ※ AC100V）　・ 乾電池　・自己給電

6．温水洗浄便座加熱方式　・ 瞬間式　・ 貯湯式

7．大便器刷火バー　設付る（ビット内を除く）

給水設備

1．量水器　（1）関メーター　※ 接用　・ 買取り　（隔測メーター　・ 有　・ 無）

（2）子メーター　※ 買取り　（隔測メーター　・ 有　・ 無）

2．量水器例　（1）関メーター用　※ 水道事業者の指定品　・ 標準図（機材５７）

（2）子メーター用　※ 標準図（機材５７）　・ 水道事業者の指定品

3．配管材料　（1）一般用

・ ステンレス鋼管（ＳＵＳ３０４）

・ 塩ビライニング鋼管（・ＶＡ　・ＶＢ）

・ ポリ粉体鋼管（・ＰＡ　・ＰＢ）

○ 水道用亜鉛メッキ鋼管

（2）土架配管用（厨房，浴室等のシンダー内含む）

・ ステンレス鋼管（ＳＵＳ３１６）

・ 塩ビライニング鋼管（ＶＤ）

・ ポリ粉体ライニング鋼管（ＰＤ）

（3）屋外土中用

・ ステンレス鋼管（ＳＵＳ３１６）

・ 塩ビライニング鋼管（ＶＤ）

・ ポリ粉体鋼管（ＰＤ）

・ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＰ）

〃　（ＨＩＶＰ）

・ ポリエチレン管

・ 水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管

○ 水道用亜鉛メッキ鋼管

4．不凍水栓柱　化粧ケーシング（・ アルミ合金製　・ 合成樹脂製 ）

5．井　類　（1）水道直結部分　※ ＪＩＳ又はＪＶ１０Ｋ　・ 水道事業所の規定による　Ｋ

（2）その他の部分　※ ＪＩＳ又はＪＶ５Ｋ　・ ＪＩＳ又はＪＶ１０Ｋ

ステンレス鋼管に取り付ける弁類は，ステンレス製とする。

6．給水栓　（1）屋内（ ※ 一般水栓　・ 耐寒水栓 ）　（2）屋外（ ※ 耐寒水栓　・ 一般水栓 ）

湯沸室，台所，防隣用水栓は泡沫式とする。　耐寒水栓はＪＷＷＡの認証品とする。

7．埋戻深さ　（1）一般敷地内（　　ｍ以上）　（2）敷地内車両通路（　　ｍ以上）

（3）公道部分（ ※ 水道事業者及び道路管理者規定による ）

8．保　温　（1）給水管類内の保温を行う。

（2）屋外露出配管（弁フランジを含む）は，標準仕様書第２編（表２．３．６ ｅ２・（ハ））とし

厚さは呼び径２５ｍｍ以下は５０ｍｍ，呼び径３２ｍｍ以上は４０ｍｍとする。

9．暖房弁開閉用ハンドル　本工事に　※ 含む（水道事業者管理用以外の弁操作用）　・ 含まない

10．水道加入金等　水道加入金　・ 要（・ 本工事　・ 別途 ）　・ 不要

・ その他（　　）

11．ステンレス管の接合方法　（1）呼び径６０ＳＵＳ以下　ＳＡＳ３２２（一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準）を満足した継手による接合

（2）呼び径７６ＳＵＳ以上　・ 溶接接合　・ ハウジング形管継手による接合　・ フランジ接合

12．その他　給水管の表小口径は２０ｍｍとする。ただし，器具接続部分を除く。

排水設備

1．配管材料　（1）屋内汚水管　（2）屋内雑排水管　（3）屋外土中汚水，雑排水管

・ 排水用塩ビライニング鋼管　・ 配管用炭素鋼鋼管（白）　・ 硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＰ）

・ 鉛管　・ 排水用塩ビライニング鋼管　・ 硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＵ）

○ 硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＰ）　○ 硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＰ）　・ 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管（ＲＥＰ－ＶＵ）

（4）土架配管用　（5）透気管　（6）ポンプアップ排水管

・ 排水用塩ビライニング鋼管　・ 配管用炭素鋼鋼管（白）　・ ポリ粉体鋼管（ＰＤ）

○ 硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＰ）

台所流し等の床上露出部分の排水管は，硬質ポリ塩化ビニル管でもよい。

2．排水桝　・ 桝リストは図面番号（　　）

（1）材料　○ ＲＣ　○ 硬質塩化ビニル　・ ポリプロピレン　・ ＳＣ

（2）ふた　○ 鋳鉄製（・ ＭＨＡ　○ ＭＨＢ　・ ＴＳＡ　）

○ 樹脂製

※ 表マーク，現体名入り及び鋳鉄製ふたは原則としてＴＳＵＳチェーン付

（3）規格　・ 日本下水道協会（ＪＳＷＡＳ）　・ プラスチック・マスマンホール協会（ＰＭＭＳ）

・ 市町村財基準（・ 有　・ 無 ）

3．グリース阻集器　・ ＦＲＰ製（　　Ｌ）・ ＳＵＳ製（　　Ｌ）　詳細は図示。

4．清水試験蛇手　図中の箇所に取付け，清水試験を行うこと。

5．試　験　・ 衛生器具などの取付完了後，排水試験又は清水試験を行う。

・ 衛生器具などの取付完了後，煙試験を行う。

6．独流負担金等　・ 不要　・ 要（・ 別途工事　・ 本工事 ）

7．基礎材　※ 再生クラッシャーラン

給湯設備

1．配管材料　・ ステンレス鋼管（ＳＵＳ３０４）　・ 耐熱性ライニング鋼管　○ 銅管　・ 被覆銅管

・ 保温付被覆銅管　<配管及び結露水クラクよりボイラー等への給水管を含む。>

2．弁　類　給水設備の当該事項による。

3．湯沸器の排気筒　厚さ０．５ｍｍ以上のステンレス鋼板製とする。

4．保　温　湯沸器の給排気筒（二重管）のいんぺい部保温を行う。標準仕様書第２編３．１．５表２．３．６の（ｈ・（イ）・ハ）

5．ステンレス管の接合方法　（1）呼び径６０ＳＵＳ以下　ＳＡＳ３２２（一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準）を満足した継手による接合

（2）呼び径７６ＳＵＳ以上　・ 溶接接合　・ ハウジング形管継手による接合　・ フランジ接合

消火設備

1．配管材料　（1）一　般

・ 配管用炭素鋼鋼管（白）

・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（Ｓｃｈ４０）

（2）地中埋設部

・ 外面被覆鋼管（ＳＧＰ－ＶＳ）

・ ポリエチレン被覆鋼管（ＳＧＰ－ＰＥ）

・ 外面被覆鋼管（ＳＧＰ－３７０ＶＳ）

・ ポリエチレン被覆鋼管（ＳＴＰＧ－３７０ＰＥ）

（3）二酸化炭素用

・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（継目無管）（Ｓｃｈ８０）

2．屋内消火栓種別　・ 易操作性１号消火栓　・ ２号消火栓　・ 広範囲型２号消火栓

3．消火栓開閉弁　・ ＪＩＳ１０Ｋ　・ ＪＩＳ２０Ｋ

4．保　温　（1）屋外露出管については給水管に準ずる。

（2）充水ろうの保温　・ 施工しない　・ 施工する

（3）消火配管の保温　屋内消火栓　・ 施工しない　・ 施工する

スプリンクラー　・ 施工しない　・ 施工する

5．消火器類　（1）消火器　種別　・ 数量　（　　）

（2）消火器収納箱　仕様　・ 材質　・ 数量（　　）

防災機器設備

1．防災機器類　（1）図示による（材質などは標準仕様書による）。ただし，寸法は参考とする。

（2）防災機器設付箇所は，標準図第２７４による。

ガス設備

1．配管材料　（1）一般　（2）地中埋設部

※ 配管用炭素鋼鋼管（白）　※ ポリエチレン被覆鋼管

・ ガス事業者の規定による　・ ガス事業者の規定による

・　・ ガス用ポリエチレン管

2．都市ガス　（1）ガスメーター

・ 朝メーターはガス事業者の設置，子メーターは本工事

（2）引込み負担金　・ 不要　・ 要（・ 別途工事　・ 本工事 ）

3．液化石油ガス　（1）ガスボンベ　※ 借用　・ 買い取り　（・ 10kg　・ 20kg　・ 50kg　本 ）

（2）ガスメーター　朝メーターはガス事業者の設置，子メーターは本工事とする。

（3）集合装置　・ 埋準図（施工７２）による（・ 本結）

（4）配管出口等　・ 埋準図（施工７３）（・ (a)　・ (b) ）　・ ボルト，チェーン等はＳＵＳ製とする。

・ 容器固定員をＳＬＨ３００に追加設置する。

4．ガス漏れ警報器　図中の場所に取付ける　（・ 分離形　・ 一体形 ）　・ 別途電気工事

外部出力端子　（・ あり　・ なし ）

5．埋設深さ　（1）一般敷地内（　　ｍ以上）　（2）敷地内車両通路（　　ｍ以上）

（3）公道（ガス供給事業者及び道路管理者規定による）

6．その他　配管工事は，原則としてガス供給事業者の責任施工とする。　供給事業者名（　　）

外構工事

1．方式　用途　方式（・ ロープ式　・ 油圧式　・　　）　用途（ ・一般乗用　・車いす用　・貨物用　・　）

2．積載量（kg）　定員（人）　積載量（　　kg）　定員（　　人）

3．速度（m/分）　停止階床　速度（　　m/分）　停止階床（　　階床停止）

4．管制運転　・ 地震　・ 火災　・ 停電　・ 戻水　・ 自家発

5．工場検査予定　※ 有り　・ なし

・ あり（　　ヶ月）　※ なし

6．無償保守期間

1．特記事項　※施地一式のとりこわし工事に適用した上，機器等の改修工事は適用外

①施工計画書には，産業廃棄物処理計画を記載するとともに，解体施工前に事前調査を行い，その結果を「指定様式２－１　建設副産物処理表（施工計画書用）」として監督職員に提出すること

②地面品の一切については，有害物質等の含有又は含有の可能性の有無について改めて調査を行い，その結果を「指定様式２－２　建設副産物処理表（地面品調査用）」として監督職員に提出すること

③上記２により判ならば有害物質等の含有又は含有の可能性がある地面品を確認した場合には，速やかに監督職員と協議するとともに，産業廃棄物処理計画の変更を行い，監督職員の承諾を得た上で処理・処分すること

④地面品の取扱いについては，関係法令等に従い適切な処理・処分を行うとともに，その結果を「指定様式２－３　建設副産物処理表（番号）」として監督職員に提出すること

表１「完成書類」　本工事終了後下記の書類を提出すること。

名称	完成書類	部数	名称	完成書類	部数
1　完成調書	茨城工事完成引渡書類（令和3年4月1日版）	1部	6　取扱説明書 ①収守に関する案内書 ②機器別取扱説明書 ③緊急連絡先一覧 ④各種保証書	A4版：表表紙金文字製本 （2　完成図書と合本可） ③完成図書電子データ 10．工事に関する承諾書類	1部
2　完成図書	A4版：表表紙金文字製本 （

凡 例

記 号	名 称	備 考	記 号	名 称	備 考	記 号	名 称	備 考
—— - - ——	給水管	水道用亜鉛メッキ鋼管(JIS G3442)	⋈	仕切弁	JIS10K	⊠	雑排水桝	既成桝(鋳鉄製・ﾏﾝﾎｰﾙ共)
—⊂—	汚水管	硬質塩化ビニル管(VP)	⊿	逆止弁	JIS10K	- - - - -	通気管	硬質塩化ビニル管(VP)
————	雑排水管	硬質塩化ビニル管(VP)	¤	給水栓		- - ⊕	通気金物	壁埋込型(ﾒｯｷ製)
—— G ——	ガス管	水道用亜鉛メッキ鋼管(JIS G3452)	⚥	ガス栓		⊙	ﾌﾗｯｼｭ弁	
—— S ——	冷媒管(往)	銅管	⊘	床排水金物				
—— R ——	冷媒管(還)	銅管	⦶	床上掃除口				
—— D ——	ドレン管	水道用亜鉛メッキ鋼管(JIS G3452)	⬚	汚水桝	既成桝(鋳鉄製・ﾏﾝﾎｰﾙ・ｲﾝﾊﾞｰﾄ共)			

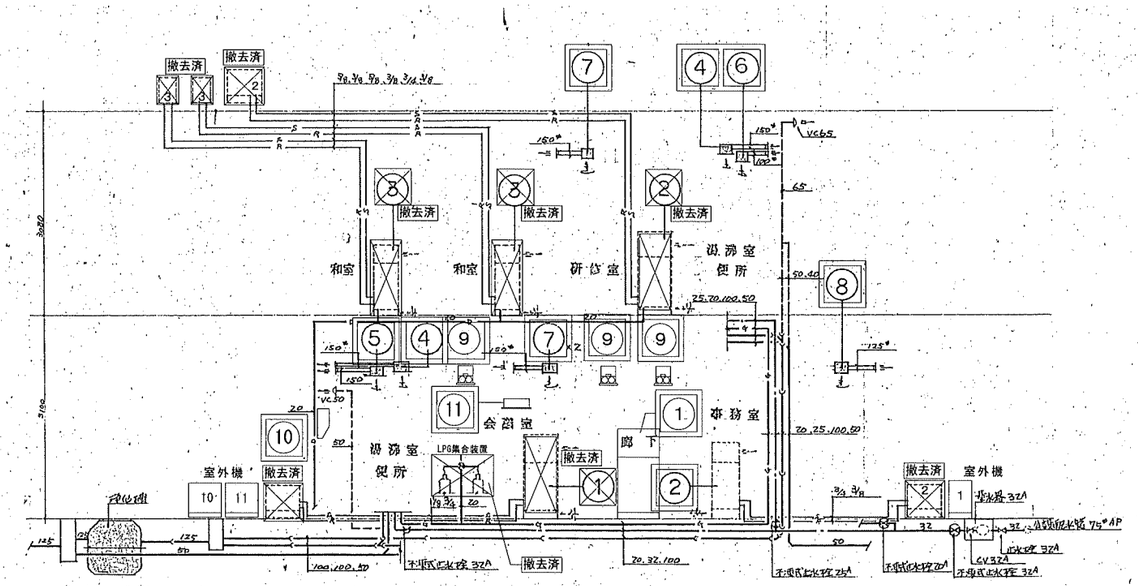

系統図

注記事項

1. ▭ は、機器、器具のみ撤去を行い建築工事へ引渡しとする。
2. ⊠ は、機器、器具の撤去済みを示す。
3. 上記に伴う付帯する設備（配管、ダクト類）は、建築工事で撤去を行う。
4. 水道メーター（30A）は、水道事業者に返納する。
5. 止水栓は残置とし、以降二次側配管は建築工事で撤去を行う。
6. 汚水公設桝は残置とし、以降の一次側配管、排水桝、浄化槽は建築工事で撤去を行う。
7. 屋内外配管、ダクト、冷媒管等の撤去は建築工事で行う。
8. 建築工事で産業廃棄物として処理するため、機器、器具、ダクト等の重量を建築工事へ報告を行う。

柴 田 町 財 政 課

訂正	発行	工事名	令和８年度 旧機木事務所解体工事	図番	M-02
		図面名	凡例・系統図	連番	
			日付	縮尺	A1:NO SC A3:NO SC

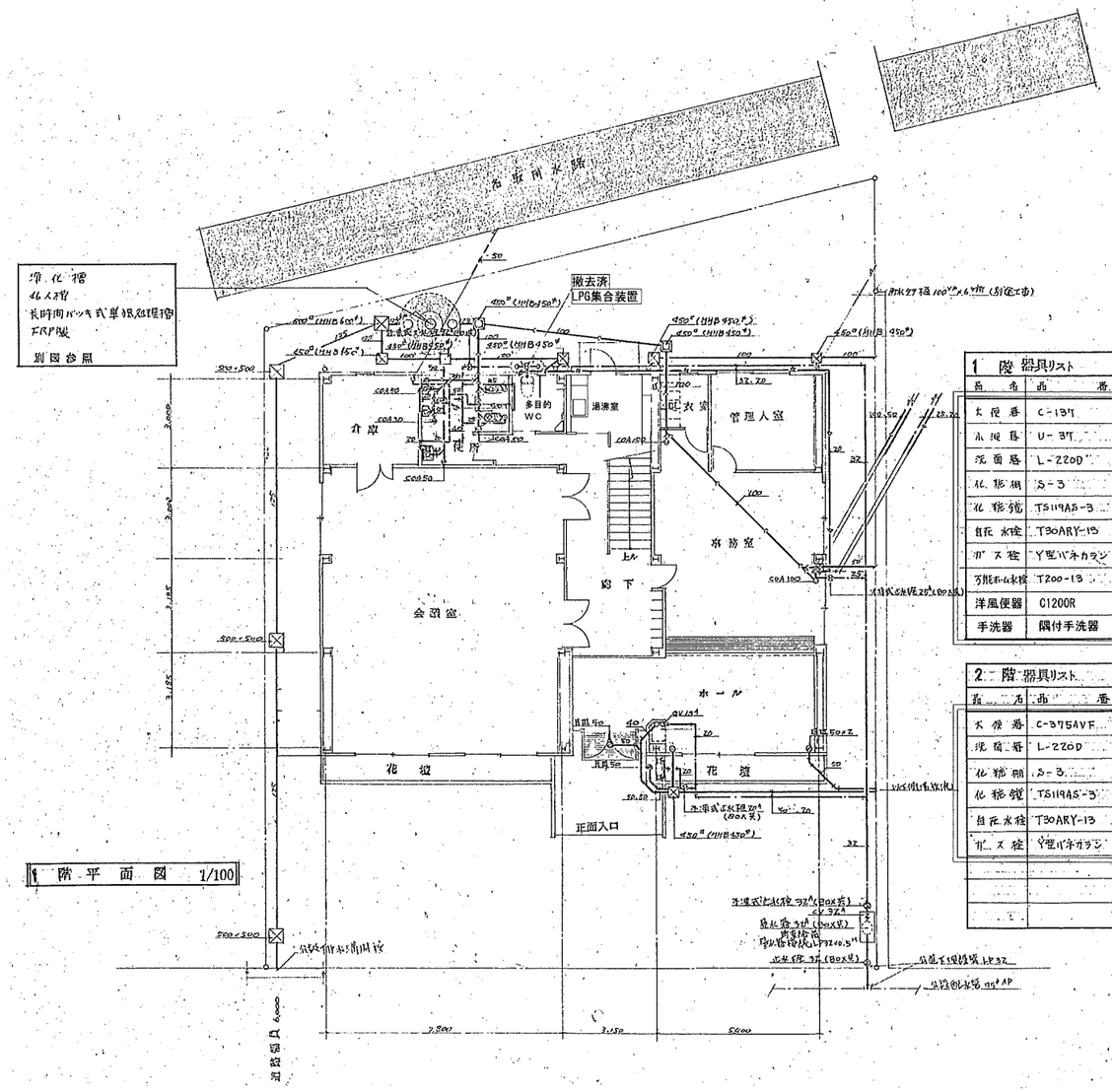

1 階平面図 1/100

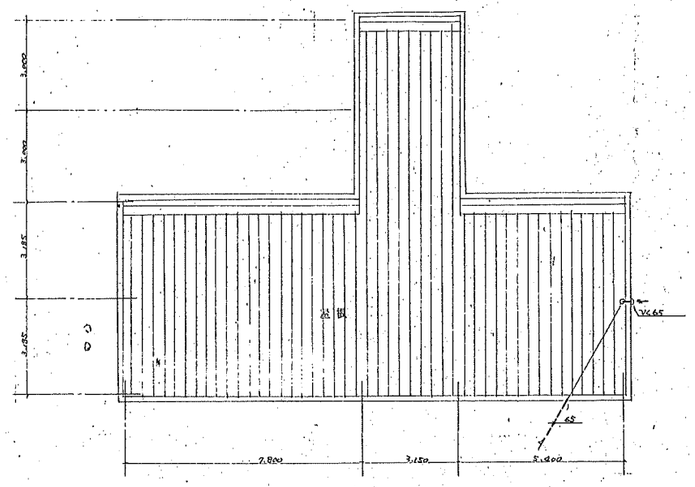

屋根平面図 1/100

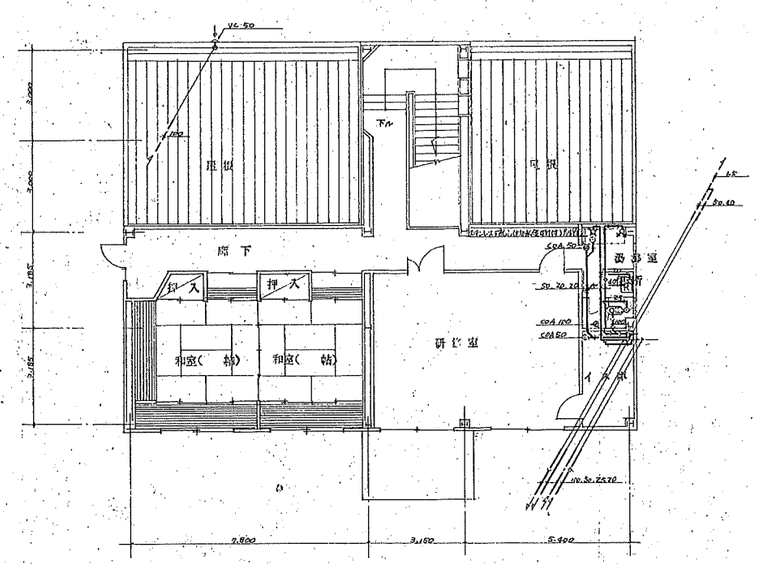

2 階平面図 1/100

1 階 器具リスト

品名	品番	附属品	個数
大便器	C-1371	TV150DM, TH150 TBZC32, TS116	2
小便器	U-371	TG05, T62-16, TU371D, T64CW	2
洗面器	L-220D	T20SY, T4A, T6P TL220D	1
化粧鏡	S-3		1
化粧鏡	TS119AS-3		1
自在水栓	T30ARY-13	(湯沸室)	1
ガス栓	Y型バネカラン	13A×9 (〃)	1
万能ホース水栓	T200-13	(庭用)	2
洋風便器	C1200R		
手洗器	隅付手洗器	S710B	

2 階 器具リスト

品名	品番	附属品	個数
大便器	C-375AVF	TV183, T8ZC32, TS3HWA75, TS116	1
洗面器	L-220D	T20SY, T4A, T6P TL220D	1
化粧鏡	S-3		1
化粧鏡	TS119AS-3		1
自在水栓	T30ARY-13	(湯沸室)	1
ガス栓	Y型バネカラン	13A×9 (〃)	1

注記事項
1. ▭ は、機器、器具のみ撤去を行い建築工事へ引渡しとする。
2. ▨ は、機器、器具の撤去済みを示す。
3. 上記に伴う付帯する設備（配管、ダクト類）は、建築工事で撤去を行う。
4. 水道メーター（30A）は、水道事業者に返納する。
5. 止水栓は残置とし、以降二次側配管は建築工事で撤去を行う。
6. 汚水公設桝は残置とし、以降の一次側配管、排水桝、浄化槽は建築工事で撤去を行う。
7. 屋内外配管、ダクト、冷媒管等の撤去は建築工事で行う。
8. 建築工事で産業廃棄物として処理するため、機器、器具、ダクト等の重量を建築工事へ報告を行う。

柴田町財政課

訂正	発行	工事名	令和８年度 旧機木事務所解体工事
		図面名	給排水衛生設備　１・２階平面図・機器リスト
		図番	M-03
		縮尺	A1:1/100 A3:1/200

機器リスト 【撤去・処分】

番号	名称	型式	台数	特徴・仕様	電動機 (kW)	備考
1	空気調和器	壁埋込パレット型	2	冷房能力 19,000 kcal/hr 加熱能力 18,800 kcal/hr 屋内ユニット / 屋外ユニット	0.75 / 2.4 3φ200V	
2	空気調和器	壁埋込パレット型	2	冷房能力 10,600 kcal/hr 加熱能力 10,400 kcal/hr 屋内ユニット / 屋外ユニット	0.25 / 1.8 3φ200V	
3	空気調和器	壁埋込パレット型	2	冷房能力 5,300 kcal/hr 加熱能力 5,100 kcal/hr 屋内ユニット / 屋外ユニット	0.15 / 2.22 3φ200V	(加湿ヒーター1.5kW付属)
4	換気扇	ダクト用	2	天井付 風量 250 m³/hr 静圧 6	64W 1φ100V	VC 150φ
5	換気扇	ダクト用	1	天井付 風量 200 m³/hr 静圧 6	64W 1φ100V	VC 130φ
6	換気扇	ダクト用	1	天井付 風量 100 m³/hr 静圧 6	45W 1φ100V	VC 100φ
7	換気扇	ダクト用	3	天井付 風量 200 m³/hr 静圧 8	64W 1φ100V	VC 150φ
8	換気扇	ダクト用	1	天井付 風量 125 m³/hr 静圧 8	45W 1φ100V	VC 125φ
9	換気扇	壁付	3	250φ		
10	空気調和器	壁付	1	冷房能力 2.5kw 暖房能力 3.2Kw	1φ100V	
11	空気調和器	天吊カセット	1	冷房能力 5.6kw 暖房能力 6.3Kw	1φ200V	
12	オイルタンク		1	灯油用 450L		

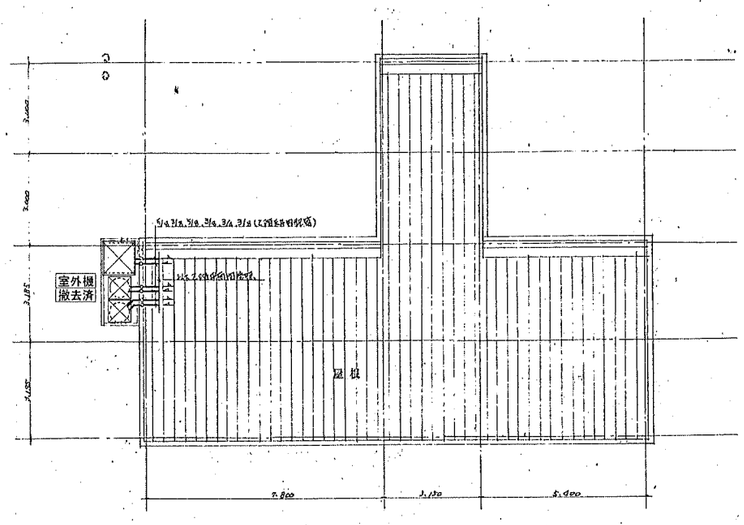

屋根 平面図 1/100

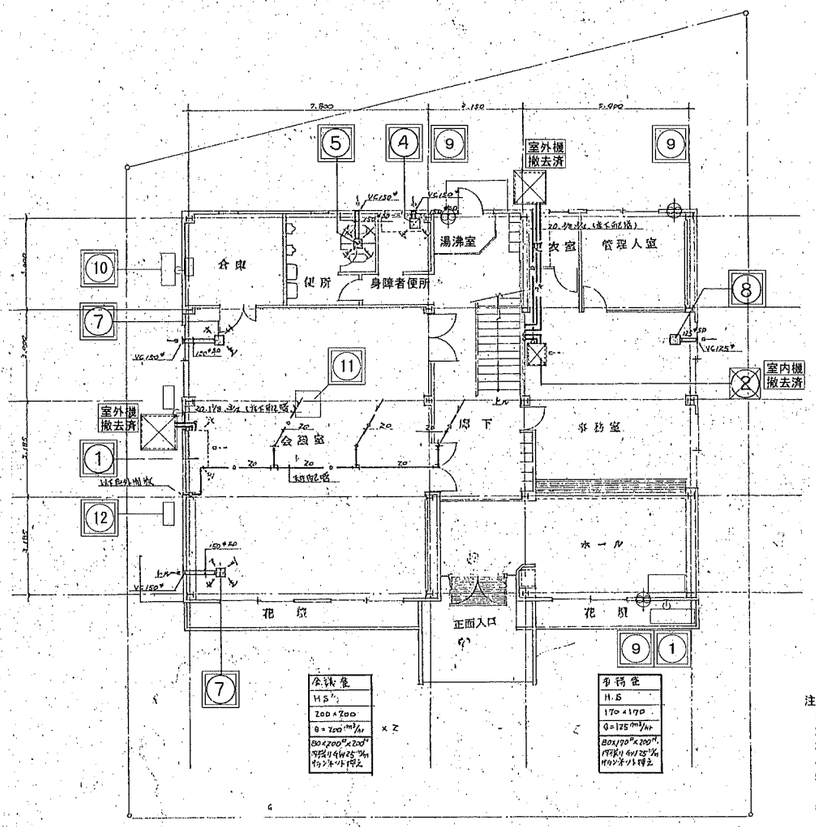

1 階平面図 1/100

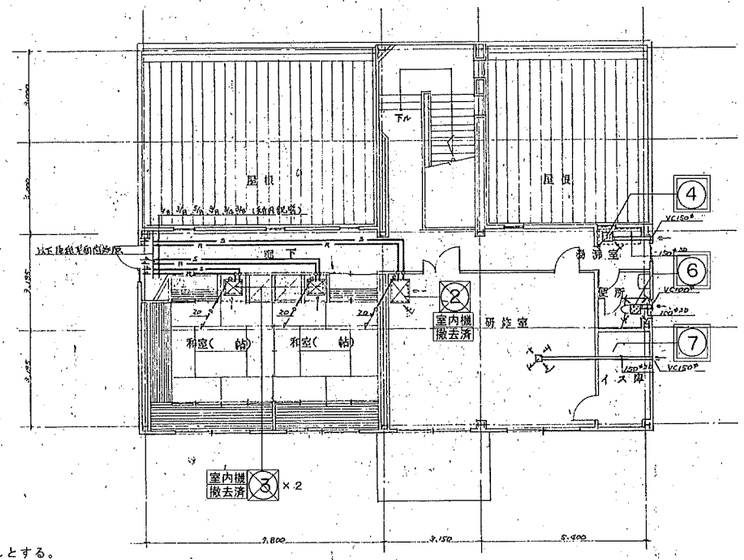

2 階平面図 1/100

注記事項
1. ▭ は、機器、器具のみ撤去を行い建築工事へ引渡しとする。
2. ⊠ は、機器、器具の撤去済みを示す。
3. 上記に伴う付帯する設備（配管、ダクト類）は、建築工事で撤去を行う。
4. 屋内配管、ダクト、冷媒管等の撤去は建築工事で行う。
5. 建築工事で産業廃棄物として処理するため、機器、器具、ダクト等の重量を建築工事へ報告を行う。
6. 機器番号1×1台、10×1台、11×1台は、冷媒ガス回収後、産業廃棄物として廃棄する。

柴田町財政課

工事名	令和８年度 旧槻木事務所解体工事	図番	M-04
図面名	空調・換気設備・１・２階平面図・機器リスト	縮尺	A1:1/100 A3:1/200

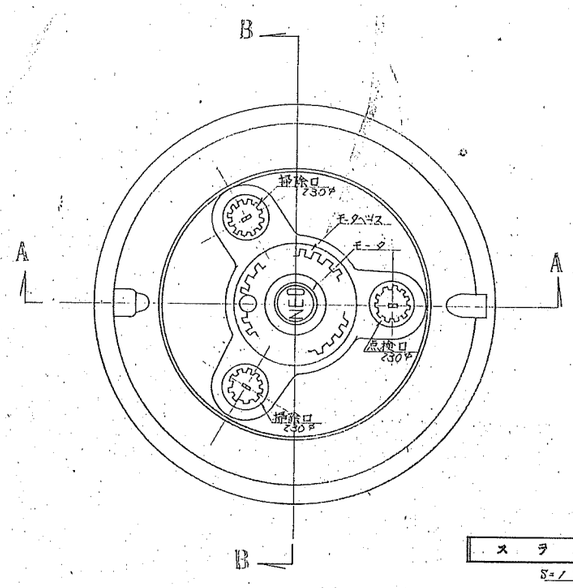

スラブ

S=1:15

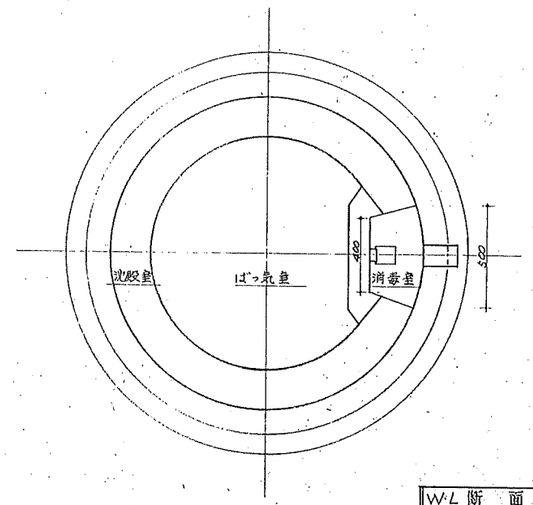

W·L 断面図

ネオ浄化そう AR-30形 容量計算書		
総容量	① $\frac{0.65}{3}\pi(0.795^2+0.885^2+0.795\times0.885)$	1.440 m^3
	$\frac{0.7}{3}\pi(0.885^2+0.8^2+0.885\times0.8)$	1.561
	小計	3.001
消毒室	② $0.5\times0.3\times\frac{(0.5+0.4)}{2}$	0.067 m^3
	小計	0.067
ばっ気室	③ $\frac{0.45}{3}\pi(0.855^2+0.8^2+0.855\times0.8)$	0.967
	④ $\frac{0.9}{3}\pi(0.62^2+0.8^2+0.62\times0.8)$	1.431
	小計	2.398
沈殿室	① − (② + ③)	0.536
	小計	0.536

※ 参考重量：230kg

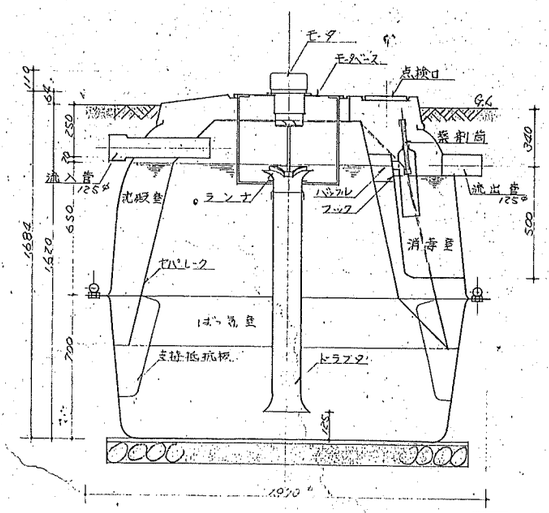

AA 断面図

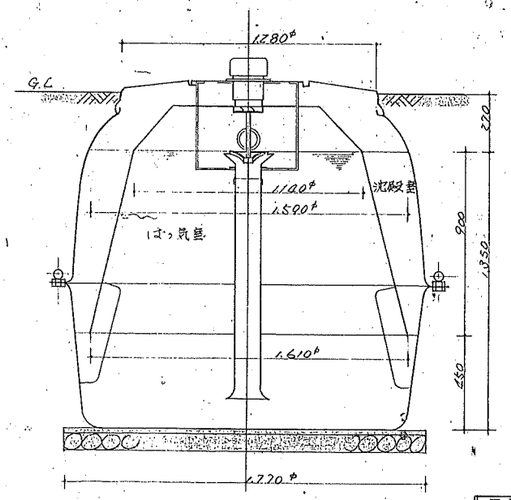

BB 断面図

既存図

柴田町財政課

訂正	発行	工事名	令和８年度 旧機木事務所解体工事
		図面名	浄化槽詳細図（参考図）
		設計者	
		図番	M-05
		縮尺	A1:1/15 A3:1/30